

平成 23 年度
包括外部監査の結果報告書

テーマ : 盛岡市における高齢者福祉事業 及び
介護保険事業に係る事務の執行等について

盛岡市包括外部監査人

公認会計士

花館 達

目次

第1. 包括外部監査の概要

I.	監査の種類	1
II.	選定した特定の事件（テーマ）	1
III.	監査の対象年度	1
IV.	監査の対象機関	1
V.	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
VI.	監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）	
1.	監査の視点	2
2.	主な監査手続	2
VII.	監査の実施期間	3
VIII.	監査の実施概要	3
IX.	包括外部監査人及び補助者	
1.	包括外部監査人	3
2.	補助者	3
X.	利害関係	4

第2. 盛岡市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の概要

I.	盛岡市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の事務執行機構及び要員	5
II.	盛岡市の高齢者福祉事業の概要	
1.	盛岡市の高齢化の進展の状況	6
2.	盛岡市の高齢者福祉事業に係る基本理念	6
3.	盛岡市の基本方針	6
4.	法的位置付け	7
5.	高齢者福祉関係法令の目的について	7
6.	高齢者福祉関係法令を遵守し、市の目指す姿を実現するための計画	8
III.	盛岡市における介護保険事業の概要	
1.	介護保険制度の目的	9
2.	業務の概要	11
IV.	地域支援事業の概要	

1.	介護予防事業の概要	26
2.	包括的支援事業（盛岡市地域包括支援センター運営事業）の概要	30
3.	任意事業の概要	32
V.	指定管理者制度の概要	
1.	指定管理者制度の導入	35
2.	市の高齢者福祉施設における指定管理者制度の概況	35
VI.	市の設置する高齢者福祉施設の概要	
1.	軽費老人ホーム	40
2.	老人福祉センター	40
3.	老人憩いの家	42
4.	世代交流センター	42
VII.	予算・決算の状況（社会福祉費一般会計及び介護保険費特別会計）	44
VIII.	盛岡市が設置する外部組織の概要	46
IX.	「盛岡市 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」の概要	47
X.	高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る条例等	48

第3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

I.	監査結果の総括	51
II.	介護保険総務事務及び介護保険給付事務の執行について	
1.	介護保険事業総務事務の執行状況	52
2.	介護給付の実施状況	52
3.	実施した監査手続	52
4.	監査結果	54
III.	介護保険料の徴収事務の執行について	
1.	介護保険料の納付状況について	56
2.	実施した監査手続	60
3.	監査結果	62
4.	監査結果に添える意見	64
IV.	地域支援事業の実施状況について	
1.	地域支援事業に係る予算及び決算の状況	66
2.	実施した監査手続	67
3.	監査結果	67
4.	監査結果に添える意見	71
V.	介護保険給付サービス以外の高齢者福祉の概要について	

1.	高齢者福祉の概要	72
2.	実施した監査手続	73
3.	監査結果	73
4.	監査結果に添える意見	74
VI.	指定管理者の選定及び監督状況について	
1.	指定管理者制度の状況	75
2.	実施した監査手続	79
3.	監査結果	79
4.	監査結果に添える意見	82
VII.	高齢者福祉事業に係る外注契約（委託契約）について	
1.	外注契約の概要	85
2.	実施した監査手続	86
3.	監査結果	88
4.	監査結果に添える意見	89
VIII.	高齢者福祉施設内の資産管理について	
1.	高齢者福祉施設に係る固定資産管理の概要	90
2.	実施した監査手続	91
3.	監査結果	92
4.	監査結果に添える意見	94
IX.	指導監査、実地指導等の実施状況について	
1.	指導監査、実地指導等の制度の概要	96
2.	実施した監査手続	97
3.	監査結果	97
4.	監査結果に添える意見	102
X.	高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る基金について	
1.	介護給付費準備基金の概要	104
2.	実施した監査手続	104
3.	監査結果	104
XI.	盛岡市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について	
1.	盛岡市総合計画実施計画と盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画との対応関係	105
2.	実施した監査手続	109
3.	監査結果	109

第1. 包括外部監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について

III. 監査の対象年度

平成22年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

但し、必要があると判断した場合には、平成21年度以前に遡り、また、一部平成23年度についても対象とした。

IV. 監査の対象機関

盛岡市保健福祉部

（注）特別区である玉山区に設置する玉山総合事務所健康福祉課は、健康福祉事業及び介護保険事業に係る玉山区住民からの受付事務の執行を行うのみであるため、監査対象としなかった。玉山区住民に対する受付事務以外の高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営は、介護高齢福祉課及び高齢者支援室が行っている。

V. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

わが国での少子高齢化が進行する中、市は平成12年度16.0%、平成22年度21.0%であった高齢化率（市の総人口に占める65歳以上の人口の割合）が、平成26年には23.9%にのぼり、その後も高齢化率の上昇が継続的になるものと想定している。そうした状況を踏まえ市は、「高齢社会に適応した高齢者福祉の充実」を施策として、「高齢者の社会参加の促進」「高齢者福祉サービスの充実」を基本事業とする計画を進行中である。具体的には、諸般の状況を反映して毎年度更新・見直しを行っている盛岡市総合計画実施計画に「生きがい活動推進事業」「介護保険事業」を主要事業とした平成20年度から22年度にかけての施策が掲げられており、さらに平成23年度から25年度にかけての同計画において、それらが引き続き主要事業とされている。しかし、市が実施した平成22年度の市民アンケートによると、高齢者福祉の充実については、「満足度が低く、水準の向上が期待される」

と評価されている。

一方、市の財政状況は厳しい状況にある。限られた予算の中でより高度なレベルでの高齢者福祉の充実を図っていくには、適切な事業計画の策定とそれに基づく効率的な事業運営が必要であると考えられる。

このような状況から、高齢者福祉事業及び介護保険事業の事務の執行等について監査対象とすることが必要であると判断した。

VI. 監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）

1. 監査の視点

高齢者福祉事業及び介護保険事業が、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるように運営され、事務の執行組織及び運営が合理的であるか、という視点から監査した。また、高齢者福祉事業及び介護保険事業が、「盛岡市総合計画」基本構想に従って運営されているか、という視点から監査した。

高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等に関する主な監査要点は次のとおりである。

- (1) 高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等が、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているか
- (2) 高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているか
- (3) 盛岡市の高齢化の現状と今後の高齢化の進展の調査・分析が行われ、その結果を踏まえた高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が策定され、実施されているか
- (4) 事務の執行が合理的と考えられる方法によって適切に行われているか

2. 主な監査手続

- (1) 高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の関連書類一式の閲覧等を実施し、法規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- (2) 経済性・効率性等の検証のために、高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、ヒアリング及び調査・分析等を行った。
- (3) 必要と考えた施設の現場視察を行った。

Ⅶ. 監査の実施期間

自 平成 23 年 5 月 8 日 至 平成 24 年 2 月 2 日

(実地調査期間 自 平成 23 年 7 月 14 日 至 平成 24 年 1 月 31 日)

Ⅷ. 監査の実施概要

監査対象事項	監査場所	作業日数
監査対象事件の選定	盛岡市庁舎	1
	監査人事務所	2
監査計画の立案	監査人事務所	1
監査対象事件の諸資料の内容確認、ミーティング	盛岡市庁舎	63
	青山老人福祉センター 高松老人憩いの家	1
全体ヒアリング（準備作業及び取り纏めを含む）	盛岡市庁舎	4
	監査人事務所	4
現場視察	各業務現場	4
諸資料の再確認、報告書の検討、打合せ及び検討	盛岡市本庁舎	4
	監査人・補助者事務所	36
その他（提出書類の作成等）	監査人・補助者事務所	1
合計	盛岡市本庁舎	72
	青山老人福祉センター 高松老人憩いの家	1
	現場視察（7箇所）	4
	監査人・補助者事務所	44
	総執務日数	121

(注) 1. 上記執務日数は、1日の作業時間が6時間以上である執務日を集計している。

2. 現場視察の対象は、津志田老人福祉センター、都南老人福祉センター、太田老人福祉センター、本宮老人福祉センター、世代交流センター、山岸老人憩いの家である。

Ⅸ. 包括外部監査人及び補助者

1. 包括外部監査人

公認会計士 花館 達

2. 補助者

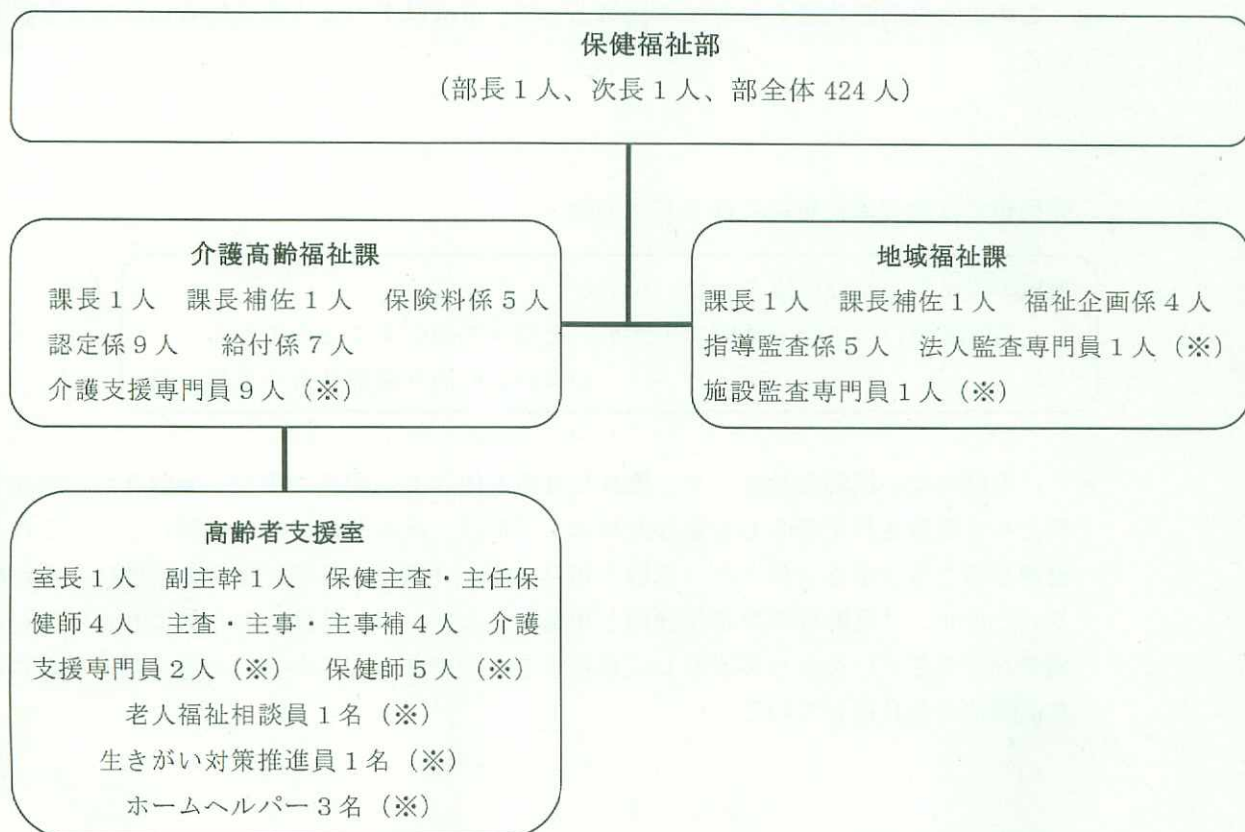
公認会計士 高橋 雄一郎

公認会計士 新井田 信也

第2. 盛岡市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の概要

I. 盛岡市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の事務執行機構及び要員

市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の事務執行主要機構は、保健福祉部 介護高齢福祉課と同課 高齢者支援室、及び地域福祉課である。平成23年4月1日現在の当該機構の概要図及び要員は、次のとおりである。



(注) 1. 人員に付した(※)印は、全員が非常勤職員であることを示す。

2. 上の図の人員のほか、特別区である玉山区に設置する玉山総合事務所健康福祉課の要員は13名である。当課は、健康福祉事業及び介護保険事業に係る玉山区住民からの受付事務の執行を行うのみであり、玉山区住民に対する受付事務以外の高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営は、介護高齢福祉課及び高齢者支援室が行っている。

Ⅱ. 盛岡市の高齢者福祉事業の概要

1. 盛岡市の高齢化の進展の状況

市の平成 22 年 4 月 1 日現在の推計人口は 297,267 人（男：141,061 人、女：156,206 人）であるが、65 歳以上の高齢者人口は 62,773 人（平成 22 年 9 月末現在）と、全人口に占める高齢者人口の比率は約 21%となっている。平成 12 年度は 16.0%にすぎなかった高齢者人口の比率について、盛岡市は平成 26 年度に 23.9%に上昇すると推計しており、高齢者人口の比率は今後高くなっていくものと推察される。

このような高齢化社会に対する施策として、市は以下のような高齢者福祉事業を展開している。

2. 盛岡市の高齢者福祉事業に係る基本理念

地域の人々がお互いに協力し合いながら
高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって過ごすことのできる
心のかよいあう高齢社会を目指して

「前例のない高齢化社会」を、優れた自然と住みよい環境の中で、高齢者が地域社会の一員として尊重された暮らしを営むために、「市民、民間団体、行政機関などが、それぞれの役割を果たしながら一体となった取り組み」や、「保健・医療と福祉の連携による健康づくり」と併せ、「高齢者の豊富な経験と知識などを生かした社会参加」により、生涯を通じて健やかで生きがいをもって安心して暮らすことのできる心のかよいあう連帯の精神に満ちた高齢社会を目指している。

3. 盛岡市の基本方針

基本方針 1 : 健康で安心な生活の実現
基本方針 2 : 生きがいをもって過ごせる生活の実現
基本方針 3 : 安心で心のかよいあう生活の実現

総合計画の施策の柱である「いきいきとして安心できる暮らし」の実現を目指し、高齢者の保健福祉・介護施策を推進しているが、少子高齢化の進展により高齢化率は上昇を続け、平成 20 年 6 月には 20%に迫り、ひとり暮らし高齢者の世帯が約 8,100 世帯へと増加することとなった。その結果、家庭における「介護力」や、地域の間人関係による「見守り」も低下している状況となっており、高齢者を地域全体で支えるケア体制の整備が求められている。

このことから、高齢者が生涯を通じて健康で生きがいを持って、いきいきとした生活を安心して送るためには、介護を必要とする状態にならないための介護予防、地域での暮らしを継続するための生活支援、サービスを選択するうえでの情報の提供などを行うことが重要と考え、市では三つの基本方針を定め、高齢者の保健福祉・介護施策を推進している。

4. 法的位置付け

(1) 高齢者福祉関係法令と高齢者福祉サービス

- ① 社会福祉法は、日本の社会福祉に関するあらゆる事項の共通基礎概念を定めた法律で、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表することと定め（社会福祉法第 107 条）、その実施を市町村に求めている。
- ② 老人福祉法は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定め（老人福祉法第 20 条の 8）、その実施を市町村に求めている。
- ③ 健康増進法は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとし（健康増進法第 8 条第 2 項）、その実施を市町村に求めている。
- ④ 介護保険法は、厚生労働大臣が定めた介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して、三年を一期とする市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとし（介護保険法第 117 条）、その実施を市町村に求めている。

(2) 高齢者福祉関係法令の遷移について

高齢者福祉に関する法律として老人福祉法が 1963 年に制定され、全ての老人に対する保障を担っていた。その後 1982 年に老人保健法が制定されたことにより、老人保健法に該当しない場合のみ老人福祉法が適用されることとなった。さらに、1997 年にはこれらの法律から介護部門を切り離し、介護保険法が制定された。その後、2008 年に老人保健法が廃止され、老人保健法の医療事業分野については高齢者の医療の確保に関する法律が策定され、それ以外の保健事業については健康増進法が策定されている。

5. 高齢者福祉関係法令の目的について

法名	目的条文
社会福祉法	第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。
老人福祉法	第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必

	<p>要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。</p>
健康増進法	<p>第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もつて国民保健の向上を図ることを目的とする。</p>
介護保険法	<p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつて国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
高齢者医療の確保に関する法律	<p>第一条 この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もつて国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>

6. 高齢者福祉関係法令を遵守し、市の目指す姿を実現するための計画

市では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、保健・福祉分野の連携が必要と考えており、老人福祉法に定める「市町村老人福祉計画」と健康増進法に定める「市町村健康増進計画」とを調和したものとして「高齢者保健福祉計画」を策定している。また、介護保険法に定める「市町村介護保険事業計画」に相当するものとして「介護保険事業計画」を策定している。また、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」は、社会福祉法が定める「市町村地域福祉計画」のうち高齢者を対象とする個別計画に相当するものとしている。

Ⅲ. 盛岡市における介護保険事業の概要

1. 介護保険制度の目的

介護保険は介護を必要とする状態になっても自立した生活を送ることができるよう社会全体で支える仕組みである（「平成 22 年度盛岡市の福祉」より）。

介護保険制度は平成 12 年 4 月に開始された。介護保険制度に関する市のこれまでの取り組みは以下のとおりである。

<市の取り組み>

年 月	経 緯 や 内 容
平成 7 年 3 月	○第三次盛岡市総合計画を決定
8 年 11 月	○平成 8 年度高齢者保健福祉実態調査を実施
9 年 4 月	○高齢福祉課に介護支援係を設置（職員 4 人・非常勤 1 人）
11 月 ～ 12 月	○平成 9 年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業におけるモデル事業（要介護認定モデル事業の実施）を実施
10 年 3 月	○盛岡市医師会との協議
4 月	○高齢福祉課介護支援係の体制を変更（職員 5 人）
5 月	○介護保険に係る庁内の組織体制及び事務処理システムについて調査検討することを目的として、介護保険プロジェクトチームを設置。検討開始
6 月	○盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（第 1 期）の策定に関し意見を聴くことを目的として、盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇談会（第 1 期）を設置
7 月	○盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇談会（第 1 期）による審議開始
8 月	○要援護高齢者等実態調査を実施
9 月 ～11 月	○平成 10 年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業におけるモデル事業（要介護認定モデル事業の実施・介護サービス計画の作成）を実施
11 月 ～ 3 月	○介護保険サービスへの参入意向及び供給量見込み調査を実施
11 年 4 月	○高齢福祉課介護支援係を廃止し、介護保険課を設置（職員 13 人）
6 月	○盛岡市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例を公布
9 月	○介護保険課の体制を変更（職員 21 人・非常勤 9 人） ○準備要介護認定申請の受付開始 ○盛岡市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例施行規則を公布
10 月	○盛岡市介護認定審査会運営要綱を制定 ○盛岡市介護認定審査会による審査・判定開始
12 年 2 月	○認定調査票等開示事務取扱要領を制定
3 月	○介護保険被保険者証を交付（有効期限 平成 18 年 3 月 31 日）

	<p>○盛岡市介護保険条例、盛岡市介護給付費準備基金条例、盛岡市介護保険規則を公布。盛岡市介護保険制度円滑導入基金条例を公布・施行</p> <p>○盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（第1期）を策定</p>
4月	<p>○盛岡市介護保険条例、盛岡市介護給付費準備基金条例、盛岡市介護保険規則を施行。盛岡市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例、盛岡市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例施行規則を廃止</p> <p>○第1号被保険者保険料基準額月額（第1期）を3,031円とする。</p> <p>○介護保険課の体制を変更（職員26人・非常勤7人）</p> <p>○介護保険短期入所サービス区分特例措置に係る居宅介護（支援）サービス費、介護保険高額介護サービス費の受領委任払い制度を制定</p>
7月	○盛岡市介護保険運営協議会による審議開始
9月	○介護保険料減免要綱、居宅介護サービス費等の額の特例等要綱を制定
13年3月	○盛岡市住宅改修理由書作成事務費補助金交付要綱、平成12年度盛岡市短期入所振替利用支援事業補助金交付要綱、平成13年度盛岡市短期入所振替利用支援事業補助金交付要綱を制定
4月	○介護保険課の体制を変更（職員25人・非常勤7人）
6月	○介護保険居宅介護（支援）住宅改修費、介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費の受領委任払い制度を制定
10月	○生活困窮者に係る保険料の減額の特例を制定
平成14年3月	○盛岡市介護保険制度円滑導入基金条例の失効
6月	○盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇談会（第2期）を設置 盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（第1期）の見直し作業を行うに当たり、意見を聴くことを目的とする。
8月	○盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇談会（第2期）による審議開始
15年2月	○社会福祉法人岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会において、岩手県特別養護老人ホーム入所に関する指針を策定
3月	<p>○介護保険料の滞納に係る給付制限等に関する事務取扱要領を制定</p> <p>○盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（第2期）を策定</p>
4月	○第1号被保険者保険料基準額月額（第2期）を2,683円とする。
6月	○盛岡市住宅改修理由書作成事務費補助金交付要綱を廃止
11月	○「平成15年の異常気象による災害」に係る保険料の減額及び居宅介護サービス費等の額の特例措置を実施
16年6月	○盛岡市住宅改修理由書作成事務費補助金交付要綱を制定
17年2月	○認定調査等開示事務取扱要領の一部改正
10月	○盛岡市介護保険規則の一部改正

18年1月	○玉山村と合併
3月	○盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）を策定
4月	○盛岡市介護保険規則の一部改正 ○第1号被保険者保険料基準額月額（第3期）を3,676円とする。 ○介護保険料の滞納に係る給付制限等に関する事務取扱要領の一部改正 ○介護保険料減免要綱の一部改正 ○認定調査票等開示事務取扱要領の一部改正 ○盛岡市介護認定審査会運営要綱の改正 ○居宅介護サービス費等の額の特例等要綱の一部改正 ○介護保険課を廃止し、介護高齢福祉課設置（職員28人・非常勤14人） ○盛岡市介護保険条例の一部改正
20年4月	○盛岡市介護保険条例の一部改正 ○盛岡市介護保険規則の一部改正 ○介護保険料減免要綱の一部改正 ○居宅介護サービス費等の額の特例等要綱の一部改正
21年3月	○盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）を策定 ○盛岡市介護従事者処遇改善基金条例を制定
4月	○盛岡市介護保険条例の一部改正（保険料段階設定 6段階⇒9段階） ○第1号被保険者保険料基準額月額（第4期）を4,312円とする。 ○介護保険料減免要綱の一部改正（条例改正に伴う文言整理）
8月	○高額医療・高額介護合算制度に係る申請の受付を開始
22年4月	○介護高齢福祉課の高齢福祉係を廃止し、高齢者支援室を設置（職員32人・非常勤20人、うち高齢者支援室 職員9人・非常勤11人）

※平成22年4月まで

（平成22年度版 盛岡市の介護保険 より）

2. 業務の概要

(1) 被保険者について

次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする（介護保険法第9条）。

- イ. 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。）
- ロ. 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（以下「第2号被保険者」という。）

このうち第2号被保険者の介護保険料は国民健康保険等の医療保険料と一括して徴収され、社会保険診療報酬支払基金から各市町村へ給付費等の一定割合（本人負担分を除いた部分の30%）が交付されるため、市町村が直接収入として計上するのは第1号被保険者の保険料となる。

第1号被保険者はどのような病気やけがが原因となっても介護が必要と認定されれば介

護サービスを利用できるが、第2号被保険者は特定疾病により介護が必要と認定された場合のみ利用が可能である。

(2) 第1号被保険者の保険料について

平成22年度の第1号被保険者の保険料は、平成21年3月策定の第4期介護保険事業計画に基づき平成21年度から平成23年度の各年度のイ.被保険者数の推計 ロ.要介護認定者数の推計 ハ.サービス事業費の推計 ニ.地域支援事業費の推計 ホ.財政安定化基金拠出金の算定 ヘ.調整交付金見込額の算定 ト.世帯の収入・課税状況等に設定される各負担段階該当者数の推計 チ.介護従事者処遇改善臨時特例交付金交付額の算定を行い、これらを基算定された。

<第1号被保険者の保険料基準額月額>

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
介護サービス総費用額	17,143,893	18,116,360	19,680,710	54,940,963
標準給付費見込額 ①	15,583,150	16,471,906	17,896,924	49,951,980
地域支援事業見込額 ②	338,446	346,490	355,480	1,040,416
合計額 (①+②) ③	15,921,596	16,818,396	18,252,404	50,992,396
第1号被保険者負担分 (③×20%) ④	3,184,319	3,363,679	3,650,481	10,198,479
調整交付金勘案後額 ⑤	④ + (①×5%) - (①×5.04%)			10,178,498
財政安定化基金拠出金 (A)				-
介護給付費準備基金取崩額 (B)				350,000
保険料収納必要額 ⑥	⑤ + (A) - (B)			9,828,498
予定保険料収納率 ⑦				98.70%
第1号被保険者保険料賦課総額 ⑧	⑥ / ⑦			9,957,951
所得段階別補正後被保険者数 ⑨	61,875 人	63,170 人	64,891 人	189,935 人
第1号被保険者保険料基準月額 ⑩	⑧ / ⑨ / 12月			4,369 円
特例交付金交付額 (C)				128,185
保険料基準月額 (特例交付金による軽減後の額) ⑪	(⑩ - (C)) / ⑦ / ⑨ / 12月			4,312 円

(盛岡市高齢者保険福祉計画・第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)より)

以上の方法により求められた第1号被保険者の保険料基準額月額は4,312円となり、第3期（平成18年度から平成20年度）の3,676円より636円の上昇となった。

各所得段階ごとの第1号被保険者保険料は以下のとおりである。

<所得段階ごとの第1号被保険者保険料>

段階区分	対象者	保険料基準額月額	料率	月額	年額
第1段階	・生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている人 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人	4,312円	0.50	2,156円	25,900円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人（第1段階の人を除く）		0.50	2,156円	25,900円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階以外の人		0.75	3,234円	38,800円
特例 第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者があり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人		0.90	3,881円	46,600円
第4段階 (基準額)	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がいる人で、特例第4段階以外の人		1.00	4,312円	51,700円
第5段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が125万円未満の人		1.15	4,959円	59,500円
第6段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が125万円以上200万円未満の人		1.25	5,390円	64,700円
第7段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が200万円以上400万円未満の人		1.50	6,468円	77,600円
第8段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が400万円以上の人	1.65	7,115円	85,400円	

（盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）より）

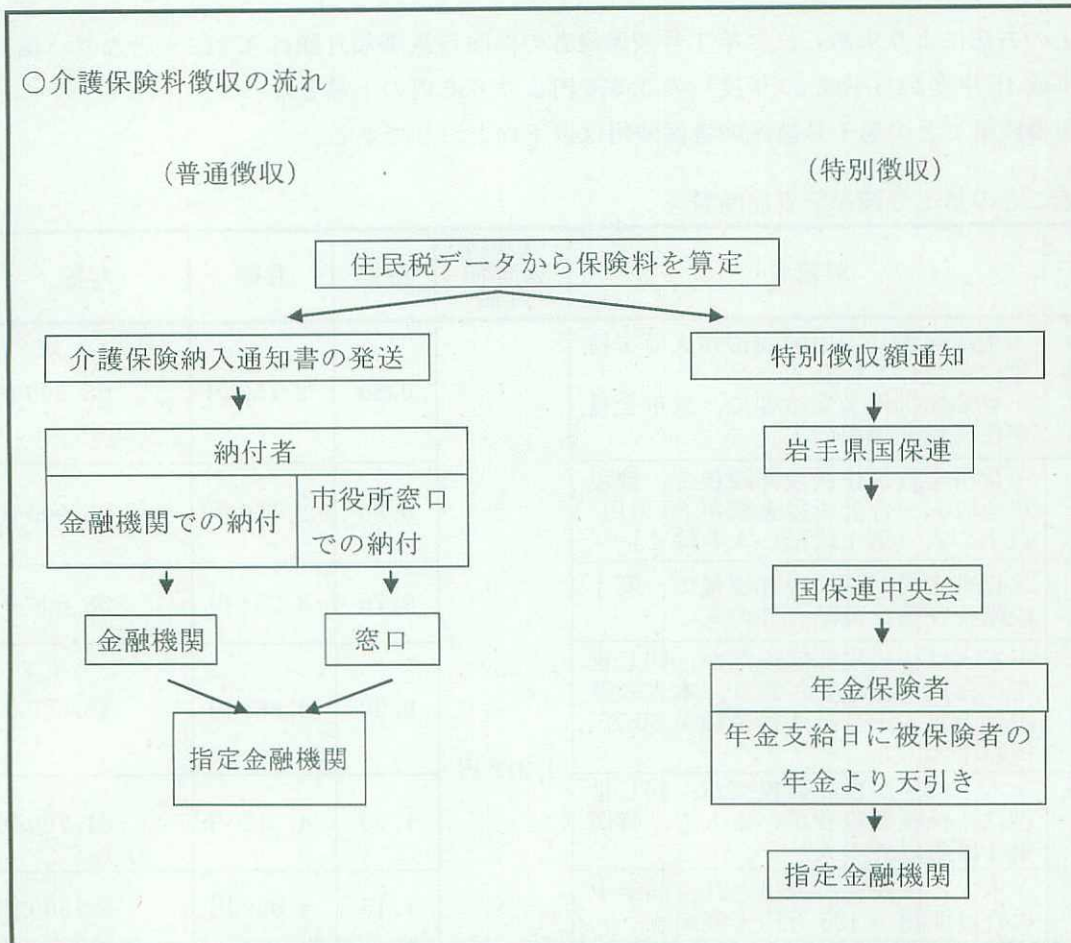
（3）介護保険料の徴収について

第1号被保険者の保険料の徴収方法には、年金の定期支払時（年6回）に天引きされる特別徴収と市町村が送付する納付書により金融機関等で納付する普通徴収がある。

特別徴収は65歳以上の第1号被保険者の保険料の徴収方法として原則的な方式であり、年金保険者（国民年金と厚生年金は日本年金機構、共済年金は共済組合等）が高齢年金や退職年金、障害年金、遺族年金を支払う際に天引きで徴収して、市町村に納付する方式である。

一方、普通徴収は特別徴収によることが不可能、あるいは不適当な被保険者に対して行われる徴収方法であり、対象者は高齢年金や退職年金を受給していない人（無年金者）や4月2日以降に65歳になった人や他市町村から転入した人等である。

徴収の流れは以下のとおりである。



特別徴収は年金保険者が被保険者の年金から天引きするため、収納率が100%であり、滞納に対する督促や介護サービスの給付制限は普通徴収による納付をしている被保険者が対象となる。

(4) 要介護認定について

被保険者が介護保険のサービスを利用するには、要介護認定を受ける必要がある。この場合、次のような手続を踏む。

- ①申請： 介護高齢福祉課において、申請の受付事務を行う。また、申請者は、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等に申請事務を代行させることができる。申請に必要なものは、申請書、介護保険証（65歳以上）又は健康保険証（40歳から64歳）、印鑑、かかりつけの医療機関が分かるものである。
- ②認定調査： 認定調査員は、申請した被保険者に面接して、全国共通の認定調査票に基づいた調査をし、その結果を記入する。
- ③主治医の意見書の作成： 市が主治医に依頼して意見書を作成してもらう。
- ④一次判定： 認定調査票及び主治医意見書を元に要介護認定等基準時間を算定して、要介護状態区分を判定する。

⑤二次判定： 介護認定審査会が、認定調査票及び主治医意見書を参考に一次判定の見直しを行い、要介護、要支援、非該当の別に判定する。

二次判定を行う介護認定審査会の委員は75名で、医師等から構成されている。5名ずつ15の合議体を形成して、合議体が持ち回りで審査会を開催する。同審査会はほぼ毎日開催されており、一日に2つの合議体が並行して審査を実施することも多い。同審査会開催の7～8日前に各委員に資料（介護認定調査票、主治医意見書をシステムに読み込んで出力したもの）を送付する。その際、氏名・生年月日・被保険者番号等の個人情報に関する記載は消して送付する。要介護1の場合は状態像（認知機能の低下等又は不安定な状態）の確定をしなければならない。

認定申請件数及び認定者数の状況は以下のとおりである。

<要介護（要支援）認定申請件数の推移>

種 別	平成 20 年度 (件)	平成 21 年度 (件)	平成 22 年度 (件)	対前年度比
新規	2,952	2,798	3,010	7.6%
区分変更	731	749	854	14.0%
更新	8,002	7,634	9,294	21.7%
生活保護継続	9	5	8	60.0%
小計	11,694	11,186	13,166	17.7%
転入	98	72	126	75.0%
計	11,792	11,258	13,292	18.1%

(平成 23 年度第 1 回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

平成 22 年度の認定申請件数は、平成 21 年度と比較すると 2,034 件 (18.1%) 増加している。平成 16 年度から更新認定有効期間の延長が 24 ヶ月まで認められることとなったために、更新申請が隔年で増減していることに起因するものである。

<要介護（要支援）認定者数の推移>

項 目	平成 20 年度 (件)	平成 21 年度 (件)	平成 22 年度 (件)	対前年度比
第 1 号被保険者数 (A) (3 月末現在)	61,344	62,228	63,115	1.4%
要介護(要支援)認定者数 (B) (3 月末現在)	10,500	10,952	11,617	6.1%

認定率 (B/A)	17.1%	17.6%	18.4%	—
-----------	-------	-------	-------	---

(平成 23 年度第 1 回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

平成 22 年度末 (平成 23 年 3 月末) 現在の認定者数は前年度と比較すると 665 人 (6.1%) 増加し、認定率も 18.4% と上昇している。

< 参考 : 全国と岩手県の認定状況 >

項目		平成 20 年度 (人)	平成 21 年度 (人)	平成 22 年度 (人)	対前年度比
全国	第 1 号被保険者数 (A) (3 月末現在)	28,317,370	28,916,435	29,090,744	0.6%
	要介護(要支援)認定者数 (B) (3 月末現在)	4,672,688	4,847,383	5,026,294	3.7%
	認定率 (B/A)	16.5%	16.8%	17.3%	—
岩手県	第 1 号被保険者数 (A) (3 月末現在)	357,926	360,345	359,000	-0.4%
	要介護(要支援)認定者数 (B) (3 月末現在)	60,697	62,325	64,322	3.2%
	認定率 (B/A)	17.0%	17.3%	17.9%	—

(平成 23 年度第 1 回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

平成 22 年度末 (平成 23 年 3 月末) 現在の認定率は全国や県を上回っている。

(5) 介護給付について

介護保険制度においては、被保険者が介護保険サービスを利用した場合、必要な総費用の 1 割相当額を利用者の自己負担とし、残る 9 割相当額を保険者たる市町村が負うものとする (例外として、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の作成費用については、全額を保険者が負う)。そして、介護保険法は介護保険サービス費の利用者への支給について、被保険者たる利用者がサービスの提供を受けた事業者に費用の全額を支払い、のちに利用者が保険者からその 9 割相当額 (以下、「介護 (予防) サービス費」という) を受け取る「償還払い」方式を原則として規定する一方で、利用者の支払手続の便宜を図ることを趣旨として、次に列挙するサービス費の支払いについては保険者が利用者に代わり、「介護 (予防) サービス費」を事業者に直接支払うことができる条項を、併せて規定する。

- 居宅介護サービス費及び介護予防サービス費
- 地域密着型介護 (予防) サービス費

○施設介護サービス費

○特定入所者介護（予防）サービス費

市においては、実際にはこれらのサービスのほとんどが「現物給付」方式にて提供されているのが実状である。「現物給付」の場合の「介護（予防）サービス費」の精算は、はじめにサービスを提供した事業者が国民健康保険団体連合会（国保連）に対して請求し、これを受け国保連が事業者の請求内容を審査のうえ事業者に支払うべき額と審査支払手数料とを併せて保険者に請求する。そして、当該請求額を保険者から受領したのちに事業者に対して支払いを行う、という仕組みとなっている。

「償還払い」方式は、上に列挙した介護保険サービス費以外の支給の原則的方法であるが、市は利用者（購入者）が購入時対価の1割相当額を支払うのみで居宅介護福祉用具の利用を開始できるように制度運用しており、市における居宅介護福祉用具購入費の支給におけるほとんどのケースがこれを活用したものとなっている。この場合、購入先である県の指定特定介護（予防）福祉用具販売事業所に対する残りの9割額の支払いは、主にケアマネジャーを通して保険者に対して行われる福祉用具購入費の給付申請後、市保健福祉部内での承認作業を経て事業者に直接支払われることとなる。

また、例外として、介護保険料の滞納者で、納期限から1年以上を経過した滞納を有する者が介護サービスを利用した場合は、支払いは全て「償還払い」となる。

なお、「介護（予防）サービス費」の公費負担（国・県・保険者）は50%であり、うち保険者の負担分は12.5%である。そして、残りの50%を40歳以上の被保険者が負担する。

国・県・支払基金それぞれの「介護（予防）サービス費」の負担分については、保険者が各年度の見積額に基づいて年度初めに所定の申請をすることにより、保険者に概算額が月割で入金される仕組みとなっており、毎年末での調整・決算を経た実績報告（翌年6月）のうちに、支払基金負担分は9月から10月頃に、また国・県負担分は翌年3月頃に、それぞれ精算される

平成22年度までの3年間の介護給付費のサービス毎の推移は次のとおりである。

<平成22年度以前3年間の介護給付費の推移>

○現物給付

(単位:千円)

現物給付		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		介護給付費	対前年増減率	介護給付費	対前年増減率	介護給付費	対前年増減率
居宅介護サービス	訪問介護	1,295,162	15.8%	1,499,984	15.8%	1,659,833	10.7%
	訪問入浴介護	99,882		102,075	2.2	107,438	5.3
	訪問看護	307,800		330,616	7.4	349,519	5.7
	訪問リハビリテーション	132,298		180,822	36.7	215,359	19.1
	通所介護	1,923,049		2,224,416	15.7	2,492,829	12.1
	通所リハビリテーション	723,189		758,956	4.9	799,840	5.4
	福祉用具貸与	321,218		356,398	11.0	391,071	9.7

	短期入所	短期入所生活介護（特養）	567,890	626,077	10.2	667,311	6.6
		短期入所療養介護（老健）	75,606	63,836	-15.6	66,462	4.1
		短期入所療養介護 （介護療養型医療施設）	16,563	19,779	19.4	15,558	-21.3
		小 計	660,060	709,692	7.5	749,332	5.6
	居宅療養管理指導	44,211	48,620	10.0	57,222	17.7	
	特定施設入所者生活介護	164,493	280,646	70.6	331,278	18.0	
	特定診療費（短期療養）	37	46	23.4	44	-3.2	
	居宅の合計	5,671,403	6,492,276	14.5	7,153,770	10.2	
居宅介護支援（介護サービス計画作成）		679,302	802,367	18.1	889,595	10.9	
居宅介護予防サービス	介護予防訪問介護	69,949	74,883	7.1	84,350	12.6	
	介護予防訪問入浴介護		7	-	-	-100.0	
	介護予防訪問看護	7,853	9,307	18.5	13,101	40.8	
	介護予防訪問リハビリテーション	6,536	8,833	35.1	12,468	41.2	
	介護予防通所介護	183,580	193,995	5.7	206,030	6.2	
	介護予防通所リハビリテーション	68,653	73,531	7.1	85,697	16.5	
	介護予防短期入所生活介護	6,133	7,558	23.2	8,443	11.7	
	介護予防短期入所療養介護	387	490	26.5	470	-3.9	
	介護予防居宅療養管理指導	841	1,134	34.9	998	-12.0	
	介護予防特定施設入居者生活介護	3,220	5,566	72.8	5,903	6.1	
	介護予防福祉用具貸与	2,410	3,987	65.4	4,710	18.1	
	介護予防の合計	349,566	379,295	8.5	422,175	11.3	
	介護予防支援（介護予防サービス計画作成）		43,455	48,728	12.1	56,656	16.3
ス 地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	509,627	541,608	6.3	743,640	37.3	
	地域密着型介護老人福祉施設	21,926	77,295	252.5	126,289	63.4	
	認知症対応型通所介護	161,842	153,863	-4.9	155,559	1.1	
	小規模多機能型居宅介護	28,370	39,636	39.7	60,593	52.9	
	地域密着の合計	721,766	812,404	12.6	1,086,083	33.7	
防 サービス 地域密着型介護予	介護予防認知症対応型通所介護	234	383	63.6	727	89.8	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	943	1,064	12.9	1,597	50.0	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	-	830	-	-	-100.0	
	介護予防地域密着の合計	1,177	2,279	93.5	2,324	2.0	
施設介護サービス	介護老人福祉施設サービス	2,323,399	2,557,946	10.1	2,612,874	2.1	
	介護老人保健施設サービス	2,273,169	2,295,039	1.0	2,456,315	7.0	
	介護療養型医療施設サービス	1,059,613	1,051,791	-0.7	957,148	-9.0	
	小 計	5,656,182	5,904,777	4.4	6,026,338	2.1	
	特定診療費（施設）	73,938	55,146	-25.4	51,454	-6.7	
	特別療養費	-	-	-	2,137	-	

	食事費用額	-	-45	-		-100.0
	施設の合計	5,730,121	5,959,877	4.0	6,079,930	2.0
サービス 特定入所者	特定入所者介護サービス費	542,415	613,080	13.0	664,804	8.4
	特定入所者予防サービス費	380	629	65.3	741	17.8
	高額介護サービス費	15,715	20,037	27.5	24,664	23.1
	小計	558,511	633,746	13.5	690,210	8.9
	①（現物給付合計）	13,755,304	15,130,976	10.0	16,380,745	8.3

（平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」を元に、監査人が作成）

○償還給付

（単位：千円）

償還給付	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	介護給付費		介護給付費	対前年増減率	介護給付費	対前年増減率
高額介護サービス費	198,177		236,057	19.1%	262,688	11.3%
高額医療合算介護サービス費	-		3,106	-	35,773	1,051.6
特定入所者介護	173		130	-24.9	6	-95.0
福祉用具購入費	26,701		24,649	-7.7	29,385	19.2
住宅改修費	56,595		58,198	2.8	59,211	1.7
福祉用具貸与	-		29	-	-	-100.0
介護予防通所介護	-		-	-	84	-
合計 ②（償還給付合計）	281,647		322,172	14.4	387,149	20.2

（平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」を元に、監査人が作成）

○総計

現物給付＋償還給付	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	介護給付費		介護給付費	対前年増減率	介護給付費	対前年増減率
合計 ①＋②（現物給付＋償還給付）	14,036,952		15,453,148	10.1%	16,767,895	8.5%
審査支払手数料 ③	22,544		22,718	0.8	24,492	7.8
総計 ①＋②＋③（介護給付費の合計）	14,059,497		15,475,866	10.1	16,792,387	8.5

（平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」を元に、監査人が作成）

介護給付費の合計額の対前年比は平成21年度で10.1%、平成22年度8.5%と伸びている。各サービスとも給付費は増加しているが、特に伸び率が高いのは地域密着型サービス（平成22年度対前年比33.7%増）で、認知症対応型共同生活介護（同37.3%増）、地域密着型介護老人福祉施設（同63.4%増）、小規模多機能型居宅介護（同52.9%増）の利用が増えている。

認知症対応型共同生活介護はグループホームとも呼ばれ、認知症のある要介護者が今まで暮らしてきたような生活を続けることを目標として共同生活を送る施設である。

地域密着型介護老人福祉施設は定員 29 人以下の介護老人福祉施設で地域密着型特養とも呼ばれる。小規模多機能型居宅介護は在宅の要介護者を対象に、通常は通所、具合が悪いときは訪問、家族が在宅していないときは宿泊というように 3 つのサービスを提供する施設である。

これらのサービスは認知症や中重度の要介護者が住み慣れた地域で継続して生活が送れるように、地域に密着して柔軟な対応ができるもので、サービス開始が平成 18 年 4 月と比較的新しく、需要が伸びている。市としても、高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画（平成 21 年 3 月）において、これらのサービスの供給の確保に努める方針を記載している。

なお、要介護（要支援）認定者数の対前年比が平成 21 年度で 4.3%、平成 22 年度で 6.1%であるのに比べて介護給付費の合計額の伸び率が高いのは認定者のうちのサービス受給者が増えているためである。

次に受給者数の推移は以下のとおりである。

<介護（支援）サービス受給者の推移>

（各年度 3 月末現在）（単位：人）

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	構成比	対前年度増減
要介護（支援）認定者数（A）	10,500	10,952	11,617		6.1%
介護（介護予防）サービス受給者数 （B=C+D+E）	8,420	8,891	9,474	100.0%	6.6%
居宅介護（介護予防）サービス受給者数（C）	6,233	6,633	7,054	74.5%	6.3%
地域密着型（介護予防）サービス受給者数（D）	327	375	505	5.3%	34.7%
施設介護サービス受給者数（E）	1,860	1,883	1,915	20.2%	1.7%
受給率（B/A）	80.2%	81.2%	81.6%		—

（平成 23 年度第 1 回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より）

<参考：全国及び岩手県の受給者数の推移>

（単位：人）

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度		
			構成比	増減率	
全国 要介護（支援）認定者数（A）	4,672,808	4,817,721	5,038,431	4.6%	
全国 介護（介護予防）サービス受給者数（B=C+D+E）	3,832,009	3,994,223	4,178,495	100.0%	4.6%

	居宅介護（介護予防）サービス受給者数（C）	2,772,190	2,909,684	3,062,232	73.3%	5.2%
	地域密着型（介護予防）サービス受給者数（D）	227,618	247,217	273,247	6.5%	10.5%
	施設介護サービス受給者数（E）	832,201	837,322	843,016	20.2%	0.7%
	受給率（B/A）	82.0%	82.9%	82.9%		—
岩手県	要介護（支援）認定者数（A）	60,697	61,996	62,344		0.6%
	介護（介護予防）サービス受給者数（B=C+D+E）	49,806	51,185	51,807	100.0%	1.2%
	居宅介護（介護予防）サービス受給者数（C）	35,468	36,357	36,812	71.1%	1.3%
	地域密着型（介護予防）サービス受給者数（D）	2,326	2,624	3,046	5.9%	16.1%
	施設介護サービス受給者数（E）	12,012	12,204	11,949	23.1%	-2.1%
	受給率（B/A）	82.1%	82.6%	83.1%		—

（平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より）

介護（支援）サービスの受給率は全国や岩手県に比べると低いですが、80.2%→81.2%→81.6%と年々高くなっている。また、平成22年度において要介護（支援）認定者数、介護（介護予防）サービス受給者数ともに前年度からの増加率が全国及び岩手県を上回っている。

（6）介護事業所の指定について

介護事業所の指定は、地域密着型サービス事業者（グループホーム等）については市で行い、その他（特養等）については岩手県で行う。必要書類の徴求と担当者による現地確認を経て市長決裁により指定される。

平成22年度は、以下の6件が新たに指定された。

<平成22年度の介護事業所の指定状況>

○認知症対応型共同生活介護（開所済：18事業所、定員257名）

	施設名	運営主体	定員	圏域	指定年月日
1	グループホーム あったかいご神子田マルシェ	株式会社三協医科器械	18	河南	22.7.1
2	浅岸静福園	株式会社ハーティ盛岡	18	河北Ⅱ	22.4.1
3	グループホームたんぼぼ	協栄テックス株式会社	18	河北Ⅰ	22.5.1

○認知症対応型通所介護〈開所済：7事業所、定員84名〉

施設名	運営主体	定員	圏域	指定年月日
1 介護老人福祉施設ジャスミン 認知症対応型通所介護事業所	社会福祉法人日新福祉会	12	玉山	22.8.23

(平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

○小規模多機能型居宅介護〈開所済：3事業所、定員75名〉

施設名	運営主体	定員	圏域	指定年月日
1 恒和荘	医療法人社団帰厚堂	25	河南	22.5.1

(平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〈開所済：2事業所、定員58名〉

施設名	運営主体	定員	圏域	指定年月日
1 地域密着型介護老人福祉施設 ジャスミン	社会福祉法人日新福祉会	29	玉山	22.8.23

(平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

介護保険制度開始時から、平成23年7月までの指定サービス事業者の推移は以下のようになっている。

<指定サービス事業者の状況>

○居宅サービス

区分	指定事業所数			サービス事業者の内訳
	H12/4月	H22/7月	H23/7月	
訪問介護	20	73	76	社会福祉法人(13) 生協(3) 営利法人(51) 盛岡市(1) NPO(5) 医療法人(1) 農協(1) その他(1)
訪問入浴介護	8	7	7	社会福祉法人(5) 営利法人(2)
訪問看護	389	118	118	指定事業所：医療法人(7) 生協(1) 社団・財団(1) 社会福祉法人(1) 営利法人(10)
				みなし指定事業所：病院(15) 診療所等(83)
訪問リハビリ	375	96	95	病院(17) 診療所等(78)
通所介護	11	81	88	社会福祉法人(20) 営利法人(61) 生協(2) NPO(2) 医療法人(1) 社団・財団(1) その他(1)

通所リハビリ	9	22	23	医療法人(16) 生協(1) 農協(1), 診療所等(5)
短期入所生活介護	6	21	21	社会福祉法人(16) 生協(1) 民間(4)
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	5	7	8	医療法人(7), 農協(1)
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	11	10	9	医療機関(9)
居宅療養管理指導	453	378	376	病院 診療所 薬局
福祉用具貸与	10	18	16	民間(15) 生協(1)
特定施設入所者生活介護	0	7	7	社会福祉法人(4) 営利法人(2) 医療法人(1)
居宅介護支援	26	80	84	社会福祉法人(15) 医療法人(13) 営利法人(48) 農協(1) NPO(2) 生協(4) 社団・財団(1)
ケアマネージャー数	78人	231人	244人	

(平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

○ 施設サービス

区分	施設数(定員)			サービス事業者の内訳
	H12/4月	H22/7月	H23/7月	
介護老人福祉施設サービス	6施設 (410)	14施設 (954)	14施設 (954)	青山和敬荘(80) 山岸和敬荘 (100), 第二松園ハイツ(50) 都南あけぼ の荘(80) 千年苑(50) 五月園(80) 希望の里(50) さくらぎの里(50) コアトレース厨川(53) 秀峰苑 (50) おでんせ本宮(81) 繫松苑(90) すずらんガーデン(80) カーサ南盛岡(60)
介護老人保健施設サービス	5施設 (431)	7施設 (631)	8施設 (814)	アルテンハイム青山(98) イーハ トープ(61) ヴィラ加賀野(100) 康楽苑(94) 銀楊(78) ハートフル もりおか(100) ケアホームやす み(100) 圭友(183)
介護療養型医療施設サービ ス	11施設 (218)	10施設 (334)	9施設 (286)	中津川病院(38) 遠山病院(66) 眞 瀬医院(6) おいかわ内科(14) 石

				川外科麻酔科(6) 鎌田内科(6) 松園第一病院(60) 内丸病院(30) 渋民中央病院(60)
--	--	--	--	--

(平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

(注) ()内の数字は、ベッド数である。

○介護予防サービス

区分	指定事業所数			サービス事業者の内訳
	H19/1月	H22/7月	H23/7月	
予防訪問介護	51	69	73	社会福祉法人(13) 生協(3) 営利法人(49) 盛岡市(1) NPO(4) 医療法人(1) 農協(1) その他(1)
予防訪問入浴介護	9	7	7	社会福祉法人(5) 営利法人(2)
予防訪問看護	127	117	117	指定事業所: 医療法人(7) 生協(1) 社団・財団(1) 社会福祉法人(1) 営利法人(8)
				みなし指定事業所: 病院(15) 診療所等(84)
予防訪問リハ	104	98	97	病院(17) 診療所等(80)
予防通所介護	52	75	78	社会福祉法人(20) 営利法人(51) 生協(2) NPO(2) 医療法人(1) 社団・財団(1) その他(1)
予防通所リハ	16	22	23	医療法人(16) 生協(1) 農協(1) 診療所等(5)
予防短期入所生活介護	15	19	19	社会福祉法人(14) 生協(1) 営利法人(4)
予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	7	7	8	医療法人(7) 農協(1)
予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	14	10	9	医療機関(9)
予防居宅療養管理指導	384	380	376	病院 診療所 薬局
予防福祉用具貸与	18	18	16	営利法人(15) 生協(1)
予防特定施設入所者生活介護	0	7	7	社会福祉法人(4) 営利法人(2) 医療法人(1)
予防居宅介護支援	7	7	7	社会福祉法人(4) 医療法人(2)
ケアマネジャー	18人	18人	21人	生協(1)

(平成 23 年度第 1 回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)
 (注) 介護予防サービスは、平成 18 年 4 月から提供されているが、指定事業所数については平成 19 年 1 月から統計的に把握している。

○地域密着型サービス

区分	指定事業所数			サービス事業者の内訳
	平成 19 年 1 月	平成 22 年 7 月	平成 23 年 7 月	
地域密着型 介護老人福祉施設	-	1	2	社会福祉法人(2)
認知症対応型 共同生活介護	9	18	18	営利法人(14) 生協(4)
認知症対応型 通所介護	10	6	7	営利法人(3) NPO(2) 生協(1) 社会福祉法人(1)
夜間対応型 訪問介護	1	-	-	平成 19 年 6 月廃止
小規模多機能型 居宅介護	-	2	2	社会福祉法人(1) 医療法人(1)

(平成 23 年度第 1 回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)
 (注) 地域密着型サービスは、平成 18 年 4 月から提供されているが、指定事業所数については平成 19 年 1 月から統計的に把握している。

○地域密着型介護予防サービス

区分	指定事業所数			サービス事業者の内訳
	平成 19 年 1 月	平成 22 年 7 月	平成 23 年 7 月	
予防認知症対応型 共同生活介護	8	18	18	営利法人(14) 生協(4)
予防認知症対応型 通所介護	10	6	7	営利法人(3) NPO(2) 生協(1) 社会福祉法人(1)
予防小規模多機能 型居宅介護	-	2	2	社会福祉法人(1) 医療法人(1)

(平成 23 年度第 1 回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)
 (注) 地域密着型介護予防サービスは、平成 18 年 4 月から提供されているが、指定事業所数については平成 19 年 1 月から統計的に把握している。

介護保険制度開始当初と比較して、訪問看護サービスや訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者は大幅に減少しているが、他の大半のサービスについては指定サービス事業者の数は増えている。

IV. 地域支援事業の概要

介護保険は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとし（介護保険法第115条の44）、その実施を市町村に求めており、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない（介護保険法第3条第2項）とされている。市は平成21年3月に「盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」（平成21年度～平成23年度）を策定し、その中で以下のような施策を実施している。

<地域支援事業（特別会計）>

施策名	施策の概要
介護予防事業	介護予防事業は、高齢者が要支援・要介護状態にならないよう支援することを目的としている。事業には、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者）を対象とした事業と、全高齢者（一般高齢者）を対象とした事業に分かれる。
包括的支援事業	包括的支援事業は、地域における保健医療の向上と福祉の増進を目的としている。盛岡市が社会福祉法人等に委託し運営している地域包括支援センターを拠点に、関係機関と連携した総合的な支援体制の構築を進めている。
任意事業	任意事業は、介護が必要な状態となった場合においても、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としている。

1. 介護予防事業の概要

(1) 特定高齢者把握評価事業

当事業の内容は、介護保険法第115条の44に規定する地域支援事業の実施内容を定める地域支援事業実施要綱に基づく生活機能評価を実施し、介護予防の取り組みを進めていくための健診委託である。高齢者が要介護状態となることを予防するために実施する、介護予防事業の対象者（特定高齢者）を把握するために、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人には、特定健康診査と併せて、生活機能評価の健診を行っているものである。健診結果のデータ入力やシステムへの取込業務も委託内容に含まれる。

区分		H21年度		H22年度	
		利用者数	利用回数	利用者数	利用回数
特定高齢者 施策	特定高齢者把握事業	16,287人		16,788人	
	特定高齢者施策評価事業	1,438人	12月	1,500人	12月
	特定高齢者介護予防通所型事業	269人	367回	285人	452回
	特定高齢者介護予防訪問型事業	17人	47回	12人	35回
	小計	18,011人		18,585人	
一般高齢者 施策	介護予防教室運営業務委託	5,275人	203回	4,898人	203回
	老人大学事業	10,124人	214回	10,124人	214回
	元気はなまる教室事業	720人	33回	540人	28回
	介護予防健康相談事業	199人	12回	(開示データなし)	
	高齢者食生活改善事業(玉山区)	164人	10回	134人	8回
	生活管理指導員派遣事業	46人	1,713回	47人	1,549回
	小計	16,528人		15,743人	

(「盛岡市の介護保険」より)

(注) 特定高齢者とは、生活機能評価による医師の総合判断で、特定高齢者介護予防事業に参加することが望ましいとされた者である。

<参考：特定高齢者把握状況>

区分	平成21年3月末現在			平成22年3月末現在		
	男性	女性	計	男性	女性	計
高齢者人口(住民票ベース)	24,907人	36,300人	61,207人	25,371人	37,016人	62,387人

区分	基本チェックリスト実施数		特定高齢者数		介護予防事業参加者		改善評価の状況		
	実施者数	割合	決定数	割合	終了評価数	割合	改善数	割合	
実績値	H20年度	16,794人	27.4%	1,433人	2.3%	173人	0.3%	150人	86.7%
	H21年度	16,287人	26.1%	1,438人	2.3%	221人	0.4%	137人	62.0%

(注) 1. 介護予防事業参加者とは、特定高齢者決定者のうち、地域包括支援センターにより特定高齢者介護予防に係るマネジメントを経て特定高齢者介護予防事業に参加した者である。

2. 割合は、第1号被保険者を母数とする、それぞれの割合である。

3. 改善数とは、終了評価数のうち、事業の参加の前後比較で、状態の改善が見受けられると評価された者の数である。

4. 「改善評価の状況」の欄の割合は、「改善数÷終了評価数」である。

<特定高齢者把握事業の状況>

(単位：人)

項目		平成21年度	平成22年度
高齢者人口(A)	計画値	61,917	63,213
	実績値	61,807	62,697
要支援及び要介護認定者数	実績値	10,695	11,344
生活機能評価実施者	実績値	16,287	16,788
特定高齢者候補者数(B)	計画値	3,000	3,100
	実績値	2,301	2,323
特定高齢者決定数(C)	計画値	1,687	1,743
	実績値	1,438	1,500
特定高齢者出現率(C/A)	計画値	2.7%	2.8%
	実績値	2.3%	2.4%

(「盛岡市の介護保険」より)

(2) 特定高齢者通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により、特定高齢者と決定された者のうち、個々の対象者の心身の状

況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の選択による個々の介護予防ケアプランに基づき「運動器の機能向上」「栄養改善指導」「口腔機能の向上」を実施する通所型の事業である。

<特定高齢者通所型介護予防事業の実施状況>

項目		平成21年度	平成22年度
特定高齢者数	実績値	1,438	1,500
参加実人数	計画値	250	260
	実績値	269	285
特定高齢者のうち参加割合	割合 (%)	18.7	19.0
参加延べ人数	計画値	2,631	2,736
	実績値	1,951	2,670
参加者当たり平均参加回数	実績値	7.3	9.4

(「盛岡市の介護保険」より)

(3) 特定高齢者訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により特定高齢者と判定され、通所が困難な対象者に、運動・栄養・口腔・認知症予防・閉じこもり予防等の個別プログラムを作成し、要介護状態となることを予防し、自立期間の延伸を図るように訪問指導を実施している。ほとんどの参加者に機能の改善や維持が見られる。

<特定高齢者訪問型介護予防事業の実施状況> (単位：人)

項目		平成21年度	平成22年度
訪問実人数	計画値	80	90
	実績値	17	12
訪問延べ人数	計画値	480	540
	実績値	47	35

(「盛岡市の介護保険」より)

(4) 介護予防普及啓発事業

高齢者の寝たきりを予防するため、地域包括支援センターを紹介するパンフレットや介護予防事業のパンフレットを作成し、高齢者やその家族等への普及啓発を図る。

<パンフレットの印刷・配布の状況> (単位：部)

項目		平成21年度	平成22年度
パンフレット作成部数	計画値	20,000	20,000
	実績値	12,000	13,000

(「盛岡市の介護保険」より)

(5) 介護予防教室運営事業

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するために、地域包括支援センター及び介護支援センターが中心となって予防教室を実施し、「運動器の機能向上」「栄養改善指導」「口

腔機能の向上」「認知症予防」「うつ予防」「閉じこもり予防」を図る。

<介護予防教室運営事業の実施状況>

(単位：回、人)

項目		平成21年度	平成22年度
開催回数	計画値	128	128
	実績値	198	223
参加者数	計画値	2,560	2,560
	実績値	5,119	4,898

(「盛岡市の介護保険」より)

(6) 元気はなまる教室

一般高齢者に、介護予防についての普及啓発を図りながら、潜在している特定高齢者の掘り起しをし、早期に介護予防につなげている。また、特定高齢者と判定された対象には、教室への参加勧奨をしながら、介護予防事業への動機付けを図っている。この教室に参加することで介護予防の必要性を理解し、介護予防事業の利用につなげている。

<元気はなまる教室>

(単位：回、人)

項目		平成21年度	平成22年度
開催回数	計画値	34	34
	実績値	33	28
参加者数	計画値	680	680
	実績値	720	540
1開催当たり参加者数	計画値	20	20
	実績値	22	19

(「盛岡市の介護保険」より)

(7) 生活管理指導短期宿泊事業

高齢者の日常生活を支える家族の方が、入院などの事由で不在となり、高齢者の生活習慣が不規則になるおそれがある場合や生活習慣の維持が不能となる場合などに、指定された施設に短期宿泊できるサービスである。

<対象者>

- おおむね 65 歳以上の一人暮らしの者。
- 高齢者世帯で生活の中心となっている方に状態の変化が生じ、生活習慣が維持できなくなった者。ただし、次の者は利用できない。
 - ・要介護認定を受け、要支援以上と認定された者。
 - ・入院が必要と判断された者。

<生活管理指導短期宿泊事業>

(単位：人、日)

項目		平成21年度	平成22年度
利用実人数	計画値	4	4
	実績値	0	0
利用延べ日数	計画値	28	28
	実績値	0	0

(「盛岡市の介護保険」より)

(8) もりおか老人大学

市内に住む 60 歳以上の高齢者を対象に生きがいを共感できる学習の場として、「もりおか老人大学開催事業」を行っている。なお、特別講座については「特定非営利法人 人生いきいきクラブいわて」に運營業務を委託している。

各年度の「もりおか老人大学」に関するデータは次のとおりである。

<もりおか老人大学>

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
校数・室数	23	23
講座開催回数 (回)	214	219
参加延人数 (人)	10,124	10,676

(「盛岡市の介護保険」より)

2. 包括的支援事業（盛岡市地域包括支援センター運営事業）の概要

包括的支援事業は、高齢者の心身の健康の保持と生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

平成 18 年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターを設置することとなり、市では日常圏域ごとに各 1 ヶ所、合計 7 ヶ所を設置し、社会福祉法人等へ運営を委託している。各地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各 1 名ずつ配置し、特定高齢者介護予防支援事業、総合相談・支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を実施することにより、地域の高齢者の総合的な支援を行っている。また、地域包括支援センターのランチとして介護支援センター 12 ヶ所を設置し、地域包括支援センターと連携しながら地域の高齢者の初期相談窓口として活動している。

圏域名	地域包括支援センター	介護支援センター
河北 1	盛岡駅西口地域包括支援センター	上田介護支援センター
河北 2	山岸和敬荘地域包括支援センター	第二松園ハイツ介護支援センター ケアガーデン高松公園介護支援センター
河南	五月園地域包括支援センター	ヴィラ加賀野介護支援センター 城南介護支援センター
厨川	青山和敬荘地域包括支援センター	月が丘介護支援センター おでんせ介護支援センター
盛南	イーハトーブ地域包括支援センター	千年苑介護支援センター
都南	地域包括支援センター川久保	飯岡介護支援センター 希望の里介護支援センター
玉山	玉山地域包括支援センター	秀峰苑介護支援センター

(「盛岡市の介護保険」より)

(1) 介護予防事業マネジメント業務

(単位：人)

項目	平成 21 年度実績	平成 22 年度実績
特定高齢者決定者数	1,438	1,500
ケアプラン作成人数	286	297

(「盛岡市の介護保険」より)

<内訳>

(単位：人)

区分	平成 21 年度			平成 22 年度		
	通所型	訪問型	計	通所型	訪問型	計
運動器の機能向上	175	9	184	200	5	205
栄養改善指導	4	2	6	10		0
口腔機能の向上	104	6	110	98	6	104
閉じこもり予防						
認知症予防		1	1		1	1
うつ予防						
計	283	18	301	308	12	320

(「盛岡市の介護保険」より)

(注) 複数区分に該当する者は、それぞれの区分に計上している。

(2) 総合相談支援業務

(単位：人)

項目	平成 21 年度実績	平成 22 年度実績
電話	6,689	7,361
来所	1,695	1,594
訪問	10,057	9,814
文書	55	63
その他	1,234	1,195
計	19,730	20,027

相談実人数	5,512	6,077
訪問実人数	3,195	3,369

(以上「盛岡市の介護保険」より)

(3) 高齢者虐待・権利擁護業務

(単位：人)

項目	平成 21 年度実績	平成 22 年度実績
身体	518	232
経済	248	150
精神	281	169
性	30	1

介護放棄	27	22
計	1,104	574

相談実人数	33	30
人権擁護相談人数	19	15

(以上「盛岡市の介護保険」より)

(4) 包括的・継続的支援業務

<介護予防部会>

(単位：回、人)

項目	平成 21 年度実績	平成 22 年度実績
実施回数	54	58
参加人数	1,274	1,517

<介護サービス部会>

(単位：回、人)

項目	平成 21 年度実績	平成 22 年度実績
実施回数	12	13
参加人数	427	529

(以上「盛岡市の介護保険」より)

3. 任意事業の概要

(1) 介護給付費等費用適正化事業

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保するため、制度の趣旨、良質な事業を展開するうえで必要な各種情報の提供や利用者への介護給付費通知書の送付、ケアマネジャー対象の研修会の開催などを実施している。

<介護給付等費用適正化事業>

(単位：通)

項目		平成 21 年度	平成 22 年度
利用者への介護給付費通知	計画値 (a)	32,000	33,000
	実績値 (b)	33,531	35,265

(「盛岡市の介護保険」より)

(2) 家族介護慰労金支給事業

介護の必要な人を在宅で介護している家族の人には、経済面・精神面ともにさまざまな負担が掛かり、そうした負担を少しでも軽減するために慰労金を支給している。

<家族介護慰労金支給事業>

(単位：人)

項目		平成 21 年度	平成 22 年度
支給者数	計画値 (a)	8	8
	実績値 (b)	6	4

(「盛岡市の介護保険」より)

(3) 成年後見制度利用支援業務

認知症高齢者など、判断能力が不十分な人が、預貯金の管理(財産管理)や、日常生活での医療・介護など様々な契約(身上監護)を行う際の支援や、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守る制度の啓発をする。

<成年後見制度利用支援事業>

(単位:件)

項目		平成21年度	平成22年度
申立件数	計画値 (a)	4	6
	実績値 (b)	0	3

(「盛岡市の介護保険」より)

(4) ねたきり老人紙おむつ支給事業

紙おむつ購入による介護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、市県民税が非課税世帯である寝たきりの高齢者に対して紙おむつを支給する。

<ねたきり老人紙おむつ支給事業>

(単位:人、枚)

項目		平成21年度	平成22年度
利用実人数	計画値 (a)	202	199
	実績値 (b)	225	218
利用延べ人数	計画値 (a)	1,412	1,409
	実績値 (b)	1,861	2,270
支給枚数	計画値 (a)	181,760	181,400
	実績値 (b)	175,685	175,325
1人当たり支給枚数	計画値 (a)	900	912
	実績値 (b)	781	804

(「盛岡市の介護保険」より)

(5) 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)事業

高齢者が自立して安全かつ快適に生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的として、緊急通報装置を備えた高齢者向け仕様の住宅を市営月が丘アパートに30戸整備している。入居している高齢者に、緊急通報の対応のほか、生活援助員による生活相談や安否確認などのサービスを行っている。

(6) 住宅改修理由書作成費助成事業

介護保険の住宅改修費支給の申請に必要な理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した場合、作成に関する事務に要する経費を助成している。

<住宅改修理由書作成費助成事業>

(単位：件)

項目		平成21年度	平成22年度
補助件数	計画値 (a)	10	10
	実績値 (b)	1	0

(「盛岡市の介護保険」より)

(7) 生活管理指導員派遣事業

要介護認定で自立と判定された人や認定審査を受けていない人で、体力の低下や病気の後遺症、怪我などにより社会適応が困難な高齢者に対し、居宅への訪問によって日常生活及び家事に対する支援・指導などを行っている。

<生活管理指導員派遣事業>

(単位：人、回)

項目		平成21年度	平成22年度
利用実人数	計画値 (a)	63	65
	実績値 (b)	46	47
利用延べ回数	計画値 (a)	2,331	2,405
	実績値 (b)	1,713	1,549
1人当たり利用回数	計画値 (a)	37	37
	実績値 (b)	37	33

(「盛岡市の介護保険」より)

(8) 「食」の自立支援事業

加齢に伴う心身の衰えや障がい、傷病などの理由で、食事の調理が困難な人に対し、市と事業者の業務委託契約によって、栄養のバランスと健康状態に配慮した食事を定期的に居宅に届けるとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異常がみられるときには、関係機関などへの連絡を行っている。

<「食」の自立支援事業>

(単位：人、食)

項目		平成21年度	平成22年度
利用実人数	計画値 (a)	480	490
	実績値 (b)	463	521
利用延べ配食数	計画値 (a)	50,000	51,000
	実績値 (b)	40,554	41,446
1人当たり配食数	計画値 (a)	104	104
	実績値 (b)	88	80

(「盛岡市の介護保険」より)

V. 指定管理者制度の概要

公の施設の管理運営を、地方公共団体や外郭団体のみならず民間事業者も行うことができるよう、平成15年9月施行の地方自治法一部改正により創設された制度である。ここで公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設をいい（地方自治法第244条第1項）、各自治体が、福祉施設、教育・文化施設及び体育施設等を設置している。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を民間事業者にも開放することでそのノウハウや経営感覚を活用し、行政サービスの向上と効率化を目指すものである。

1. 指定管理者制度の導入

市では、指定管理者制度の導入について、平成16年3月に策定した「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」において改革の取り組み項目の一つとしたうえで、市のすべての公の施設を、直営維持、直営から指定管理者制移行、管理運営委託から指定管理者制移行、民営化・統合又は廃止の四つの方向性に分類した。これを受け、平成16年11月に、制度設計や導入スケジュールをまとめた「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。平成18年7月一部改正）を策定し、平成18年4月から本格的に指定管理者制度を導入している。

2. 市の高齢者福祉施設における指定管理者制度の概況

市では、高齢者福祉に関する公の施設のすべて、すなわち、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人憩いの家並びに世代交流センター（各施設の概要については、「Ⅷ. 高齢者福祉施設内の資産管理について」を参照。）において、指定管理者制度により管理運営を行っている。

（1）各施設の指定管理者、指定期間及び選定方法

下記の表はいずれも、介護高齢福祉課高齢者支援室作成資料及び市のホームページを元に監査人が作成したものである。

<軽費老人ホーム（1施設）>

施設名	指定管理者	当初指定期間	再指定期間	選定方法
けやき荘	盛岡市社会福祉事業団	H18. 4. 1～H21. 3. 31	H21. 4. 1～H26. 3. 31	公募

（高齢者支援室作成の諸資料から、監査人が作成）

（注）1 施設名の正式名称は「軽費老人ホーム 盛岡市立けやき荘」である。

2 指定管理者の正式名称は「社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団」である。

< 老人福祉センター（26施設） >

施設名	指定管理者	当初指定期間	再指定期間	選定方法
愛宕山	盛岡市社会福祉事業団	H16. 7. 1～H21. 3. 31		公募
太田				
都南				
青山	盛岡市社会福祉事業団	H18. 4. 1～H21. 3. 31	H21. 4. 1～H26. 3. 31	非公募
川目				
北厨川				
本宮				
仁王				
山王				
桜城				
松園				
厨川				
山岸				
上田				
大慈寺				
下太田				
緑が丘				
加賀野				
杜陵				
西厨川				
仙北				公募
上米内				非公募
北松園				公募
上堂				
乙部				
津志田		H21. 4. 15～ H24. 3. 31	—	

（高齢者支援室作成の諸資料から、監査人が作成）

- (注) 1. 施設名の正式名称は「盛岡市立〇〇老人福祉センター（〇〇には、表中の地名が入る）」である。
2. 都南老人福祉センターの指定管理者の正式名称は「財団法人 盛岡市都南自治振興公社」である。

<老人憩いの家（4施設）>

施設名	指定管理者	当初指定期間	再指定期間	選定方法
つなぎ	盛岡市社会福祉事業団	H18. 4. 1～H21. 3. 31	H21. 4. 1～H26. 3. 31	公募
西青山				
高松				
山岸				

(高齢者支援室作成の諸資料から、監査人が作成)

(注) 施設名の正式名称は「盛岡市立〇〇老人憩いの家(〇〇には、表中の地名が入る)」である。

<世代交流センター（1施設）>

施設名	指定管理者	当初指定期間	再指定期間	選定方法
世代交流センター	盛岡市社会福祉事業団	H18. 4. 1～H21. 3. 31	H21. 4. 1～H26. 3. 31	非公募

(高齢者支援室作成の諸資料から、監査人が作成)

(注) 施設名の正式名称は「盛岡市立世代交流センター」である。

(2) 各施設の指定管理料及び利用実績

下記の表はいずれも、高齢者支援室作成資料及び盛岡市社会福祉事業団作成資料を元に監査人が作成したものである。

<軽費老人ホーム（1施設）>

施設名	上段：指定管理料（円）				
	下段：入所人員（年度初現在、人）				
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
けやき荘	73,831,000	73,831,000	73,831,000	72,514,600	70,034,321
	46	45	44	47	46

(高齢者支援室作成の諸資料から、監査人が作成)

<老人福祉センター（26施設）>

施設名	上段：指定管理料（円）				
	下段：利用実績（人）				
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
愛宕山	15,096,000	15,096,000	15,096,000	14,814,325	14,823,238
	19,158	19,064	18,329	17,364	16,030
太田	15,776,000	15,776,000	15,776,000	14,585,410	14,277,946
	12,519	12,139	11,037	10,453	10,796
都南	21,529,933	22,658,929	23,520,127	23,962,037	21,365,726
	17,372	18,396	18,188	18,330	15,387

青山	11,274,000	11,274,000	11,274,000	11,204,683	11,197,730
	71,621	70,619	69,384	67,537	64,928
川目	5,042,000	5,042,000	5,042,000	5,029,004	5,021,144
	13,570	12,638	8,423	7,906	5,615
北厨川	5,207,000	5,207,000	5,207,000	5,190,595	5,184,707
	16,456	14,436	13,774	13,061	11,596
本宮	4,991,000	5,119,166	5,198,198	5,090,532	5,084,209
	6,191	5,691	4,889	4,508	4,526
仁王	5,108,000	5,108,000	5,108,000	5,072,947	5,065,341
	8,662	8,715	8,989	7,058	7,610
山王	5,105,000	5,105,000	5,105,000	5,088,671	5,081,096
	11,372	12,346	12,054	12,943	12,694
桜城	5,123,000	5,123,000	5,123,000	5,166,760	5,050,855
	9,190	9,578	10,050	9,604	8,425
松園	5,024,000	5,024,000	5,024,000	4,976,856	4,971,545
	10,193	11,868	11,645	10,118	9,952
厨川	4,776,000	4,776,000	4,776,000	4,763,136	4,756,310
	15,223	12,741	13,162	14,432	15,622
山岸	5,036,000	5,036,000	5,036,000	5,027,005	5,020,822
	8,192	7,291	8,136	8,976	8,774
上田	5,090,000	5,090,000	5,090,000	5,048,954	5,043,793
	8,580	8,282	7,747	7,382	6,528
大慈寺	4,967,000	4,967,000	4,967,000	5,121,616	4,938,906
	3,709	3,788	4,436	4,645	4,177
下太田	4,944,000	4,944,000	4,944,000	4,936,205	4,929,340
	6,271	6,709	6,898	7,589	6,206
緑が丘	5,035,000	5,035,000	5,035,000	5,006,814	5,000,181
	6,958	7,508	7,914	8,280	8,728
加賀野	4,978,000	4,978,000	4,978,000	5,261,492	4,960,551
	4,868	5,460	4,963	4,998	4,338
杜陵	14,941,000	14,941,000	14,941,000	15,019,090	14,898,105
	26,440	26,727	26,432	25,413	24,999
西厨川	7,925,000	7,925,000	7,925,000	7,892,540	7,877,720
	10,275	9,523	11,689	17,819	15,637
仙北	4,878,000	4,878,000	4,878,000	4,857,000	4,818,212
	3,929	5,056	3,874	3,571	4,470
上米内	5,106,000	5,106,000	5,106,000	5,092,258	5,086,530
	8,312	8,176	8,303	8,480	7,893
北松園	5,028,000	5,028,000	5,028,000	4,998,889	4,993,672

	9,536	9,812	10,247	9,938	10,215
上堂	5,002,000	5,002,000	5,002,000	4,926,108	4,919,919
	5,125	5,453	6,179	7,734	8,216
乙部	8,137,000	8,137,000	8,137,000	8,027,521	8,021,165
	2,918	3,609	4,139	4,030	4,268
津志田	—	—	—	12,284,600	12,407,537
	—	—	—	11,816	19,922
合計	185,118,933	186,376,095	187,316,325	198,445,048	194,796,300
	316,640	315,625	310,791	323,985	317,552

(高齢者支援室作成資料より)

<老人憩いの家(4施設)>

施設名	上段：指定管理料(円)				
	下段：利用実績(人)				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
つなぎ	7,219,000	7,219,000	7,219,000	6,998,718	6,958,713
	3,432	3,512	3,461	3,760	4,007
西青山	5,532,000	5,532,000	5,532,000	5,447,438	5,446,106
	9,776	11,018	10,216	10,146	8,369
高松	5,315,000	5,315,000	5,315,000	5,313,336	5,309,746
	9,497	10,481	10,257	8,443	7,661
山岸	5,931,000	5,931,000	5,931,000	5,884,360	5,888,354
	9,761	9,447	9,510	9,862	10,436
合計	23,997,000	23,997,000	23,997,000	23,643,852	23,602,919
	32,466	34,458	33,444	32,211	30,473

(高齢者支援室作成資料より)

<世代交流センター(1施設)>

施設名	上段：指定管理料(円)				
	下段：利用実績(人)				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
世代交流センター	6,370,000	6,370,000	6,370,000	6,390,974	6,387,055
	19,510	22,812	26,972	29,645	20,451

(高齢者支援室作成資料より)

VI. 市の設置する高齢者福祉施設の概要

市においては、以下の高齢者福祉施設を設置しており、すべて指定管理者制度により管理運営を行っている。

- 軽費老人ホーム 1施設
- 老人福祉センター 26施設
- 世代交流センター 1施設
- 老人憩いの家 4施設

1. 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、老人福祉法に基づく入所施設で、家庭環境や住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難な方が、低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。

市は、「盛岡市軽費老人ホーム条例」（昭和49年3月29日条例第21号）に基づいて設置している。平成23年3月31日現在、1ヶ所の軽費老人ホームが設置されている。入所要件は以下のとおりである。

- 年齢は満60才以上であること。
- 心身が健康で、日常の生活に他人の手を借りなくてもよい状態であること
- 現在盛岡市に住所があって、かつ一年以上居住していること。
- 所得が国の定める額以下で、所定の利用料の支払いができること。
- 確実な保証能力を有する身元保証人をたてること。

ただし、以上の要件にかかわらず、理事長が特に入所の必要があると認めた場合は入居できる。健康であるとの要件はあるが、公的介護保険における要介護3までの被認定者が実際に入所している。

施設名	設置年月日	入所定員	入所人員（人）		備考
			平成21年度末	平成22年度末	
けやき荘	S49.6.24	50	46	47	<ul style="list-style-type: none"> ・最高年齢 101才 ・最低年齢 66才 ・平均年齢 81.2才 （平成22年度末）

（指定管理者である、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団作成資料を元に、監査人作成）

（注）施設名の正式名称は「軽費老人ホーム 盛岡市立けやき荘」である。

2. 老人福祉センター

老人福祉センターは、老人福祉法に基づく施設で、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。利用者は原則として60才以上とし、

利用は原則として無料である。A型とB型があり、それぞれの概要は以下のとおりである。

○A型…B型の業務に加え、就労指導や機能回復訓練なども実施する。

延床面積 495.5 m²以上であり、浴場や図書室を備える場合も多い。

○B型…各種相談、教養講座等の実施などの業務を行う。

延床面積 165.5 m²以上 495.5 m²未満と比較的小規模である。

市は、「盛岡市老人福祉センター条例」（昭和 53 年 3 月 25 日条例第 17 号）に基づいて設置している。平成 23 年 3 月 31 日現在、26 ケ所（A 型 4 ケ所及び B 型 22 ケ所）の老人福祉センターが設置されている。

施設名	型	設置年月日	利用実績（人）		備考
			平成 21 年度	平成 22 年度	
愛宕山	A 型	S45. 5. 6	17, 364	16, 030	—
太田		S50. 4. 1	10, 453	10, 796	けやき荘 併設
都南		S50. 10. 1	18, 330	15, 387	つどいの森・サイクリングターミナル 併設
青山		S54. 2. 5	67, 537	64, 298	地区活動センター 複合
川目	B 型	S53. 4. 15	7, 906	5, 615	児童センター 複合
北厨川		S53. 4. 15	13, 061	11, 596	児童センター 複合
本宮		S54. 5. 1	4, 508	4, 526	児童センター・地区活動センター 複合
仁王		S54. 11. 16	7, 058	7, 610	児童センター 複合
山王		S55. 4. 1	12, 943	12, 694	児童センター 複合
桜城		S56. 4. 1	9, 604	8, 425	児童センター 複合
松園		S56. 4. 1	10, 118	9, 952	児童センター・地区活動センター 複合
厨川		S56. 4. 1	14, 432	15, 622	児童センター・地区活動センター 複合
山岸		S57. 4. 1	8, 976	8, 774	児童センター 複合
上田		S57. 9. 1	7, 382	6, 528	児童センター 複合
大慈寺		S58. 4. 1	4, 645	4, 177	児童センター 複合
下太田		S58. 4. 1	7, 589	6, 206	児童センター 複合
緑が丘		S59. 4. 1	8, 280	8, 728	児童センター 複合
加賀野		S59. 4. 1	4, 998	4, 338	児童センター・地区活動センター 複合
杜陵		S60. 4. 1	25, 413	24, 999	市民ロビー等 複合
西厨川		S61. 4. 1	17, 819	15, 637	—
仙北		H3. 2. 1	3, 571	4, 470	児童センター・デイサービスセンター 複合
上米内		H7. 4. 1	8, 480	7, 893	児童センター 複合
北松園		H8. 4. 1	9, 938	10, 215	児童センター 複合
上堂		H15. 4. 1	7, 734	8, 216	児童センター 複合
乙部		H17. 4. 1	4, 030	4, 268	運動広場 併設
津志田		H21. 4. 15	11, 816	19, 922	—

合計			323,985	317,552	
----	--	--	---------	---------	--

(盛岡市社会福祉事業団作成資料を元に、監査人作成)

(注) 施設名の正式名称は「盛岡市立〇〇老人福祉センター(〇〇には、表中の地名が入る)」である。

3. 老人憩いの家

老人憩いの家は、「老人憩いの家の設置運営について(各都道府県知事あて厚生省社会局通知昭和40年4月5日)」に基づく施設で、市町村の地域において、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、心身の健康の増進を図ることを目的とする。利用者は原則として60才以上とし、利用は原則として無料である。また、延床面積は495㎡以下と定められている。

市は、「盛岡市老人憩いの家条例」(昭和55年3月28日条例第12号)に基づいて設置している。平成23年3月31日現在、4ヶ所の老人憩いの家が設置されている。

施設名	設置年月日	利用実績(人)					
		上段：平成21年度					
		下段：平成22年度					
		老人クラブ	婦人会	町内会	福祉関係団体	その他	合計
つなぎ	S56.10.1	1,920	835	429	378	198	3,760
		1,804	605	921	262	415	4,007
西青山	H1.1.31	6,707	1,362	903	122	1,052	10,146
		6,030	1,239	295	0	805	8,369
高松	H7.4.1	845	0	3,389	33	4,176	8,443
		826	0	2,776	351	3,708	7,661
山岸	H8.6.1	4,078	1,187	2,780	191	1,626	9,862
		4,364	1,457	2,633	102	1,880	10,436
合計		13,550	3,384	7,501	724	7,052	32,211
		13,024	3,301	6,625	715	6,808	30,473

(盛岡市社会福祉事業団作成資料を元に、監査人作成)

(注) 施設名の正式名称は「盛岡市立〇〇老人憩いの家(〇〇には、表中の地名が入る)」である。

4. 世代交流センター

世代交流センターは、高齢者と各世代との相互交流を図るとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする施設である。

市は、「盛岡市世代交流センター条例」(平成5年6月28日条例第22号)に基づいて設置している。高齢者はもとより、一般、幼児及び小中学生まであらゆる世代に利用されており、利用は無料である。平成23年3月31日現在、1ヶ所の世代交流センターが設置されている。

施設名	設置年月日	利用実績(人)						
		上段：平成21年度						
		下段：平成22年度						
		多目的広場			研修集会室			合計
		老人	その他	小計	老人	その他	小計	
世代交流センター	H5.8.1	9,196	10,552	19,748	2,145	7,752	9,897	29,645
		7,136	6,323	13,459	1,730	5,262	6,992	20,451

(盛岡市社会福祉事業団作成資料を元に、監査人作成)

(注) 施設名の正式名称は「盛岡市立世代交流センター」である。

Ⅶ. 予算・決算の状況（社会福祉費一般会計及び介護保険費特別会計）

一般会計社会福祉費、介護保険費特別会計及び介護保険サービス事業費特別会計の平成 20 年度から平成 22 年度にわたる決算額の推移、並びに平成 23 年度の当初予算額は次のとおりである。

（単位：千円）

区分 \ 年度		20 年度 決算額	21 年度 決算額	22 年度 決算額	23 年度 当初予算額
一般会計	老人福祉費(a)	4,970,540	5,422,868	5,920,255	6,653,227
	老人福祉センター費(b)	320,229	259,762	244,967	319,118
	合計額(a+b)	5,290,769	5,682,630	6,165,222	6,972,345
特別会計	介護保険費	14,904,174	16,160,528	17,462,291	17,274,180
	介護保険サービス事業費	6,235	5,485	6,124	6,007

（介護高齢福祉課作成資料を元に、監査人が作成）

上表に示すとおり、一般会計において、平成 20 年度以降の老人福祉費と老人福祉センター費の「合計額(a+b)」は年々 8%程度の増高を続けており、平成 23 年当初予算額は平成 20 年度決算額に対し 112.3%という高い増加率を示している。さらに、介護保険費特別会計と介護保険サービス事業費特別会計の額も、平成 20 年度から平成 22 年度にわたり、年 8%を超える増高を続けており、平成 23 年当初予算額は平成 20 年度決算額に対し 115.9%という高い増加率を示している。

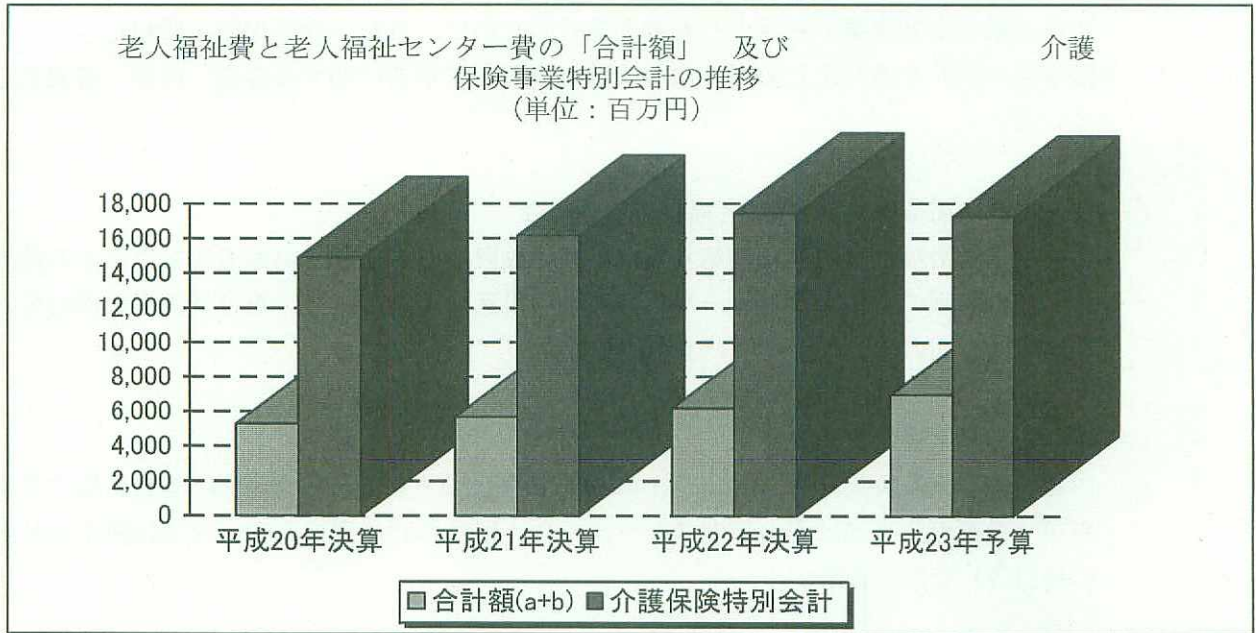
これらの事象は、市の高齢者人口の増加傾向及び高齢化率の上昇傾向と連動する形となっている。

また、監査対象年度である平成 22 年度の当初予算と実績は次のとおりである。

（単位：千円）

区分	平成 22 年度当初予算	平成 22 年度決算
老人福祉費(a)	5,314,429	5,920,255
老人福祉センター費(b)	253,878	244,967
合計額(a+b)	5,568,307	6,165,222
介護保険費特別会計	16,256,468	17,462,291
介護保険サービス費特別会計	6,249	6,124

このように、一般会計老人福祉費が約 6 億 4 百万円（対 当初予算比+11.4%）、介護保険給付費特別会計が約 12 億 5 百万円（同+7.4%）、それぞれ当初予算を上回る結果となっている。このように、前年度の予算編成時での予測を上回る歳出が比較的多額生じており、高齢化社会の加速化を反映している現象の一面であると推察される。



Ⅷ. 盛岡市が設置する外部組織の概要

市は高齢者福祉事業の円滑かつ有効な運営のために、また、介護保険法に規定される介護保険事業の要件を満たすために、次の機関を設置して事業に関する審議・協議・審査等を行っている。

○ 盛岡市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会

盛岡市社会福祉審議会条例第 6 条に基づく設置機関であり、高齢者福祉に関する調査審議（福祉計画の策定スケジュール、市民の利用意向調査の結果、福祉計画案の検討等）や介護保険事業の運営状況について審議を行う。

○ 盛岡市介護保険運営協議会

盛岡市介護保険条例第 13 条に基づく設置機関であり、介護保険事業の運営に関する重要事項（介護保険事業計画の策定スケジュール、市民の利用意向調査、介護保険事業計画案の検討等）を調査審議する。

○ 盛岡市介護認定審査会

介護保険法第 14 条の規定に基づいた医師等から構成される設置機関であり、認定調査や医師の意見書等をもとに、要介護状態区分の判定を行う。

○ 盛岡市地域包括支援センター運営協議会

盛岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 1 に基づく設置機関であり、介護保険法第 115 条の 45 に規定する地域包括支援センターの適切、公正、かつ中立な運営の確保や運営支援に関する意見を聞くといった機能を果たしている。

○ 盛岡市地域密着型サービス運営委員会

盛岡市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第 1 に基づく設置機関であり、介護保険法第 42 条の 2 第 6 項、第 78 条の 2 第 6 項及び第 78 条の 4 第 5 項に規定する地域密着型サービスの適正な運営を図る機能を果たしている。

IX. 「盛岡市 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」の概要

市は盛岡市総合計画において、基本構想に定める将来像を実現するために8つの「施策の柱」のもと41の「施策」を展開し、施策の目的達成に向けて取り組む課題を明確にするために小施策として104の「基本事業」を位置付け、さらに「基本事業」の達成に向けおよそ1,000の「事務事業」を行っている。

一方、盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）は、社会福祉法に定める地域福祉計画の中の高齢者を対象とする個別計画に相当するものとして、盛岡市総合計画に定める施策を踏まえて策定するものである。

具体的には、盛岡市総合計画の施策の柱の一つである「I いきいきとして安心できる暮らし」を構成する施策「7 ふれあいが広がる地域福祉の実現」の基本計画として盛岡市地域福祉計画を策定するが、当計画のうち長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉を実現するための個別計画として、介護や支援を必要とする高齢者等に関する介護保険事業計画を包含する盛岡市高齢者保健福祉計画を策定し、施策「4 高齢社会に適応した高齢者福祉の充実」の実現を目指している。

平成21年度から平成23年度を実施期間とする、「盛岡市 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」の基本理念は、「地域の人々がお互いに協力しあいながら高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって過ごすことのできる心のかよいあう高齢社会を目指して」であり、以下のような基本方針及び施策の方向性を掲げる。

基本方針	施策の方向性
1. 「健康で安心な生活の実現」	<input type="radio"/> 健康づくりの推進 <input type="radio"/> 介護予防の推進
2. 「生きがいをもって過ごせる生活の実現」	<input type="radio"/> 生きがいづくりの推進 <input type="radio"/> 社会参加の推進
3. 「安心で心のかよいあう生活の実現」	<input type="radio"/> 包括的支援事業の推進 <input type="radio"/> 任意事業の推進 <input type="radio"/> 在宅福祉事業の推進 <input type="radio"/> 介護予防サービス事業の推進 <input type="radio"/> 介護サービス事業の推進 <input type="radio"/> 支え合い活動の推進

X. 高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る条例等

高齢者福祉事業及び介護保険事業に関して市が定める条例、規則、細則、要綱、規程、及びそれら例規等の趣旨等は、次のとおりである。

○盛岡市介護保険条例（平成12年3月30日条例第26号）

（趣旨）

第1条 市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

○盛岡市介護保険規則（平成12年3月30日規則第27号）

（趣旨）

第2条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、並びに法、施行法、政令、省令及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

○盛岡市介護給付費準備基金条例（平成12年3月30日条例第10号）

（設置）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第2項第1号に規定する計画期間における財政の均衡を保つため、介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

○盛岡市介護従事者処遇改善基金条例（平成21年3月27日条例第1号）

（設置）

第1条 介護従事者の処遇改善を図る介護報酬の改定に伴い増加する介護保険料の負担額を軽減するため、介護従事者処遇改善基金（以下「基金」という。）を設置する。

○盛岡市介護認定審査会運営要綱（平成11年10月1日会長決裁）

（趣旨）

第1 この要綱は、盛岡市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）及び認定審査会に設置する合議体の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

○認定調査票等開示事務取扱要領（平成12年2月16日市長決裁）

（趣旨）

第1 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定の決定過程の透明性を確保し、被保険者の心身、家庭環境等の状況に応じた適切なサービス計

画の作成に資するとともに、被保険者の個人情報を保護するため、市が管理する認定調査票等の開示に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

○介護保険料減免要綱（平成12年9月21日市長決裁）

（趣旨）

第1 この要綱は、盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号。以下「条例」という。）第11条第1項及び附則第7条第1項の規定に基づく保険料（以下「介護保険料」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

○介護保険料の滞納に係る給付制限等に関する事務取扱要領（平成15年3月27日市長決裁）

（趣旨）

第1 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条に規定する支払方法の変更、法第67条及び法第68条に規定する保険給付の一時差止並びに第69条に規定する給付額減額（以下これらを「給付制限等」という。）に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

○居宅介護サービス費等の額の特例等要綱（平成12年9月21日市長決裁）

（趣旨）

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条の規定による居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条の規定による介護予防サービス費等の額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

○盛岡市住宅改修理由書作成事務費補助金交付要綱（平成16年6月25日告示第221号）

（目的）

第1 住宅改修理由書作成者を支援するため、当該住宅改修理由書作成者が市の行う介護保険の被保険者の住宅改修理由書の作成に関する事務を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

○盛岡市社会福祉法人介護保険サービス利用者負担額軽減事業補助金交付要綱

（平成12年12月28日告示第417号）

（目的）

第1 要介護被保険者等の介護保険サービスの利用の促進を図るため、社会福祉法人（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第35条の規定により社会福祉法人とみなされるものを含む。以下同じ。）が介護保険サービスを受けた軽減対象要介護被保険者等に係る利用者負担額を軽減する場合（軽減することについて岩手県の承認を受けている場合に限る。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

○盛岡市地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年2月15日市長決裁）

（設置）

- 第1 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する地域密着型サービスの適正な運営を図るため、盛岡市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

○盛岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年2月15日市長決裁）

（設置）

- 第1 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）の適切、公正、かつ中立な運営の確保その他包括センターの運営支援に関し意見を聴くため、盛岡市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

第3. 監査結果及び監査結果に添えて提出する意見

I. 監査結果の総括

平成23年度盛岡市包括外部監査の主な監査要点は、「第1. 包括外部監査の概要」「VI. 監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）」「1. 監査の視点」に記載したとおりであり、「II. 介護保険総務事務及び介護保険給付事務の執行について」以下の報告事項は、監査手続の結果、法令及び条例・規則等への準拠性、事務の執行等の適切性、経済性・効率性及び有効性の観点から改善を要すると判断した事項を「監査結果」の「（指摘事項）」として、また、直ちに改善を要するものではないが、事務の執行等の経済性・効率性及び有効性の更なる向上の可能性の有無を確かめるために検討を加えることが有意義であると考えた事項を「監査結果に添える意見」の「（意見事項）」として、それぞれ連番を付して記載している。なお、「監査結果」には監査手続の結果、問題点がなかったことを確認した事項も記載している。

監査の結果、市の事務の執行上、法令及び条例・規則等への違反や、著しく適切さを欠く事項は認められず、事務執行等は総体的に良好であると判断する。ただし、適切性等の観点から特記すべき事項として、介護保険料の普通徴収収納率の低下に対する方策の検討（指摘事項1）等は早急な対処が必要である。

監査手続の結果を総括すると、以下のとおりである。

1. 「指摘事項」は18事項ある。「指摘事項」を受けた措置により、事務の執行等の適切化、経済性・効率性及び有効性の向上が図られると考えられ、改善を要する。
2. 「意見事項」は13事項ある。「意見事項」の検討により、事務の執行等の適切性、経済性・効率性及び有効性の向上を図る可能性があると考えられ、検討が望まれる。

II. 介護保険総務事務及び介護保険給付事務の執行について

(注) 介護保険料の賦課徴収事務については、電算処理委託業務に関する部分をこの項で記載し、その他の業務は事項「III. 介護保険料の徴収事務の執行について」に記載している。

1. 介護保険事業総務事務の執行状況

市が執行する介護保険に係る総務的事務の主な項目は、次のとおりである。

- 介護保険事務の電算処理業務委託
- 要介護認定事務
- 介護予防プログラムの立案事務
- 介護保険料賦課徴収事務
- 介護保険に係る趣旨普及事務
- 地域密着型介護予防サービス現物給付費の支払事務
- サービス事業者からの介護保険給付費の請求確認及び支払事務
- 国及び社会保険診療報酬支払基金への償還金の支払事務

2. 介護給付の実施状況

市が執行する介護給付事務の内容及び平成 22 年度の介護給付費決算額は、「第 2. 盛岡市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の概要」「III. 盛岡市における介護保険事業の概要」「2. 業務の概要(5) 介護給付について」に記載する表「<平成 22 年度以前 3 年間の介護給付費の推移>」(17 ページから 19 ページ)に掲げる現物給付、償還給付の各項目及び金額に示すとおりである。

3. 実施した監査手続

(1) 介護保険総務事務の執行について

① 介護保険事務の電算処理業務委託に係る支払事務について

電算処理業務委託、介護保険システム整備委託、及び被保険者証券発行事務委託について、契約書の内容を確認するとともに平成 22 年 12 月分のそれら業務委託に係る請求書を閲覧し、請求の内容が契約内容に合致しているか、支払事務の適切性について確認した。

② 要介護認定業務委託に係る支払事務について

要介護認定調査業務に係る委託料、介護認定審査会委員への委員報酬及び主治医意見書に対する作成料につき、契約書及び請求書、条例ないし事務連絡の内容を確認し、平成 22 年分の支払額が契約書・請求書、条例ないし事務連絡の内容に定められた事項に合致しているか、支払事務の適切性について確認した。また、一次判定に係る要介護認定調査業務の委託料単価が圏域のものとの比較で妥当な水準にあるか、検討した。

③要介護認定における一次判定と二次判定の結果の確認について

平成 22 年度の要介護認定につき、認定調査票と主治医意見書を元に、全国共通の厚生労働省仕様認定ソフトにより行った一次判定及び介護認定審査会による二次判定の結果の審査判定件数の状況を元に、認定業務が漏れなく行われているか、両判定の結果の相違がどのような状況にあったか、確認した。

④介護予防計画の立案業務委託に係る支払事務について

介護予防計画の立案業務委託に係る契約書の内容を確認するとともに、平成 22 年分の業務委託に係る請求書を閲覧し、請求の内容が契約内容に合致しているか、支払事務の適切性について確認した。

⑤介護保険に係る趣旨普及事務について

介護保険制度の趣旨普及活動のためのパンフレット等の印刷について、印刷部数、配布方法等を市担当者に質問し、普及活動事務が有効かつ効率的に行われているか、確認した。

⑥介護予防サービス給付費（現物給付）に係る支払事務について

要支援者が指定居宅介護予防サービスや指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合の給付費について、岩手県国民健康保険団体連合会への支払事務の適切性について、支出決裁文書、支出命令書、及び同団体連合会からの介護給付費等の連絡文書を閲覧し、支払事務の適切性について確認した。

⑦サービス事業者からの保険給付費の請求確認業務委託に係る支払事務について

介護サービス業者が要支援者に対し介護サービスの現物給付を行った場合の給付費の請求確認事務について、その業務委託先である岩手県国民健康保険団体連合会への審査手数料の支払事務の適切性について、支出決裁文書、支出命令書、及び同団体連合会からの介護給付費等の連絡文書を閲覧し、支払事務の適切性について確認した。

⑧国及び社会保険診療報酬支払基金への償還金の支払事務について

平成 22 年度に国及び社会保険診療報酬支払基金から交付された交付額超過額の精算及び返還事務について、国及び同基金からの償還金連絡文書、支出決裁文書、支払命令書等を閲覧し、支払事務の適切性について確認した。

(2) 介護給付に係る事務の執行について

次に列挙する介護給付の事務執行に関して、平成 22 年度の決算額を確認して金額の異常性の有無を確認するとともに、給付実績の中から 1 件ないし数件を任意に抽出して、これらに係る決裁文書、支出命令書、申込証等の関係書類を閲覧して事務執行の適正性について確認した。

- 特定入居者介護サービス費
- 居宅介護福祉用具購入費（償還給付）

- 介護予防住宅改修費（償還給付）
- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費

4. 監査結果

(1) 介護保険総務事務の執行について

①介護保険事務の電算処理業務委託に係る支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

②要介護認定業務委託に係る支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

また、市の要介護認定一次判定に係る要介護認定調査（訪問調査）業務の委託料単価は施設入居者に対するものは2,300円/件（圏域の例は同額が多い。）、在宅者に対するものは3,500円/件（圏域の例は、3,200円/件から3,500円/件）であり、相対的に妥当な水準であると判断する。

③要介護認定における一次判定と二次判定の結果の確認について

一次判定と二次判定の結果は次のとおりである。

区分	一次判定 a	二次判定 b	差 a-b
非該当	413 件	53 件	360 件
要支援 1	1,736	1,423	313
要支援 2	1,845	1,388	457
要介護 1	2,513	2,898	-385
要介護 2	2,136	2,479	-343
要介護 3	1,582	1,731	-149
要介護 4	1,520	1,457	63
要介護 5	1,189	1,505	-316
計	12,934	12,934	0

一次判定と二次判定の総数は12,934件で一致しており、一次判定対象案件が全て二次判定されたものと推定される。問題点はない。

④介護予防計画の立案業務委託に係る支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

⑤介護保険に係る趣旨普及事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

⑥介護予防サービス給付費（現物給付）に係る支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

⑦サービス事業者からの保険給付費の請求確認業務委託に係る支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

⑧国及び社会保険診療報酬支払基金への償還金の支払事務について

関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

(2) 介護給付に係る事務の執行について

①居宅介護福祉用具購入費（償還給付）について

支給決定決裁文書、支出命令書等の関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

②居宅介護住宅改修費（償還給付）

支給決定決裁文書、支出命令書等の関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

③特定入居者介護サービス費

支給決定決裁文書、支出命令書等の関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

④高額介護サービス費

支出負担行為書支給決定通知書等の関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

⑤高額医療合算介護サービス費

支出負担行為書支給決定通知書等の関係書類を閲覧した結果、支払事務は適切に行われていると判断する。

Ⅲ. 介護保険料の徴収事務の執行について

1. 介護保険料の納付状況について

(1) 保険料の収納状況について

平成 22 年度における第 1 号保険者の保険料の収納状況は以下のとおりである。

<平成 22 年度介護保険料の収納状況（平成 23 年 5 月末日現在）>

（単位：千円）

区分	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額 (A-B+D-C)	収入済額 中還付未 済額(D)	収納率 (B/A) (%)	21年度 収納率 (%)	20年度 収納率 (%)
収納額合計	3,295,090	3,181,904	29,935	85,243	1,993	96.57	96.74	96.73
現年度分	3,214,975	3,171,665	-	45,245	1,935	98.65	98.61	98.85
特別徴収保険料	2,934,615	2,936,247	-	-	1,631	100.06	100.06	100.41
普通徴収保険料	280,359	235,417	-	45,245	303	83.97	85.28	85.80
滞納繰越分	80,114	10,239	29,935	39,998	58	12.78	15.52	13.58

（平成 23 年度第 1 回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」を元に、監査人が作成）

普通徴収の収納率は 85.80%→85.28%→83.97%と年々悪化しており、平成 22 年度の収入未済額は 45,245 千円となっている。また、滞納繰越分の収納率も 13.58%→15.52%→12.78%と低いままとなっており、平成 22 年度の収入未済額は 39,998 千円、不能欠損額は 29,935 千円となっている。

なお、毎年、特別徴収の調定額より収入済額が大きく還付未済額が発生する（収納率が 100%超となる）のは、死亡したり転出したり修正申告があったためである。他に年金からの引き落とし手続が進んだ後で支給日以前に死亡した場合も還付未済となる。

最近 4 年間の東北地方の主要都市の介護保険料の収納率は以下のとおりである。

<東北主要都市の介護保険料収納率の推移>

○全体収納率（特別徴収・普通徴収・滞納繰越分の合計）（単位：%）

区分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
青森市	93.98	94.00	94.24	94.38
盛岡市	96.75	96.34	96.68	96.50
秋田市	95.25	95.32	95.58	95.64
仙台市	95.26	95.00	95.11	94.73
山形市	97.74	97.45	97.47	97.29
福島市	96.80	96.37	96.56	96.39
郡山市	96.37	96.31	96.56	96.49
いわき市	96.24	95.35	94.81	94.60

（介護高齢福祉課作成資料）

(注) 還付未済額を含まない収納率を示す。

東北地方の主要都市の中では山形市が収納率が高く、盛岡市は二番目あたりで推移している。過去4年間の収納率に大きな変動は無い。

但し、この表には特別徴収が含まれており、収納率が100%である特別徴収の割合が大きいほど収納率は高くなる。

そこで、平成22年度の普通徴収と滞納繰越分に絞って、各都市で比較すると以下のとおりとなる。

<東北主要都市の平成22年度の普通徴収と滞納繰越分の収納率> (単位：%)

区分	普通徴収		滞納繰越分	
	徴収率	順位	徴収率	順位
青森市	82.78	4	12.60	7
盛岡市	83.97	2	12.78	6
秋田市	83.46	3	8.44	8
仙台市	78.74	7	15.70	4
山形市	85.01	1	19.16	2
福島市	80.10	6	15.47	5
郡山市	82.37	5	33.15	1
いわき市	78.21	8	17.11	3

(介護高齢福祉課作成資料)

普通徴収について盛岡市は東北地方の主要都市の中で2番目と比較的高い収納率となっているが、滞納繰越分については8都市中6番目で、徴収率も12.78%と低い値となっている。

(2) 介護保険料の滞納管理について

各所得段階別の平成22年度の普通徴収及び滞納繰越分の介護保険料の収納状況は、以下のとおりである。

<平成22年度の介護保険料の収納状況>

○普通徴収分

(単位：千円)

区分	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額		収入済額中 還付未済額 (D)	収納率 (B/A)
				(A-B+D-C)	人数 (人)		
第1段階	19,161	18,331	-	908	76	78	95.67
第2段階	23,667	18,800	-	4,939	242	71	79.43
第3段階	16,877	10,567	-	6,324	203	14	62.61
特例第4段階	66,311	58,040	-	8,302	238	31	87.53

第4段階	16,409	10,790	-	5,620	147	1	65.76
第5段階	35,956	27,658	-	8,328	195	29	76.92
第6段階	38,642	33,109	-	5,552	126	19	85.68
第7段階	37,192	33,236	-	3,977	76	22	89.37
第8段階	26,140	24,882	-	1,291	24	33	95.19
計	280,359	235,417	-	45,245	1,327	303	83.97

(平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

○滞納繰越分

(単位：千円)

区分	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額 (A-B+D-C)	収入済額中 還付未済額 (D)	収納率 (B/A)
第1段階	2,308	223	877	1,206	-	9.70
第2段階	8,525	834	3,153	4,537	-	9.79
第3段階	10,482	1,056	4,312	5,113	-	10.08
第4段階	25,569	3,053	9,939	12,610	35	11.94
第5段階	24,638	3,612	8,564	12,475	13	14.66
第6段階	8,591	1,458	3,087	4,054	9	16.97
計	80,114	10,239	29,935	39,998	58	12.78

(平成23年度第1回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

(注) 滞納繰越分は、平成20年度以前(第3期事業計画以前)の滞納を対象としているため、保険料段階は6段階制である。

普通徴収分の収納率に関して、収入が低い段階区分の方が相対的に低くなる傾向は特に無く、第4段階(本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超の人)で65.76%、第5段階(本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が125万円未満の人)で76.92%と、基準となる段階区分やそれより所得の多い段階区分も低い値となっている。

次に収入未済額の推移は以下のとおりである。

<介護保険料の収入未済額(翌年度繰越額)の推移>

(単位：千円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
普通徴収現年度分	41,732	46,252	45,245

滞納繰越分	32,202	34,339	39,998
合計	73,934	80,592	85,243

(各年度「盛岡市の介護保険」記載データを元に、監査人が作成)

収入未済の金額は年々増加している。

滞納に対する徴収活動としては、イ.督促状の発送 ロ.催告書の発送 ハ.電話による催告
ニ.訪問催告 がある。

イ.督促状の発送は毎月必ず発送しており、単月分の滞納額が記載されている。

ロ.催告書は年4回(4月、10月、12月、2月)発送し、現年度・過年度分の滞納額が
まとめて記載されている。

ハ.電話による催告は随時行われており、交渉の内容は滞納管理支援システムに記録され
ている。

ニ.電話催告が不可能な場合は訪問催告を実施する。

また、納付が長期間滞っている者に対しては分納誓約書を提出させている。なお、滞納者
に対する資産の差押え等の滞納処分の措置は実施していない。

(3) 不能欠損について

介護保険料収納未済額のうち、介護保険法第200条(納期限より2年経過)により徴収権
が消滅したものは、年度末に不能欠損処理している。

平成23年3月31日に処理した平成22年度の不能欠損額は29,935千円で対象被保険者数
は1,003名である。

○不能欠損額の推移

(単位：千円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
不能欠損額	27,819	27,958	29,935

(各年度「盛岡市の介護保険」記載データを元に、監査人が作成)

収入未済額の増加に併せて、不能欠損額も年々増加している。

(4) 介護保険料の減免について

介護保険料は前年度の所得等により年額が決定されるが、支払が困難になると予想される
場合は、年度途中において介護保険料を減額する場合がある。

イ.災害による減免(条例第11条第1項、同10条第1項第1号)

ロ.所得減少による減免(条例第11条第1項、同10条第1項第2号～第4号)

ハ.生活困窮者に係る保険料の減免の特例(条例附則第7条第1項)

ニ. やむを得ない事情により保険料の納付が著しく困難な場合の減免(条例第 11 条第 1 項、同 10 条第 5 項)

平成 22 年度は以下のとおりである。なお、災害による減免はなく、また、やむを得ない事情による減免は拘禁中の者に対するものであった。

○保険料の減免状況

事 由	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
生活困窮	5 人	55,000 円	5 人	55,000 円	10 人	123,600 円	8 人	97,800 円
事業廃止、失業等	-	-	-	-	3 人	97,300 円	3 人	28,100 円
やむを得ない事情 で納付困難	-	-	-	-	-	-	2 人	18,100 円

(平成 23 年度第 1 回盛岡市介護保険運営協議会資料「介護保険事業の運営状況」より)

(5) 滞納者に対する給付制限

介護保険は強制保険であり、一定の期間滞納している者に対しては、次のような保険給付を制限する措置がとられ、被保険者証に記載される。

イ. 滞納が 1 年以上の場合、介護保険のサービスを受けた際に、本来のサービス料の 1 割ではなく 10 割全部を支払い、介護保険の窓口申請をして、後日 9 割の払い戻しを受ける(償還払い)

ロ. 滞納が 1 年 6 ヶ月以上の場合、イ. の措置により払い戻される利用料の 9 割分を一時差し止める。さらに滞納している保険料の額を差し止めた給付の額から控除することがある。

ハ. 滞納が 2 年以上の場合、その滞納している期間の長さに応じて、一定期間保険給付の割合が 9 割から 7 割に引き下げられる(3 割負担)。また、この期間は高額介護サービス費等の支給を受けることが出来ない。

平成 22 年度の給付制限の対象者は 16 名で償還払が 7 名、3 割負担が 11 名(2 名は償還払かつ 3 割負担)であった。

2. 実施した監査手続

(1) 普通徴収の決定プロセスについて

普通徴収の決定プロセスの妥当性を検証するため、平成 22 年 6 月 30 日付の平成 22 年度の普通徴収賦課の決定プロセスを検討し、通知書発送の起案書の決裁状況及び各書類の数値の整合性を確認した。

(2) 日次の収納取引について

日次の収納取引の適切性を検証するため、金融機関窓口収納分について銀行あわせ集計表を収入日計表の金額が一致していることを確認するとともに、平成22年9月1日から10日間分について、収入日計表の決裁の適切性と合計額が収納日計表と一致しているか、確認した。

(3) 滞納に対する徴収事務について

催告書及び催告書発送手続については、催告書発送及び督促状発送に係る決裁手続が適切に行われているか検証した。また、電話・訪問催告等の妥当性を検証した。

(4) 不能欠損処理について

不能欠損処理の適切性を検証するため、平成23年3月31日起案・決裁の平成22年度介護保険料不能欠損処分について、起案書により決裁が適切に行われているか確認し、また、起案書記載の金額と添付書類の金額及び平成22年度不能欠損対象者一覧(年度納期別)の金額が一致しているか、確認した。

(5) 給付制限について

保険滞納者に対する給付制限の網羅性を検証するため、平成22年10月1日から平成23年3月31日決裁の介護保険給付減額等通知(12件)に関して、減額等の処分の決定が所定の手続を経ているか確かめるとともに、処分の妥当性、処分が適時に行われているか、確認した。

(6) 介護保険の減免について

減免対象者への調査・認定手続の妥当性を検証するため、平成22年度の介護保険料の減免について、減免額の決定プロセスが所定の手続を経て正確になされているか、確認した。

(7) 介護給付事務について

現物給付事務及び償還払い事務(高額介護サービス)の適切性を検証するため、平成23年1月審査分の介護給付費の支出について、決裁の適切性、各資料間の金額の整合性を確認した。

(8) 給付サービス事業者の指定事務について

給付サービス事業者(地域密着型)指定事務の適切性を検証するため、平成22年度の地域密着型サービス事業所の指定(全6件)について、指定申請書と付属書類の徴求の網羅性及び記載内容について確かめ、指定に係る決裁が適切に行われているか確認した。

(9) 介護認定審査会の運営状況について

介護認定審査会の運営の適切性を検証するため、平成22年7月1日の認定案件71件を抽出し、関係書類の整合性について確認した。

3. 監査結果

(1) 普通徴収の収納率の低下傾向に対する方策の検討の必要性について (指摘事項1)

業務の概要で前述したとおり、介護保険料の収納率は低下傾向にあり、収入未済額及び不能欠損額は共に増加傾向にある。長引く国内経済の低迷による被保険者の経済状況の悪化も原因の一つと考えられるが、平成22年度の収納状況では、収入が低い段階区分の収納率が相対的に低くなる傾向は特に無く(第1段階から特例第4段階では62.61%~95.67%)、基準となる所得区分である第4段階(65.76%)やその上の所得区分の第5段階(本人に住民税が課税される所得がある:収納率76.92%)の収納率も低い。

また、普通徴収の収入未済額45,245千円のうち第4段階以上の所得区分で発生した額は24,770千円であり、全体の54.7%を占めている。滞納繰越分については、収入未済額39,998千円のうち第4段階以上の所得区分で発生した額は29,140千円で占有率は72.8%、不能欠損額29,935千円のうち第4段階以上の所得区分で発生した額21,591千円で占有率は72.1%であった。つまり、保険料率の基準となる第4段階以上の所得区分に属する被保険者の滞納が、全体の収納状況に金額的に大きな影響を与えているといえる。

現在、収納率が低下傾向にあること、高齢者人口の増加による被保険者数の増加が見込まれることから、将来、介護保険料の収入未済額及び不能欠損額は、年々増えていく状況が予想できる。

こうした予想される状況を考慮すると、第1号被保険者の保険料基準額の算定に予定保険料収納率が用いられることから、介護保険料収納率の悪化は将来の介護保険料の上昇のひとつの大きな要因となると考えられ、被保険者全体に、これまでも増して介護保険料の重い負担がかかってくるのが懸念される。

したがって、保険料の収納率の向上のための方策が必要であり、次の①、②に示す2つの方策を検討するべきである。

①滞納保険料徴収のための専門スタッフを採用すること

現在、盛岡市介護高齢福祉課の保険料係は5名であり、以下の職務を担当している。

<介護高齢福祉課保険料係 平成22年度事務分掌>

担当者		分掌事務
正	副	
A (係長)	B C	1 係の総括に関する事
		2 予算及び決算に関する事(総括)
		3 給付制限該当者の検索及び調整に関する事
		4 徴収不能及び減免に関する事
		5 介護保険法改正等の対応に関する事
		6 定期監査に関する事(月例監査を除く)
		7 保険料収納対策に関する事(滞納整理含む)
		8 介護雇用プログラム事業に関する事(主担当)

B	D E	<ul style="list-style-type: none"> 1 収納消込に関する事 2 窓口収納に関する事 (郵便振込を含む) 3 月例監査に関する事 4 滞納整理に関する事 5 課内庶務に関する事 (文書関係、需用費、備品関係)
C	B D	<ul style="list-style-type: none"> 1 保険料の還付 (充当) 処理に関する事 2 月間業務予定の調整に関する事 3 電子システム更新に関する事 4 保険料業務に係る広報 (周知啓発) に関する事 5 滞納整理に関する事 6 課内予算・決算の取りまとめに関する事 (副) 7 係内予算・決算に関する事 (主) 8 滞納整理に関する事 9 介護雇用プログラム事業に関する事 (副)
D	C E	<ul style="list-style-type: none"> 1 被保険者資格の異動処理に関する事 2 被保険者証の発行に関する事 3 転入者の所得照会に関する事 4 代理納付に関する事 5 滞納整理に関する事 6 課内予算・決算の取りまとめに関する事 (主) 7 係内予算・決算に関する事 (副)
E	A C	<ul style="list-style-type: none"> 1 保険料の賦課及び調定処理に関する事 2 納付書発行に関する事 3 特別徴収 (仮徴収) 通知書の発行に関する事 4 特別徴収データの収受に関する事 5 督促状、催告書の発送に関する事 (公示送達を含む) 6 簡易申告書に関する事 7 課内庶務に関する事 (人事、給与、福利厚生) 8 滞納整理に関する事

(介護高齢福祉課作成資料より)

全員が滞納整理業務を担当しているが、各々の主たる業務は別にあり、滞納整理業務は付随的な業務となっている。介護保険に関する事務量が年々増加する中、滞納整理業務に従事する時間は限られている。高齢者人口の増加による被保険者数の増加により、今後、さらに増加すると予想される介護保険料の滞納に対応するためには、回収のための専門スタッフの採用を検討するべきである。

なお、人件費に制約がある場合は、非常勤等での採用も視野に入れて、金融機関 OB 等の債権回収の経験者を採用することが効果的であると考えられる。

②滞納処分を実施すべきこと

滞納処分とは法定納期限等一定の期日まで納付されない税等について、徴収権者が、その税等にかかる債権を滞納者の意思に関わり無く実現する行政処分である。

滞納処分の手続は督促と財産の調査を事前に行い、「財産の差押→交付要求→財産の換価→換価代金の配当」のプロセスを経ることにより、滞納している税等を強制的に徴収するものである。

介護保険法第144条の規定により、介護保険料についても滞納処分により保険料を徴収することが出来るが、市は事務処理に係る人的配置の制約等の理由により、滞納処分を実施していない。

しかし、保険料率の基準となる第4段階以上の所得区分に属する被保険者の滞納が、介護保険料全体の収納状況に金額的に大きな影響を与えている現状では、滞納処分を実施することが必要である。滞納処分の実施により、滞納している保険料の回収が進み、滞納処分の周知による牽制効果により保険料の収納率も上がるものと推定できる。

また、市民たる被保険者全体の介護保険料負担の公平性確保の観点からも、滞納処分を実施して保険料の納付を促進させることは有意義である。

収納担当部署等との連携を強化して、滞納処分事務を効率的に実施する措置を講ずるべきである。

(2) 介護認定審査会議事録の記載の不備について (指摘事項2)

要介護1の場合は介護認定審査会議事録に状態像(「認知機能の低下等」又は「不安定な状態」)を記載する必要があるが、介護認定審査会議事録に「要介護1」の状態像の記載の無いものが2件(第6合議体No.012とNo.024)検出された。

規定に従った記載を徹底するべきであり、また、議事録作成者以外の者による点検等を実施するべきである。

(3) 介護認定審査会関係資料の整理・保管の不備について (指摘事項3)

第6合議体No.017の介護認定調査票が別人のものが綴られていた。

○介護認定審査会議事録&主治医意見書：A

○介護認定調査票：B

(注) A、Bは人名である。

審査会の事前送付資料は主治医意見書、介護認定調査票をシステムに読み込み紙に出力したものであるため、被保険者番号で整理されており取り違えは無かったとの説明を受けた。そのため審査会の審査判定に影響を与えるものではなかった。

ただし、資料の保管方法には問題がある。資料整理・保管時に点検等を実施するべきである。

4. 監査結果に添える意見

(1) 介護事業者指定における作成書類の改善 (意見事項1)

IV. 地域支援事業の実施状況について

1. 地域支援事業に係る予算及び決算の状況

平成 22 年度の地域支援事業に係る事業区分別予算及び決算の状況は以下のとおりである。

<平成 22 年度 事業区分別予算及び決算の状況>

(単位:円)

事業区分 (国の分類)	事業名	事業費		
		現計予算額	決算額	差引き
特定高齢者把握事業	特定高齢者把握事業	59,880,000	59,447,530	432,470
特定高齢者施策評価事業	特定高齢者施策評価事業	693,000	693,000	0
特定高齢者通所型介護予防事業	特定高齢者通所型介護予防事業	17,149,000	13,415,220	3,733,780
特定高齢者訪問型介護予防事業	特定高齢者訪問型介護予防事業	838,000	209,475	628,525
介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業	3,403,000	3,015,550	87,450
	生活管理指導員派遣事業	6,950,000	6,463,779	486,221
	元気はなまる教室事業	1,130,000	1,027,813	102,187
	介護予防健康相談事業	217,000	161,742	55,258
	介護予防手帳印刷事業	0	0	0
	高齢者食生活改善事業	88,000	86,539	1,461
地域介護予防活動支援事業	介護予防ボランティア養成事業	175,000	92,627	82,373
	老人大学	6,999,000	6,816,582	182,418
介護予防事業計		97,522,000	91,429,857	6,092,143
包括的支援事業	包括的支援事業	148,192,000	148,163,200	28,800
介護給付等費用適正化事業	給付適正化事業	1,373,000	1,372,336	664
家族介護支援事業	介護家族リフレッシュ事業	955,000	803,398	151,602
	介護教室・医療保健講座	1,008,000	907,125	100,875
	家族介護慰労金事業	1,000,000	400,000	600,000
	シルバーメイト事業	3,749,000	3,381,162	367,838
	紙おむつ支給事業	6,024,000	5,248,707	775,293
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	564,000	35,400	528,600
福祉用具・住宅改修支援事業	住宅改修理由書作成費補助	20,000	0	20,000
地域自立生活支援事業	配食サービス事業	19,700,000	18,650,700	1,049,300
	シルバーハウジング事業	1,802,000	1,755,875	46,125
	シルバーサロン事業	642,000	642,000	0
	グループホーム管理事業	315,000	315,000	0
	高齢者地域生活サポート事業	10,459,000	9,222,560	1,236,440
包括的支援事業・任意事業計		195,803,000	190,897,463	3,669,097
地域支援事業計		293,325,000	282,327,320	9,761,240

(介護高齢福祉課作成資料を元に、監査人が作成)

2. 実施した監査手続

(1) 地域支援事業に関する予算執行事務の適法性について

介護保険法施行令第 37 条の 13 は、地域支援事業費総額の上限を介護給付費見込額の 3/100 と定め、また、介護予防事業費の上限を介護給付費見込額の 2/100、包括的支援事業費及び任意事業費の合計額の上限を介護給付費見込額の 2/100 と、それぞれ定める。当該規定に則って平成 22 年度予算が編成され、また、決算額が当該規定に準拠したか、計算調べにより確認した。

(2) 地域支援事業の有効性について

盛岡市高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画を閲覧し、また、必要に応じてヒアリングすることにより地域支援事業について有効性を検討した。

(3) 市の非常勤職員（ホームヘルパー等）の稼働状況について

非常勤職員であるヘルパーの人的資源活用が有効に行われていたかを検証するために、業務日誌を閲覧し、市が直接行う生活管理指導業務及び訪問介護業務に係る非常勤職員の稼働状況が効率的であったか、確認した。

3. 監査結果

(1) 地域支援事業に関する予算執行事務について

地域支援事業に関する予算執行事務の適法性を検証するため、介護保険法施行令第 37 条の 13 の規定に従った予算編成及び予算執行が行われたか、計算調べを行った結果及び適法性についての結論は以下のとおりである。

介護給付費見込額（介護保険費特別会計の予算額）： 16,832,762,000 円 (A)

(資料「平成 22 年度 介護保険費特別会計歳入歳出予算執行状況総括表」より抜粋)

(A) の 3/100 : 504,982,860 円 (B)

(A) の 2/100 : 336,655,240 円 (C)

①平成 22 年度予算額の適切性について

地域支援事業費予算額 : 282,327,320 円 (D) < (B)

介護予防事業費予算額 : 91,429,857 円 (E) < (C)

包括的支援事業費+任意事業費予算額 : 190,897,463 円 (F) < (C)

以上のとおり、平成 22 年度予算額は介護保険法施行令第 37 条の 13 に規定する上限の範囲に収まっており、適切な予算編成が行われている。

②平成 22 年度決算額の準拠性について

地域支援事業費予算額 : 293,325,000 円 (D) < (B)

介護予防事業費予算額 : 97,522,000 円 (E) < (C)
包括的支援事業費+任意事業費決算額 : 195,803,000 円 (F) < (C)

以上のとおり、平成 22 年度決算額は介護保険法施行令第 37 条の 13 に規定する上限の範囲に収まっており、適法である。

(2) 地域支援事業の有効性について

①特定高齢者把握評価事業について (指摘事項 4)

特定高齢者把握評価事業における生活機能評価は、特定高齢者を把握するための重要な事業であり、高齢者の生活機能評価を行い、その現状を把握し、その後の状況の推移を比較検討することが要介護状態の予防に向けた対応を考える上でも重要である。生活機能評価の対象者は要支援及び要介護認定者を除く介護保険第 1 号被保険者である。盛岡市では 74 歳までの国保加入者に対して行う特定健康診査及び 75 歳以上(一定の障がいがある人は 65 歳以上)の後期高齢者医療制度の被保険者に対して行う後期高齢者健診と併せて生活機能評価を実施しており、集団検診だけでなく個別検診を実施する医療機関を増やして受診率の増加に努めている。しかし、生活機能評価実施割合は平成 21 年度で 26.1%であった。要支援及び要介護認定者が約 1 万人いることを考慮しても、高齢者数の 3 分の 1 程度の実施に留まっている。また、市町村国保に関する特定健康診査の全国平均受診率が平成 20 年度で 30.9%と低いことを考慮すると、生活機能評価を特定健診等の実施と併せて行うだけでは生活機能評価実施割合の増加策として限界があると考えられる。そこで、特定健診等の実施に併せて実施する方法以外に生活機能評価の実施割合が増加する方策を検討する必要がある。

②家族介護慰労金支給事業について (指摘事項 5)

介護サービスを利用していない申請者(介護者)に対し 1 人 10 万円を支給する事業であるが、慰労する手段が現金支給であることの根拠、及び支給額の根拠が不明確である。また、心身ともに疲弊している介護者を慰労する市の事業は推奨すべきものと考えられるが、申請者のみを慰労し不申請者は慰労しないという結果となっている。慰労するのは市なのであるから、慰労されるべき介護者が慰労すべき市に申請して慰労してもらうこと自体が、慰労するという行為と違和している。

支給対象者が年間数人であり、現行の支給対象は特定の介護者のみとなっている点、介護者全員に対するサービス提供の確保という観点から公平性を欠いていると考えられるため、当事業の廃止を検討すべきである。

③もりおか老人大学について (指摘事項 6)

介護保険法第 115 条の 44 は、介護予防事業を第一号被保険者が要介護状態等になることの予防、又は要介護状態等の軽減・悪化の防止に必要な事業である旨定める。

そもそも介護予防事業は、被保険者たる 65 歳以上の健診の結果、「要介護状態になる恐れあり」と判断される特定高齢者のうち、参加に同意したものに対しては介護予防プログラムを実施し、一定期間後にその効果を測り、評価することになっている。また、特定高

齢者ではない一般高齢者に対しては介護予防の普及・啓発事業を行って、自主的な介護予防活動を支援することを目的としていると考えられる。

一方、満60歳以上65歳未満の市民を含む、満60歳以上の市民・高齢者市民を対象とする市の介護予防事業「もりおか老人大学開催事業」は、次の講座テーマの例のように、介護予防事業との結びつきを明確に判別できないものが含まれる。

＜平成22年度 分校・分室講座テーマの例＞

- 石原裕次郎の世界
- 恐竜博物館を訪ねて
- 学校給食のあれこれ
- 平泉がなぜ世界遺産なのか
- ニュージーランドの現状について

当事業を介護保険料と国・県・市税でそれぞれ50%を執行財源とする介護保険予防事業として位置付けるには、講座テーマは介護予防事業の趣旨との整合性が明確である必要がある。一方、当事業は上記の例のように様々な講座テーマがあることから、平成22年度年間延参加者が1万人以上の人気事業であり、高齢者福祉事業としての有効性が認められる。したがって、当事業は執行財源を一般財源として事業継続すべきものとする。

(3) 市の非常勤職員であるホームヘルパー（生活管理指導員及び訪問介護員）の稼働状況について（指摘事項7）

生活管理指導活動記録、盛岡市指定訪問介護事業所サービス記録を閲覧し、市の非常勤職員 ホームヘルパー3名について、平成22年6月と12月の稼働状況（稼働日数及び介護者宅での作業時間）を確認した結果は以下のとおりである。

稼働日付	ヘルパー氏名					
	A		B		C	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後
6/1	70	89	89			89
2	90		59	89	80	
3	89	70		90	100	
4	89	89	80	89		
7		89	80	60	110	
8			70	89		89
9	59	89	80		80	
10		90	100		89	60
11			89	89	90	89
14		200		60	90	89
15	89	89		89	70	
16	80		80		59	89

17	119		89	90		90
18			90	89	89	89
21		89	119		90	60
22		89	89	89	70	
23	90		59	89	90	
24	89	90		90	110	
25	90	89	89			89
28		60			110	89
29	80		89	89		89
30	59		80		80	
6月合計(分)	2,315		2,622		2,418	
6月の稼働日数(日)	18		20		20	
稼働日1日当たり稼働時間	2.1		2.2		2.0	
12/1	59				90	
2		80		89		
3	90		89			89
6				60		170
7					70	
8	80		80		59	
9				89		5
10	89		90	89		
14					70	
15	59		90		90	
16				90		90
17	89		90		90	89
20	89					60
21	89	89			80	
22	90		59		90	
24	89		209			89
26						60
27	89					
28	89	89			80	
12月計(分)	1,259		1,124		1,371	
12月の稼働日数(日)	14		11		16	
稼働日1日当たり稼働時間	1.5		1.7		1.4	

(注) 1. 各月の「稼働日数」は生活管理指導又は訪問介護のために介護者宅で作業した日数である。

2. 「稼働日1日当たり稼働時間」= 各月計(分) ÷ 各月の稼働日数 ÷ 60分

以上のように、非常勤職員ホームヘルパー3名の平成22年6月及び12月の介護者宅での稼働時間は、1日当り勤務時間6時間のうち、約1時間半から2時間強にとどまっており、介護者宅と市庁舎との移動時間や介護日誌の作成等に要する業務管理時間を考慮しても、極めて短時間であった。そして、これら3名は特異な業務内容を担当している等のことはなかった。

平成22年度を振り返ってみれば、業務量に対する適正要員を上回る非常勤職員ホームヘルパーを抱えたまま、効率的な稼働のための有効な方策を講じきれていなかったと考えられる。今後の非常勤職員の採用にあつては、より精緻な人員計画の策定に努めるべきである。

4. 監査結果に添える意見

(1) 特定高齢者通所型介護予防事業について (意見事項2)

特定高齢者数に対して当事業への参加割合は、平成21年度18.7%、平成22年度19.0%と低い状態が続いており、参加延べ人数も計画値に満たない状態が続いている(「第2. 盛岡市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の概要 IV. 地域支援事業の概要 1. 介護予防事業の概要」28ページに記載する、「(2) 特定高齢者通所型介護予防事業 <特定高齢者通所型介護予防事業の実施状況>」を参照)。特定高齢者訪問型介護予防事業にあつても計画値と比較して参加人数が少ないことから、参加割合の低迷や参加延べ人数の計画値未達成の要因としては、交通手段等の問題のみならず、当事業の内容に魅力が少ないことも考えられる。より魅力を高める対策が望まれる。

(2) もりおか老人大学について (意見事項3)

将来加速すると想像される少子高齢化に伴い、市の財政は厳しい状態が持続すると予想される中、当事業の歳出は毎年度約7百万円である。一方、「もりおか老人大学開催事業」への参加延べ人数はここ数年増加傾向にあり、平成22年度は1万人を超えているので、参加1人当たり要する開催費用は平均で7百円弱と推計される。

したがって、参加の有料化が市民への多大な負担を強いるものとは考えにくく、有料化による当事業の民間移管も十分に可能と思われる。市としての当事業を将来、例えば社会福祉協議会や特定非営利法人等に移管することの可否を検討しておくことは、財政基盤の強化に資する手段を創出することに繋がると思われる。

V. 介護保険給付サービス以外の高齢者福祉の概要について

1. 高齢者福祉の概要

市の高齢者福祉施策の概要は次のとおりである。

(1) 老人福祉センターの運営

26の施設を運営する。うち、18施設は児童館・児童センターとの併設である。

(2) 老人憩いの家、世代交流センターの運営

4の老人憩いの家と1の世代交流センターを運営する。

(3) 軽費老人ホームの運営

1の軽費老人ホームを運営する。

(4) 老人クラブ活動促進事業

256の老人クラブと盛岡市老人クラブ連合会に対して、活動支援を行っている。

(5) 補助金事業

各要綱に基づき、次の補助金制度を運営する。

(単位：千円)

所管	補助事業名	件数	平成22年度決算額	備考
介護高齢福祉課	盛岡市社会福祉法人 介護保険サービス利用者負担額軽減事業	4	4,558	—
	要援護高齢者等住宅改修工事費補助事業	9	3,110	—
	老人福祉施設整備助成事業	3	15,204	—
	地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金事業	3	13,984	国庫補助 繰越明許決算額 53,148 千円
	介護サービス施設等整備臨時特例事業	0	0	県費補助 繰越明許決算額 111,500 千円
高齢者支援室	高齢者無料入浴事業		1,400	—
	老人クラブ活動促進事業	※	20,736	※ 盛岡市老人クラブ連合会 4,592 千円、老人クラブ数 256
	老人スポーツ振興事業	※	1,190	※ 老人クラブ地区協議会 数 24

(6) 老人福祉相談体制

老人福祉相談員、介護支援専門員、保健師である非常勤職員を配置し、相談受付を行っている。

(7) 給付事業・支給事業

次の給付事業・支給事業を行っている。

- 火災報知器等給付事業
- 福祉電話設置事業
- 緊急通報システム設置事業
- 敬老金支給事業
- 在日外国人等高齢者福祉給付金支給事業

(8) その他の事業

その他、次の事業を行っている。

- 老人のための明るいまち推進事業
- 盛岡市民文化講演会開催事業
- 金婚慶祝会事業
- 健康増進教室事業
- マッサージ等指導教室
- 生きがい活動支援通所事業

2. 実施した監査手続

上記各事業について関係書類を閲覧するとともに、必要に応じて市担当者にヒアリングを実施し、各事業の運営方法の適切性及び有効性について検討を加えた。また、補助金事業については関係書類を閲覧して、要綱、要領等への準拠性及び効率性・有効性の観点から補助金支給事務の適切性について確認した。

3. 監査結果

- (1) 老人福祉センターの運営に関して、問題点等は見当たらなかった。事務執行は関係条例等に準拠して適切に行われていると判断する。
- (2) 老人憩いの家、世代交流センターの運営に関して、運営問題点等は見当たらなかった。事務執行は関係条例等に準拠して適切に行われていると判断する。
- (3) 軽費老人ホームの運営に関して、問題点等は見当たらなかった。事務執行は関係条例等に準拠して適切に行われていると判断する。
- (4) 老人クラブ活動促進事業に関して、問題点等は見当たらなかった。事務執行は適切に行われていると判断する。
- (5) 補助金交付事業に関して、問題点等は見当たらなかった。補助金の交付事務は、交付要綱等に準拠して適切に行われていると判断する。

(6) 給付事業・支給事業に関して、問題点等は見当たらなかった。事務執行は要綱等に準拠して適切に行われていると判断する。

(7) 各事業について、有効性に欠けると認識した事業はなかった。

(8) 生きがい活動支援通所事業に係るインターネット情報の更新について (指摘事項8)

市内に住所を有する65歳以上の要介護認定者以外の高齢者に、2週間に1度入浴介助や食事提供などのデイサービスを提供する生きがい活動支援通所事業は、「盛岡市生きがい活動支援通所事業実施要綱」(平成12年3月31日告示第109号以下、同要綱という。)の第5において指定されるデイサービスセンターで行われていることが公表されている。

最新の平成23年3月24日告示第87号改正の同要綱は「ウェブもりおか」で閲覧できるが、インターネット検索機能で同要綱を検索すると、平成18年3月31日告示第244号改正の過去の同要綱がヒットし、最新と過去の2種類の同要綱が閲覧できる状態となっている。

インターネット利用者が増加するなか、求める情報をインターネット検索により入手する人も多いと思われ、過去の情報を公開できる状態にすることはインターネットの利用者に誤解を与えることになりかねない。インターネット公開用のデータは適時に更新して、情報管理する必要がある。

4. 監査結果に添える意見

(1) マッサージ等指導教室について (意見事項4)

マッサージ等指導教室は、広域型のA型施設のみで開催されている。平成22年度の開催状況は、開催日数240日中、愛宕山老人福祉センターで204日、外、3老人福祉センターで各12回開催という実績であり、開催箇所が極端に偏っている。

他の施設でも実施して市民全般に行き渡らせる体制が望まれる。

(2) 軽費老人ホームけやき荘の施設補強の要否検討について (意見事項5)

当老人ホームには平成23年7月22日時点で定員50名に対し、46名の入居者がいる。建物・設備に対する保守点検や補修、定期的な耐震検査を行っており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災でも建物に大きな毀損は生じなかったとのことではあるが、当ホームは築後50年近く経ち、老朽化が進んでいる。

入居者の平均年齢が80歳を超える施設であることから、自然災害等の非常事態に対する準備は用意周到に行っておくことが重要であると思われる。可及的速やかな耐震検査等の実施と、補強工事の要否についての慎重な検討が望まれる。

VI. 指定管理者の選定及び監督状況について

1. 指定管理者制度の状況

(1) 指定管理者の選定についての方針

指定管理者の選定については、「基本的な考え方」において、原則として公募とし、例外的に次のような合理的な理由がある場合のみ非公募とすることができることを定めている。

- 地域密着型の施設
- 福祉サービスの利用者の利益保護が特に優先される施設
- その他、市の政策遂行上又は施設の管理上、指定管理者を特定することが特に必要と認められる場合

(2) 公募による選定の手続

①選定手続に係る定め

選定手続に関しては、以下の規定類を置いて規整している。

- 『「基本的な考え方」 第2 指定管理者の選定についての基本的な考え方』（以下「基本的な考え方 第2」という。）
- 「指定管理者候補者選定要領」（以下「選定要領」という。）
- 「指定管理者候補者選定審査評価表標準型」（以下「評価表標準型」という。）
- 「指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針」（以下「審査員設置方針」という。）

②公募方法

公募にあたっては、応募要領、仕様書及び予定審査項目を提示するほか、現在の運営状況を公表することとしている。公表は広報やホームページにて行い、特に必要と認められる場合には、応募予定者を対象とした説明会を開催することとしている（「基本的な考え方 第2」）。

なお、申請の受付開始から締め切りまで特段の理由のない限り30日間以上設けることとしている（「基本的な考え方 第2」）。

③審査会の設置及び審査員の選任

選定にあたっては、施設ごとに審査会を設置して審査を行う（「基本的な考え方 第2」）。

審査員は、原則として当該施設の所管課長が務める内部審査員1名に対し、職員以外の外部審査員3名を置くことが基本となる（「選定要領」及び「審査員設置方針」）。独立性に関し、「申請を予定している団体の役職員又はこれらの者の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹など、公正な審査を期する上で支障が生じ得ると認められる者には、審査員は委嘱しない」とし、さらに審査員に対し、審査終了までの間の応募団体との接触を控えるよう要請している（「審査員設置方針」）。

そして、市は審査員の独立性に関し、「審査員設置方針」において、以下の定めを置いている。

- 「指定管理者への申請を予定している団体の役職員又はこれらの者の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹など、公正な審査を期する上で支障が生じ

得ると認められる者には、審査員は委嘱しない。」

- 「審査員には、審査終了までの間、申請を予定している団体等との接触を極力控えるよう要請する。」

④審査方法

選定の基準については、「指定管理料に係る提案額が仕様に定める上限額を超えない」ことのほか7項目が「選定要領」に定められており、その内容は、施設ごとに作成される指定管理者候補者選定審査評価表（以下「評価表」という。）における審査項目として具体的に反映される。評価表は、「評価表標準型」をベースとし、これに施設の設置目的や機能の特性を加味して策定されることとなっている。また、外部審査員の意見を聴いたうえで策定し、あらかじめ公表される（「選定要領」）。

審査は、申請書類の内容審査及び聴き取りによる審査という形式で行われ、聴き取りによる審査のみ公開される（「選定要領」）。各審査員が「評価表」に掲げる各審査項目に付した評価点を合計し、原則として最多かつ100分の50以上の審査点を得た申請者を指定管理者候補者とする事となっている（「選定要領」）。

⑤審査手続の評価

上記③及び④の手順・審査内容等については、審査終了後に盛岡市自治体経営推進会議の確認を得るものとされている（「選定要領」）。

⑥結果等の通知、公表

審査結果は申請者全員に通知し、原則として選定理由が公表される（「選定要領」）。また、審査員の氏名は審査結果と併せて公表される（「審査員設置方針」）。

（3）非公募による審査の手続

①審査手続に係る定め

審査手続に関しては、以下の規定類を置いて規整している。

- 「指定管理者候補者審査要領」（以下「審査要領」という。）
- 「評価表標準型」

②審査員の選任

指定管理者の指定にあたり、申請者の事業計画等を審査するために審査員を置く。審査員は内部審査員のみで構成され、当該施設を所管する課等の長及び市長公室行政経営課長並びに市長公室企画調整課長及び財政部財政課長のうちから市長が命じる職員をもって充てることとされている（「審査要領」）。

③審査方法

選定の基準については、「指定管理料に係る提案額が仕様に定める上限額を超えない」ことのほか7項目が「審査要領」に定められており、その内容は、施設ごとに作成される評価表における審査項目として具体的に反映される。評価表は、「評価表標準型」をベースと

し、これに施設の設置目的や機能の特性を加味して策定されることとなっている（「審査要領」）。審査は、申請書類の内容審査及び聴き取りによる審査という形式で行われ、聴き取りによる審査のみ公開される（「審査要領」）。各審査員が「評価表」に掲げる各審査項目に付した評価点を合計し、原則として100分の50以上の審査点が得られれば合格とすることとなっている（「審査要領」）。

④審査手続の評価

上記②及び③の手順・審査内容等については、審査終了後に盛岡市自治体経営推進会議の確認を得るものとされている（「審査要領」）。

⑤結果の通知、公表

審査結果は申請者に通知し、原則として選定理由が公表される（「審査要領」）。

（4）モニタリング

モニタリングは、事業計画や仕様書で実施するとされている業務が履行されているかを確認したり、指定管理者の提供するサービスが一定の水準を保っているかを評価したりするなど、指定管理者制度の運営において重要な機能を持つ。

①モニタリングに係る定め

モニタリングに関しては、地方自治法の定めによるほか、以下の規定類を置いて規整している。

- 『基本的な考え方』 第1 3 運営状況の監視と公表（以下「基本的な考え方 第1 3」という。）
- 軽費老人ホーム、老人福祉センター及び世代交流センター並びに老人憩いの家のそれぞれに関し定められた条例及び条例施行規則
- 各個別の施設ごとに定められた管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）
- 各個別の施設ごとに定められた管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）
- 各個別の施設ごとに定められた指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）

②年度計画について

指定管理者は、毎年度、施設の管理運営に係る事業計画及び収支計画に関する書類を市に提出しなければならない（「基本協定」）。

指定管理者である盛岡市社会福祉事業団は、年度計画として「事業計画並びに一般会計及び特別会計資金収支予算書」を市に提出している。

③年次報告について

指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後、事業報告書を作成し市に提出しなければならない。記載事項につき条例に以下のとおり定められて

いる。

- 業務の実施状況
- 使用者の数（軽費老人ホームにおいては、入所者の数）
- 管理経費の収支状況
- 利用料の収入実績（軽費老人ホームのみ）
- その他市が必要であると認めた事項

市は、提出された事業報告書を検証し、公表することとされている（「基本的な考え方 第1 3」）。

指定管理者である盛岡市社会福祉事業団は、「事業報告並びに一般会計及び特別会計決算報告書」を市に提出している。

④定期報告について

市は、指定管理者に対し施設の特異性に応じて月報や四半期総括書等の提出を求めるとしている（「基本的な考え方 第1 3」）。具体的には、指定管理者は毎月の管理運営に関し、翌月10日までに以下の報告書を市に提出しなければならない（「基本協定」及び「仕様書」）。

- 軽費老人ホーム…入所人員並びに利用料等徴収実績報告書
- 老人福祉センター、世代交流センター及び老人憩いの家…利用計画書、利用状況報告書（利用人数報告を含む）

⑤実地調査について

地方自治法第244条の2第10項において、市長は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、実地について調査し、又は必要な指示をすることができることが定められている。

市では、施設ごとに定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めることとしている（「基本的な考え方 第1 3」）。

指定管理者は、実地調査を受ける場合は誠実に対応しなければならず、市が調査に基づき必要な指示をしたときは、これに従わなければならない（「基本協定」）。

⑥管理運営の評価について

指定管理者は、自己又は第三者による評価を実施し、その結果を市に報告するとともに広く市民に公表するように努めなければならない。市は、必要に応じ、市又は第三者による評価を実施し、その結果を広く市民に公表するものとされている（「基本協定」）。

さらに、「行政評価システムにおいて、施設の管理運営に関する事務事業評価を実施し、その結果を公表する。」旨の定めがある（「基本的な考え方 第1 3」）。

⑦市民や利用者の要望等の反映について

指定管理者は、市民又は利用者から要望、意見及び苦情を受け付けたときは、その内容及び対応状況についてすみやかに市に報告しなければならない（「基本協定」）。市は、指定管理者が受け付けた要望等及び市が直接受け付けた要望等の内容及び対応状況について、

必要に応じて広く市民に公表するものとされている（「基本協定」）。

また、市は、利用者の意見を幅広く聴き、その反映に努めることが求められている（「基本的な考え方 第1 3」）。

指定管理者である盛岡市社会福祉事業団では、利用者の要望等を把握するため、全施設に「意見箱」を設置している。意見箱に寄せられた要望等については、その内容に応じ、各施設単独又は事業団全体として対処している。また、月1回の施設長会議において情報の共有化と反映に努めている。さらに、入所施設である軽費老人ホームけやき荘においては、利用者懇談会及び園長との個別懇談を毎月実施しているところである。

(5) 管理業務の再委託について

管理業務については、その全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないが、あらかじめ市の承認を受けた場合に限り、その一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができることとなっている（「基本協定」）。

2. 実施した監査手続

(1) 指定管理者に関し、公募の場合はその選定手続、非公募の場合はその審査手続について、関連する書類を閲覧することにより、実施状況を検討した。

(2) モニタリングについて、その適切に実施されていたか検証するため、主として、盛岡市社会福祉事業団の管理運営業務に関する資料を閲覧し、必要に応じ担当者への質問を行ない、これを所管する高齢者支援室に係るモニタリングにつき実施状況等を検討した。

(3) 以下の施設の視察を実施した。

- 軽費老人ホームけやき荘
- 太田老人福祉センター
- 津志田老人福祉センター
- 都南老人福祉センター
- 本宮老人福祉センター
- 世代交流センター
- 山岸老人憩いの家

(4) 管理業務の再委託契約について、高松老人憩いの家及び青山老人福祉センターをサンプルとして抽出し、現地にて契約書及び再委託先業者からの各種報告書を閲覧や質問等を実施して、平成22年度の実施状況を確認した。

3. 監査結果

(1) 指定管理者の選定及び審査の手続について

指定管理者の選定及び審査の手続は、各要領等の定めに従い適切に行われていることを確

認した。

(2) モニタリングについて

①年度計画及び年次報告について

ア. 事業報告書の提出期限について (指摘事項 9)

事業報告書の提出期限については、条例に「毎年度終了後、市長が定める日までに」との定めがあるが、現行、「市長が定める日」が具体的にいつを指すのかの定めがない。このことにも起因して、平成 22 年度に係る事業報告書は、平成 23 年 8 月 26 日付の照会文書において平成 23 年 9 月 6 日が提出期限として示され、平成 23 年 9 月 6 日に提出されている。提出期限をいつとするかにつき、地方自治法は「毎年度終了後」と定めるのみであるため法令上の制約はないが、一般的にあって、またモニタリングの観点からいっても、9 月に入ってから提出は遅いと言わざるを得ない。

指定管理者の会計報告を規定する他の制度(現行の指定管理者であれば、社会福祉法人であるため、社会福祉法。)なども勘案したうえで、条例にある「市長が定める日」を具体的に基本協定等で定めるべきである。

イ. 事業報告書の検証について (指摘事項 10)

市は、指定管理者から提出された事業報告書を検証し、公表することとしている(「基本的な考え方 第 1 3」)。事業報告書の検証は、計画や協定書、仕様書で実施するとされている業務の履行状況を総括的に確認し、指定管理業務の収支状況及び指定管理者本体の財務状況を評価するうえで重要な手続であるため、その検証作業は検証項目を具体的に定め、事業報告書が提出されたあと適時に実施し、その記録を残して継続的、組織的な指定管理業務の評価及び改善に活かすことが必要である。

しかし、検証した証跡は残されておらず、公表もされていない。事業報告書の検証と公表を行うべきである。

②実地調査について (指摘事項 11)

市は、施設ごとに定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めることとしている(「基本的な考え方 第 1 3」)が、平成 21 年度の施設修繕計画立案時での全施設巡回後は、運営状況の把握のための巡回は実施されていない。施設数が多いため、当面、循環的に実施し、また、一部の施設を抽出して実施するなどの方法も考えられるところである。

実地を調査及び点検することは、書類による報告の検証と相俟って、管理運営業務を理解・評価するうえで必要な手続と考える。実施に向け、頻度、調査点検項目及び記録方法等につき具体的に検討するべきである。

(3) 審査員の独立性確保のための対策の必要性について (指摘事項 12)

現行の「審査員設置方針」の独立性確保に関する定めには、申請者との役職員関係しか具体的に示されておらず、経済的な利害関係に関する定めがないため、申請者との一定以上の経済的な利害関係を有していないことを条件とする事項を織り込むように、規定の見直しを

検討すべきである。審査員は第三者から見た場合に、精神的独立性が害されているのではないかとの疑念を抱かせるような外観を有していない（外観的独立性）ことが要求されることから、一定以上の経済的な利害関係（例えば、申請者の株主・出資者・債権者・債務者等の関係）を有していないことを規定化することが必要と考えられる。

また、外観的独立性に抵触する利害関係を具体的に列挙したうえで、市職員が務める内部審査員を含む全審査員候補者に対し、その有無の記載と署名を依頼するチェックリスト形式の書面を使用すること等、外観的独立性を確保していることを疎明できる手段の創設を検討すべきである。現行、外部審査員の委嘱にあたっては、審査員候補者に対し「審査員設置方針」の独立性に関する定めを記載した書面を交付することにより、独立性の保持を要請しているが、この手続だけでは、審査員候補者が本当に禁じられた利害関係を有していないのか、外部の第三者が判断することは難しいと考えられる。したがって、市や外部の第三者が判断するうえでの一つの証跡とするに有効な手段として、例えば、チェックリスト形式の書面の活用等が有用である。

さらに、「審査員設置方針」は、公募における審査員についての規定という位置付けとなっているが、非公募の場合も独立性の確保は必要であることから、非公募における審査員についての規定の整備を検討すべきである。

（４）業務の再委託について（指摘事項 13）

各施設の仕様書に定められている業務のうち、施設の維持管理に関する業務については、主として再委託によって実施されている。例えば、清掃、機械警備、消防設備保守点検などの業務である。なお、双方とも盛岡市社会福祉事業団が指定管理者となっている施設であるが、事業団では、その管理運営する全施設につき事務局が契約事務を実施している。報告書の提出は義務付けしてはいないとのことであるが、契約書や提出を受けた各種報告書については、本通を事務局で保管し、写しを各施設に送付のうえ保管するというかたちをとっている。

監査の結果、以下の点につき報告を受けていないことが判った。

再委託業務	契約の内容	高松	青山
機械警備業務	少なくとも4ヶ月に1回は、警報装置の点検を実施する。	平成22年12月に実施の年3回目の点検につき、報告書の提出なし。	年3回実施しているが、報告書の提出なし。
	警備装置の作動開始時刻及び作動解除時刻を記録し、当該月分を翌月の2日までに委託者に提出する。	報告書の提出なし。	

指定管理者は市施設の管理・運営を代行しているのであるから、管理・運営に係る再委

託業務の実施報告書の提出の要否は基本的には指定管理者で判断すべきことではあるが、少なくとも保安関係等の重要事項については市が特定したうえで、指定管理者に対して再委託先からの実施報告書の提出を指導するべきである。

4. 監査結果に添える意見

(1) 指定管理者の指定方法について

市の各高齢者福祉施設の選定時の公募・非公募の別は、「1. 指定管理者制度の状況 (3)

①」に既述のとおりであるが、これをまとめると以下のとおりとなる。

区分	公募	非公募	計
軽費老人ホーム	1	0	1
老人福祉センター	8	18	26
老人憩いの家	4	0	4
世代交流センター	0	1	1
計	13	19	32

①非公募による指定について (意見事項6)

市は、公募を原則とし、合理的な理由が認められる場合にのみ例外的に非公募を認めている。表に記載のとおり 19 施設が非公募となっている。この理由につき、市のホームページにおける説明をまとめると以下のとおりとなるが、公募を行わない理由として合理的といえるかどうか、つまり非公募とすることが妥当かどうかについて、再検討が望まれる。

「市の政策遂行上又は施設の管理上、指定管理者を特定することが特に必要と認められる場合(「基本的な考え方 第2」)にあたり、具体的理由としては、「現在コミュニティ地区組織(地区福祉推進会等)の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から今後もその措置を継続し、地域と連携した管理運営を行う必要があるため。」

非公募としている 19 施設は、そのすべてを設置当初から管理受託している盛岡市社会福祉事業団が指定管理者であり、法人設立の経緯も考慮すると最も安定的な運営を期待できる団体であると考えられること、また、非公募としている施設には地区福祉推進会の事務局が設置され、指定管理者に属する施設職員が事務局員も兼ねるかたちで地域との連携を重視した管理運営がなされていることから、非公募とする相当な理由が見いだせる。また、地域密着型施設たる地区コミュニティセンターなどの指定管理者も、いわば代替性のない町内会や自治会といった地域住民で組織する団体が指定され、非公募とする相当な理由が見いだせる。

しかし、老人福祉センター等の指定管理者のケースでは、地区福祉推進会の事務局業務を行う必要があるにしても、その業務の実施者に代替性が無いとは考えられないことから、

熱意のある団体に被指定の機会を提供することで、広く民間の経営ノウハウを活用し行政サービスの向上と効率化に資するものと考えられる。

また、平成 21 年度の再指定施設につき、市の提示する指定管理料の上限額に対し申請者から提示された申請額の状況は以下のとおりであり、公募により指定管理料の節減にもつながる可能性があると考えられる。

○公募施設…施設により金額に差はあるものの、すべての施設につき、上限額に対し、申請額は数万円から数十万円の減額提示であった。

○非公募施設…すべての施設につき、上限額に対し、申請額は同額であった。

(注) けやき荘、太田老人福祉センター及び都南老人福祉センターについては、資料未入手のため記載していない。

②公募による指定について (意見事項 7)

軽費老人ホームけやき荘の指定管理者は公募のうえ指定されているが、施設の特性を勘案すれば、これを非公募とすることも検討に値すると思われる。

けやき荘の入所者の最低年齢は 66 才、最高年齢は 101 才、平均年齢は 81.2 歳 (いずれも平成 23 年 3 月 31 日現在) であり、健康であることが入所条件となつてはいるものの、現実には、公的介護保険の要支援 (1 及び 2) の被認定者が 8 名、要介護 (1 ~ 3) の被認定者が 21 名の計 29 名 (いずれも平成 23 年 3 月 31 日現在) と、入所者の半分以上を占めている。

このような施設においては、管理運営者と利用者の深い信頼関係が不可欠であり、指定管理者交代が入所者に与える影響も少なくないと思われることから、指定管理者を非公募とすることに合理的な理由があると考えられる。

なお、けやき荘を非公募とした場合には、隣接する太田老人福祉センターについても、一体となった運営の必要性から非公募とすべきである。

(2) モニタリングについて

①市民や利用者の要望等の反映について (意見事項 8)

市民からの要望等は指定管理者から 3 か月に一度報告を受けているが、要望等をまとめた記録はなく、要望等の公表はされていない。しかし、指定管理者からの報告事項が要望等の全てを網羅していない可能性を否定できないため、要望等に関する情報を市が自ら把握する仕組みづくりの検討が望まれる。

市が基本協定により、指定管理者に対し要望等の報告義務を課し、また、内容及び対応状況について必要に応じて広く市民に公表するものとしているのは、指定管理業務の履行状況及びサービス水準を客観的に評価するにあたり、利用者という第三者から判断してもらうという機能をも期待してのことと考えられ、評価される側の指定管理者を経由した報告のほか、市自らが要望等の情報収集を直接行うことが有意義であると思われる。

②月次報告の記載及び検証の内容について (意見事項 9)

指定管理者から提出された月次の報告書は、市においてファイリングされている。平成

22年度当初においては、各施設の利用者数につき前年同期と比較した表や利用目的別にまとめた表を作成し、高齢者支援室内で回覧していたが年度途中よりこの手続は実施されなくなっており、提出された報告書への対応に関し、少なくともその証跡は確認できなかった。

報告書の検証は、計画や協定書、仕様書で実施するとされている業務の履行状況を総括的に確認するうえで重要な手続であるため、その検証作業は検証項目を具体的に定め、提出後適時に実施し、その記録を残して継続的、組織的な指定管理業務の評価及び改善に活かすことが有用である。

そこで、現行の月次報告の内容につき、仕様書に定められた業務の実施状況と指定管理者の自己評価を軸として、例えば以下のような事項を追加項目として検討することが望ましい。

○再委託業務の実施状況（「3. 監査の結果（4）」参照。）

市の資産に対する維持管理業務の状況を確認することは、運営業務の安全性確保という観点からも重要である。契約締結時の概要報告、再委託先からの報告内容などが考えられる。

○修繕の実施状況、備品等の購入状況

資産の保全状況の確認、資産の増加内容の把握及び資産購入の要否に関する適切性の確認のために有用である。

なお、指定管理者の月次報告業務が過度な負担増とならないよう、重要性を勘案のうえ市が検証項目を確定し、例えば、3か月又は6か月に一度、定期的に報告させる方式も考えられる。

Ⅶ. 高齢者福祉事業に係る外注契約（委託契約）について

1. 外注契約の概要

平成 22 年度において市の高齢者福祉事業に関する外注契約は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	委託業者数	契約形態	平成 22 年度 決算額
＜介護高齢福祉課＞			
介護電算システムバッチ処理業務委託契約	1 社	随意契約	18,135
介護保険事務処理システム認定審査会等賃貸借契約（H18.4.1～H22.9.30）	1 社	随意契約	17,059
下半期介護保険電算システムバッチ処理業務委託契約	1 社	随意契約	14,891
介護保険事務処理システム等賃貸借契約（H22.10.1～H27.9.30）	1 社	随意契約	13,797
盛岡市介護プログラム事業業務委託契約（その 2～13 計 10 契約）	4 社、3 社会福祉法人	随意契約	12,360
介護給付費審査支払事務委託契約	岩手県国民健康保険団体連合会	随意契約	24,492
要介護認定調査業務委託契約	指定居宅介護支援事業者等	随意契約	28,664
＜高齢者支援室＞			
生活機能評価（集団検診）実施委託契約	（財）予防医学協会	単価契約	1,776
生活機能評価（個別検診）実施委託契約	盛岡市病院事業管理者、 （社）盛岡市医師会	単価契約	55,815
一般高齢者介護予防教室運営業務委託契約	1 社、10 社会福祉法人、3 医療法人、1 農協連合会、1 協同組合	随意契約	1,680
生活管理指導員派遣委託契約	8 社会福祉法人	随意契約	3,518
包括的支援事業業務委託契約	2 医療法人、3 社会福祉法人、1 協同組合	随意契約	112,000
包括的支援事業（ランチ型）業務委託契約	1 社、8 社会福祉法人、1 医療法人、1 農協連合会	随意契約	36,000
配食サービス業務委託契約	2 社、5 社会福祉法人	随意契約	46,893
生活援助員派遣事業業務委託契約	1 社会福祉法人	随意契約	1,755
ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業業務委託契約	1 社、8 社会福祉法人、1 協同組合、2 医療法人、1 農協連合会	随意契約	9,398
生きがい活動支援通所事業業務委託契約	4 社、11 社会福祉法人、1 医療法人	随意契約	4,506

特定高齢者訪問型介護予防事業業務委託契約	3 社団法人、1 協同組合	随意契約	209
特定高齢者通所型介護予防事業業務委託契約	3 社、6 社会福祉法人、1 医療法人、1 協同組合	随意契約	13,415
健康増進教室開催事業（マッサージ等指導教室）業務委託契約	盛岡はり、灸マッサージ師会	随意契約	2,068
家族介護リフレッシュ事業委託契約	1 社会福祉法人	随意契約	803
敬老バス運行業務委託契約	1 社	随意契約	9,022
「介護教室」「医療・保険講座」開催事業業務委託契約	1 社会福祉法人	随意契約	907
在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業委託契約	1 社会福祉法人	随意契約	5,125
寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業委託契約	1 社	随意契約	267

（介護高齢福祉課及び高齢者支援室作成の諸資料から、監査人が作成）

2. 実施した監査手続

上記の契約のうち、各契約の中から1契約について契約書を閲覧し、契約内容の合理性について確認した。

契約名（略称）	委託契約先名	契約内容の概要
介護電算システムバッチ処理業務委託契約	(株)アイシーエス	介護保険電算システムに係るバッチ処理業務（資格管理業務、納付管理業務、給付管理業務） 期間：平成22年4月～9月
介護保険事務処理システム認定審査会等賃貸借契約（H18.4.1～H22.9.30）	同上	介護保険事務処理システム認定審査システムの賃貸借契約（地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約）
下半期介護保険電算システムバッチ処理業務委託契約	同上	介護保険電算システムに係るバッチ処理業務（資格管理業務、納付管理業務、給付管理業務） 期間：平成22年10月～平成23年3月
介護保険事務処理システム等賃貸借契約（H22.10.1～H27.9.30）	同上	介護保険事務処理システム認定審査システムの賃貸借契約（地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約）
盛岡市介護プログラム事業業務委託契約	(株)ハーティ盛岡	国の緊急雇用創出事業に係る、盛岡広域振興局からの盛岡市事業配分

		に基づく介護雇用プログラム事業の委託契約
介護給付費審査支払事務委託契約	岩手県国民健康保険団体連合会	平成 22 年度介護給付費の審査及び支払事務の委託契約
生活機能評価（個別検診）実施委託契約	（社）盛岡市医師会	地域支援事業実施要綱に基づき個別検診として実施する生活機能評価の委託契約
一般高齢者介護予防教室運営業務委託契約	㈱ニチイ学館	認知症予防啓発事業と介護予防啓発事業の委託契約
生活管理指導員派遣委託契約	（社福）土淵朗親会	盛岡市生活管理指導員派遣事業実施要綱に基づく生活管理指導員派遣事業の委託契約
配食サービス業務委託契約	㈱シニアライフクリエイト	盛岡市配食サービス事業実施要綱に基づく事業及びこれに付随する業務の委託
生活援助員派遣事業業務委託契約	（社福）盛岡市社会福祉協議会	市営月が丘アパート内に設置する高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）について、盛岡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱に基づく事業及びこれに付随する業務の委託
ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業業務委託契約	安全センター㈱	ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業業務委託契約
生きがい活動支援通所事業業務委託契約	（社福）岩手和敬会	生きがい活動支援通所事業実施要綱に基づく事業及びこれに付随する業務の委託
特定高齢者訪問型介護予防事業業務委託契約	（社）岩手県理学療法士会	特定高齢者訪問型介護予防事業実施要綱に基づく訪問型介護予防事業の委託
特定高齢者通所型介護予防事業業務委託契約	（社福）麗沢会	運動器の機能向上、及び栄養改善事業、並びに口腔機能向上に関する事業の委託
健康増進教室開催事業（マッサージ等指導教室）業務委託契約	盛岡はり、灸、マッサージ師会	盛岡市マッサージ等指導教室業務委託
家族介護リフレッシュ事業委託契約	（社福）盛岡市社会福祉協議会	盛岡市家族介護リフレッシュ事業実施要綱に基づく業務委託
敬老バス運行業務委託契約	㈱ヒノヤタクシー	老人クラブ活動に対するバス運行サービスを提供する業務委託
「介護教室」「医療・保健講座」	（社福）盛岡市社会福祉協議会	「介護教室」「医療・保健講座」開

開催事業業務委託契約		催事業の開催事業の委託事業
在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業	(社福)盛岡市社会福祉協議会	在宅ねたきり高齢者等におむつを支給することにより、介護者の負担の軽減を図るもの
寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	(株)エビーリビング	ねたきり高齢者等に対しての寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業の委託

(介護高齢福祉課及び高齢者支援室作成の諸資料から、監査人が作成)

3. 監査結果

(1) 介護保険電算処理システムバッチ処理業務委託契約について (指摘事項 14)

業者指定契約であり、特定の事業者を指定して契約を締結する方式であるため、競争性がなく、契約額の適正化を図る方策が十分ではない。現行の契約先である(株)アイシーエスとの契約に先立っては他社との相見積もりも行い、結果として同社との契約に至っているとのことであるが、他の地方公共団体の契約額や単価等に係る情報交換を行う等して、契約額の更なる適正化の保持に努めるべきである。

(2) 敬老バス運行業務委託契約について (指摘事項 15)

当事業は、市内に存する一般貸切旅客自動車運送業者4社の一般競争入札の結果落札とならなかったため、(株)ヒノヤタクシーとの単価契約のない随意契約として契約締結されている。22年度の敬老バス利用実績件数は426件であり、委託料の平均単価は21,180円/件と、実績としてそれほど高くはなかった。

「敬老バス運行業務委託仕様書」には、次の内容の定めを設けている。

- 履行期間 平成22年4月15日～平成23年3月31日(年末年始の特定期間を除く。)
- 自社車両を確実に3台用意すること
- 乗車人数が少ない場合には、マイクロバス等を利用することも可能であること
利用申し込みが少ない日は3台運行する必要はなく、また、申込がなければ運行しないこと
- 運行時間は朝9時から午後5時であること

上の仕様書の記載内容から、利用回数にかかわらず、また、大型バスであろうとマイクロバスであろうと、一定金額を支払うことを内容とする契約であると考えられるため、市としても委託先としても、実際の利用回数の多少等に伴って生じ得るコスト負担リスクをそれぞれが負うことを前提としている。

契約内容について本来は、委託者である市としては契約内容を利用人数に適合した利用車両の実績及び運行回数実績に応じた委託料の支払とし、一方、委託先としてはコスト負担に応じた受託料を収受するというものが、双方にとって合理的な取引契約形態であると考えら

れることから、委託料の増額又は減額の変更の必要性が生じ得るのであれば、単価契約を採用し、利用車両や運行回数に応じた委託料を契約内容とするものに改めるべきである。

4. 監査結果に添える意見

家族介護リフレッシュ事業委託契約について (意見事項 10)

平成 22 年度の事業開催実績は、実施回数 3 回、延利用者 55 人とどまっている。決算額 803,398 円から換算すると、平均 267,799 円/回、14,607 円/人の経費を要しており、多額との印象がある。延利用者数の増加策の立案・遂行による事業の促進が望まれる。

VIII. 高齢者福祉施設内の資産管理について

1. 高齢者福祉施設に係る固定資産管理の概要

(1) 土地及び建物の管理

市は、「盛岡市財務規則（昭和46年11月30日規則第33号） 第8章財産 第1節公有財産」において、公有財産の取得、管理及び処分に関し定めている。高齢者福祉施設の土地及び建物は、公有財産のうちの行政財産にあたるため、この定め適用を受けることとなる。

○市としての台帳整備

「総務部長は、財産台帳を備えて置いて、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない（第173条第2項）。」

○財産台帳への登録価格

「財産台帳に登録すべき価格は、購入に係るものにあつては購入価格、…（中略）…による（第180条を要約）。」

市は平成21年度より総務省方式改訂モデルによる財務書類を公表している。総務省方式改訂モデルでは、有形固定資産は原則として再調達価額を基礎とした額をもって計上するが、当面の間、取得価額を基礎として算定した価額をもって計上することもできるとされている。さらに、取得価額を基礎として算定する方法として、決算統計上のデータを活用して、昭和44年度から当年度までの普通建設事業費の累計額によることができるものとされている。したがって、原則である再調達価額での評価による固定資産台帳の整備は、段階的に行うことができる。この方法は、土地、建物等、構築物等、物品等につき、順次、棚卸と再調達価額での評価を実施して台帳を整備していくものであり、事務負担が少ない。さらに、台帳整備後の再評価は当面行なわないこととされている。市では、関係課で台帳整備を進めているところである。

また、市の設置する高齢者福祉施設はすべて指定管理者制度により管理運営されているため、建物等の施設の管理に関する市と指定管理者との間の権利関係や費用負担等には、両者で取り交わす基本協定書において定められている。

(2) 備品の管理

市は、「盛岡市財務規則（昭和46年11月30日規則第33号） 第8章財産 第2節物品」において、物品の取得、管理及び処分に関し定めを置いている。高齢者福祉施設の物品もこの定め適用を受けることとなる。

また、「盛岡市財務規則」第206条に、「会計管理者等は、備品を受け入れたときは、速やかに細分類ごとの一連番号による当該備品の識別番号を決定し、備品台帳に登録するとともに、備品整理票を当該備品に取り付けなければならない。ただし…（以下略）。」との定めがあり、備品台帳及び備品整理票による管理が求められている。

この定めに基づき、会計課が備品台帳の整備運用を所管している。備品台帳は、「財務会計システム」の中に電子データとして収められている。主要な記載項目は次のとおりである。

○所属名称、所属コード

○備品分類、個別番号（識別番号）

○備品品名、備品規格

- 設置場所
- 取得先の氏名・住所
- 金額
- 数量
- 取得年月日、消滅年月日、直前移管年月日

一方、指定管理者制度においては、現物を使用するのが指定管理者となるため、市と指定管理者との間で取り交わす基本協定書において、指定管理者の善管注意義務を定め、以下のとおり規定している。

- 指定管理者は、「市の所有に属する備品については、備品管理簿を備えてその保管に係る備品を整理し、購入、廃棄等の異動及び現在高について毎年度終了後、市の定める日までに甲に報告しなければならない。」

なお、この定めの中で、第 202 条に物品の区分が示されており、その一区分として「備品」が以下のとおり定義されている（平成 23 年 3 月 31 日付の改正により、取得価格が 3 万円以上とされた。従前は図書 5 千円、その他 1 万円とされていた。）。さらに同条関係の「別表第 4 物品分類基準表」において細分類が示されている。

- 「(1)備品 性質及び形状を変えなく比較的長期間の使用又は保存に耐える物品で取得価格（取得価格のないものにあつては、評定価格）が 3 万円以上のもの。ただし、次に掲げるものは、取得価格にかかわらず、備品とする。
- ア 椅子（専ら職員の使用に供するものに限る。）
 - イ 机（専ら職員の使用に供するものに限る。）
 - ウ 受贈した標本、美術品、見本類」

また、市の設置する高齢者福祉施設はすべて指定管理者制度により管理運営されているため、備品を含む物品の管理に関する市と指定管理者との間の権利関係や費用負担等については、両者で取交わす基本協定書において定められている。

2. 実施した監査手続

(1) 築川老人福祉センターの造成工事に関し、平成 23 年 2 月 22 日を入札日として実施された工事請負契約に係る一般競争入札について、公告、一般競争入札参加資格確認、予定価格決定及び入札書の入手、並びに落札者の決定の手続に係る書類を閲覧し、質問を実施した。

(2) 以下の施設の視察を実施した。

- 軽費老人ホームけやき荘
- 太田老人福祉センター
- 津志田老人福祉センター
- 都南老人福祉センター

- 本宮老人福祉センター
- 世代交流センター
- 山岸老人憩いの家

(3) 以下の施設にて、現物と備品管理簿の突合、資料の閲覧及び質問を実施し、備品の管理状況を検討した。

- 青山老人福祉センター
- 高松老人憩いの家

3. 監査結果

(1) 築川老人福祉センターの造成工事に係る入札及び契約の手続の妥当性について

入札及び契約の手続が適切に実施されていることを確認した。また、落札者との工事請負契約書を閲覧したが、その内容は適切であると判断する。

(2) 備品の管理について

①備品台帳の整備状況について

高齢者福祉施設に関する部分の「財務会計システム」から出力される備品台帳を印刷したものを閲覧し、すべての施設の台帳が存在していることを確認した。備品台帳の整備状態は適切であると判断する。

②備品管理簿の作成状況について

平成22年度末(平成23年3月31日)現在の備品管理簿が作成され、基本協定書に基づく市への報告がなされていることを、稟議書(写し)の閲覧により確かめた。また、平成22年度末(平成23年3月31日)現在の備品管理簿に平成23年度に入ってからの変更状況を加味したうえで現物との照合を実施した結果、備品管理簿に記載の備品すべてについて実在性を確認した。指定管理者が作成する備品管理簿は適切に作成されていると判断する。

なお、備品管理簿については、盛岡市社会福祉事業団が指定管理者となっている施設については、「盛岡市社会福祉事業団会計規則第42条第1項」に規定される「物品現在高報告書」として作成されている。

③市の所管する備品台帳と指定管理者の作成する備品管理簿の間の齟齬について

(指摘事項16)

一つの現物に対する備品台帳と備品管理簿の記載は一致していなければならないが、高松老人憩いの家の備品につき両者の記載内容を照合した結果、以下のとおり齟齬がみられた。

○備品台帳に記載はあるが、備品管理簿に記載が無いもの

	品名	品番等	数量	金額(円)	取得年月日
A	複写機	imagio Neo 135	1	163,800	H17.3.25
B	大型 DVD カラオケシステム	—	1	157,500	H18.9.13

C	ボーカルマイク	PRO -100	1	10,500	H18.9.13
D	ボーカルマイク	PRO -100G	1	11,550	H18.9.13
E	カラオケソフト	TEBK-50015	1	15,750	H18.9.13
F	カラオケソフト	TEBK-50015	1	15,750	H18.9.13
G	カラーテレビ	日立 C25-A	1	58,195	H7.3.20

(注) 左端のアルファベットは、監査人が説明の便宜のために付した。

○備品管理簿に記載はあるが、備品台帳に記載が無いもの

	品名	品番等	数量	金額(円)	取得年月日
H	ホワイトボード	43S0ZZ	1	12,401	H7.3.30
I	カラオケソフト	スーパートリプル78	1	24,102	H7.3.24
J	ホームカラオケモニタースタンド	VMS-500	1	28,840	H7.3.24
K	国旗セット	Hr-11	1	29,200	H7.3.24

(注) 左端のアルファベットにつき、同上。

A～Fについては、実地調査時に現物の確認を実施していない。現物が存在しているのであれば、備品管理簿にも記載すべきである。

Gは、地デジ化への対応として更新した古い方のテレビである。新しい方のテレビも備品台帳に記載されている。古い方は削除すべきである。

H～Kについては、実地調査時に現物の存在を確認している。備品台帳にも登録すべきである。

また、備品台帳と備品管理簿の二つの帳簿が必要なのかにつき、それぞれの帳簿の有する機能の観点から検討するべきである。現物は、これに対する一つの記録で管理可能であると推定できる。多数ある指定管理者制度導入施設の全てにおいて、現物と帳簿記録の整合性を確保する必要がある中、資産管理の効率性はその確実性に繋がると考えられ、可能であれば一つの帳簿の方が望ましい。

もし一つとするならば、市の作成する備品台帳を活用すべきである。指定管理者との間の報告や連絡の仕組みにも影響すると考えられるため、全体としての効率化を見直す中で検討すべき課題である。

④実在備品の備品管理簿への記載の網羅性について (指摘事項 17)

高松老人憩いの家において、備品管理簿に記載される備品の全てについて現物を確認することができたが、実際に存在する現物が備品管理簿にすべて適切に記載されているか、つまり備品管理簿の網羅性については、「③」に記述のとおり、市の所管する備品台帳と指定管理者の作成する備品管理簿に齟齬がみられるため、心証は得られなかった。

また、青山老人福祉センターにあっては、次の事象が認められた。

○市の備品台帳への登録が未済のもの

座卓5台が登録未済である。市は備品台帳への登録及び備品整理票の送付につき速やかに対処する必要があり、早急に登録すべきである。

○所属が不明のもの

保管庫2台及び事務机1台がこれに該当した。青山老人福祉センターの場合、青山地区活動センターとの複合施設であり、同一の建物を使用している。フロアを分けるかたちとはなっているものの、備品については双方が融通しあうかたちで使用されてきたという経緯がある。さらに青山地区活動推進会や老人クラブの活動拠点ともなっており、これらの組織が所有する物品も預かるかたちで存在している。

所属が不明の上記備品については、現在使用しているのであれば、その使用状況に応じて所管を定め、必要に応じて備品管理簿及び備品台帳に記載する必要がある。また、これ以外にも、地区活動センターに属する備品が老人福祉センターで使用されている、又はその逆のケースについて、それが常態と認められる場合には、所管換えを実施することも検討すべきである。

備品台帳への現存資産の登録を徹底し、備品をを網羅的に管理できるような態勢を整えるべきである。

⑤備品整理票の現物への貼付の徹底について（指摘事項18）

高松老人憩いの家において備品整理票の現物への貼付状況を確認したところ、全49品のうち4品につき貼付がなされていなかった。また、貼付はされているものの、古くなって印字が読み取りづらくなっているものも散見された。また、青山老人福祉センターにあつては、すべての現物への備品整理票の貼付状況を調査することはできなかったが、貼付がなされていないものや、古くなって印字が読み取りづらくなっているものが散見された。備品整理票の現物への貼り替えを徹底するべきである。

4. 監査結果に添える意見

(1) 高齢者福祉施設の利用状況及び整備方針について（意見事項11）

市の老人福祉施設につき、その利用状況の5年間の推移を、高齢者人口及び指定管理料と対比するかたちで示すと以下のとおりである。なお、入所施設である軽費老人ホームは除いている。

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
65歳以上人口（人）	56,990	58,715	60,407	61,955	62,773
平成18年度=100	100	103.0	106.0	108.7	110.1
市全体人口（人）	294,573	293,971	292,958	292,487	292,285
高齢化率（%）	19.3	20.0	20.6	21.2	21.5
老人福祉センター 計（人）	316,640	315,625	310,791	323,985	317,552
老人憩いの家 計（人）	32,466	34,458	33,444	32,211	30,473
世代交流センター（人）	19,510	22,812	26,972	29,645	20,451
利用実績 合計	368,616	372,895	371,207	385,841	368,476

平成 18 年度=100	100	101.2	100.7	104.7	100.0
指定管理料 計(千円)	215,485	216,743	217,683	228,479	224,786
平成 18 年度=100	100	100.6	101.0	106.0	104.3

(市ホームページ、高齢者支援室及び社会福祉事業団作成資料を元に、監査人作成)

- (注) 1. 人口は各年度 9 月末現在
 2. 高齢化率=65 歳以上人口÷総人口×100
 3. 平成 21 年度に津志田老人福祉センター開設

これによれば、65 歳以上人口及び高齢化率は急速に伸びており、少子高齢化の傾向が顕著に現れている。一方で、施設の利用実績は横ばい傾向といえる。単純には考えられない点もあるだろうが、高齢者人口の伸びほどには利用実績が増えていないという傾向は読み取ることができる。この傾向は、高齢者の生活様式の変化や教養向上のための活動やレクリエーション等についてのサービス需要の多様化のほか、民間事業者による高齢者向けサービス提供ビジネスが活発化してきていること等が要因と思われる。

このような状況の中、市は老人福祉センターの整備事業を実施している。老人福祉センターは昭和 50 年頃から建設が始まり、地区福祉推進会単位で順次整備してきたものである。現状では、地区福祉推進会単位での老人福祉センターの未設置地区は 4 地区である。このうち築川地区では、平成 24 年 4 月に築川老人福祉センターが開設する予定で準備がすすめられている。B 型であるが、規模的には妥当と思われる。

一方、既存の施設の老朽化も目立ってきており、多額の維持費用が見込まれるところである。予算的制約がある中、いわゆるアセットマネジメントの早期導入による、長期的な視点からの施設整備計画の策定が望まれる。

(2) 土地及び建物の管理について (意見事項 12)

高齢者福祉施設に係るすべての土地及び建物につき帳票として出力した「財務会計システム」内の「公有財産管理」(財産台帳)を閲覧した結果、「評価額」の欄には、ほとんどの資産につき記載が無かった。市では、関係課で公有財産全体にわたる財産台帳の整備を進めているところとのことであり、早急な財産台帳の整備が望まれる。

IX. 指導監査、実地指導等の実施状況について

1. 指導監査、実地指導等の制度の概要

老人福祉法第 18 条は、地方自治体の社会福祉法人に対する指導・監督の権限に関し、「都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」と定める。

中核市である市は、地方自治法第 252 条の 22 の規定に基づき、平成 20 年度より市の区域内のみを活動対象とする老人福祉法に定める養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営法人たる社会福祉法人（以下、社会福祉法人という。）及び市の区域内に所在する社会福祉施設の運営に対する指導・監督の権能を岩手県から移管を受け、同年度からそれらに対する指導・監督を実施している。この指導・監督は、社会福祉法人及び社会福祉事業の健全で適正な運営を確保し、もって社会福祉事業の円滑な発展を図るため、「社会福祉法人及び社会福祉事業指導監査実施要綱」（平成 20 年 5 月 26 日 市長決裁 以下、指導監査実施要綱という。）の規定に準拠して行うことになっている。

また、介護保険法第 23 条は地方自治体の地域密着型サービス事業者等に対する指導の権限に関し、「市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第 24 条の 2 第 1 項第 1 号において 照会等対象者という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。」と定める。

指定地域密着型サービス事業者等に対する市の監査又は指導は、平成 18 年度改正介護保険法第 23 条、第 78 条の 7 等の規定を受け、平成 18 年度より実施されている。当規定に基づき市は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われ、地域密着型サービス、地域密着型予防サービス若しくは介護予防支援の質の確保及び保険給付の適正化を図るため、「盛岡市地域密着型サービス事業者等監査要綱」（平成 19 年 11 月 1 日 市長決裁 以下、監査要綱という。）

「盛岡市地域密着型サービス事業者等指導要綱」（平成 19 年 11 月 1 日 市長決裁 以下、指導要綱という。）の規定に準拠して、地域密着型サービス事業者等に対する監査又は指導を行うことになっている。

2. 実施した監査手続

保健福祉部作成の諸資料を閲覧するとともに、市担当者にヒアリングを実施して、指導監査又は実地指導等が対象である社会福祉法人、老人福祉施設及び地域密着型サービス事業者（以下、指導監査対象法人等という。）に対し、指導監査実施要綱、又は監査要綱若しくは指導要綱に準拠して行われているか、また、指導監査対象法人等に対してもれなくかつ有効的・効率的な頻度で行われているか、確認した。

<閲覧資料>

- 社会福祉法人指導監査実績（H20～H22）
- 老人福祉施設指導監査実績（H20～H22）
- 地域密着型サービス事業所 実地指導及び書面検査実績（H20～H22）
- 社会福祉法人指導監査 文書指導・口頭指導事項一覧（H20～H22）
- 老人福祉施設指導監査 指導事項一覧（H20～H22）
- 地域密着型サービス事業所実地指導 指導事項一覧（H20～H22）

3. 監査結果

(1) 社会福祉法人に対する指導監査について

文書指摘又は口頭指導している事項の例示は、次のとおりである。

組織運営)

- 定款変更等の状況
- 役員構成等の状況
- 理事会の状況
- 評議員会の状況
- 監事監査の状況

事業)

- 社会福祉事業の実施状況
- 公益事業の実施状況
- 収益事業の実施状況

管理)

- 人事管理の状況
- 資金管理の状況
- 会計管理の状況
- その他（情報開示、苦情解決システム、コンプライアンス遵守等）

文書指導・口頭指導事項に関する書類を閲覧等した結果、指導監査は指導監査実施要綱に準拠して行われており、実施結果としての文書指導及び口頭指導の内容は適切であると判断する。

次に、社会福祉法人に対する平成 20 年度から 22 年度までの指導監査の実施状況は、下の表のとおりである。

<社会福祉法人に対する指導監査の実施状況>

法人名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
社会福祉法人育心会	○		○
社会福祉法人岩手和敬会		○	
社会福祉法人小原慶福会	○		○
社会福祉法人河北会	○		○
社会福祉法人幸星会	○		○
社会福祉法人玉山秀峰会		○	
社会福祉法人日新福祉会	○		○
社会福祉法人希望会	○		○
社会福祉法人藤実会		○	
社会福祉法人盛岡山王会	○		○
社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	○		○
社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	○		○
社会福祉法人やよい福祉会	○		○

以上のように、市の指導監査対象である上の社会福祉法人に対しては、指導監査実施要綱に定められた監査の実施方法の規定どおり、万遍なく 2 年に 1 回の実地監査を行っており、適切な頻度で行われているものと判断する。

(2) 老人福祉施設に対する指導監査について

文書指摘又は口頭指導している事項の例示は、次のとおりである。

- 通帳と印鑑の保管方法の不備
- 小口現金管理方法についての法人規程不遵守
- 入所者決定に関する庶務規定の整備不良
- 身体拘束期間の記録不備
- 消防設備点検の記録未整備
- 市への入所者事故報告の未了
- 入所者決定決裁文書の整備不良

- 個人情報管理の不徹底
- 契約書類管理の不徹底

指導事項関係書類を閲覧した結果、指導事項は事業所管理全般にわたっている。指導監査は指導監査実施要綱に準拠して行われており、実施結果としての文書指導及び口頭指導の内容は適切であると判断する。

次に、老人福祉法に定める養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営法人たる社会福祉法人に対する平成 20 年度から 22 年度までの指導監査の実施状況は下の表のとおりである。

<老人福祉施設に対する指導監査の実施状況>

○ 養護老人ホーム

施設名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
清和荘	○		○
玉寿荘	○		○

○ 特別養護老人ホーム

施設名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
山岸和敬荘		○	
五月園	○		○
第二松園ハイツ		○	
千年苑	○		○
都南あけぼの荘		○	
青山和敬荘	○		○
希望の里	○		○
さくらぎの里	○		○
秀峰苑	○		○
すずらんガーデン	○		○
おでんせ本宮		○	
コアトレース厨川	○		○
繫松苑	○		○

カーサ南盛岡		○	
なのりの里		○	

○ 軽費老人ホーム

施設名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
(B 型)松園ハイツ	○		○
ケアハウス盛岡	○		○
ケアハウス麗沢		○	
ケアハウスおでんせ	○		○
ケアガーデン高松公園	○		○

以上のとおり、市の指導監査対象である上の社会福祉法人に対しては、指導監査実施要綱に定められた監査の実施方法の規定どおり、万遍なく 2 年に 1 回の実地監査を行っており、適切な頻度で行われているものと判断する。

(3) 指定地域密着型サービス事業者等に対する実地指導及び監査の実施状況

文書指摘又は口頭指導している事項の例示は、次のとおりである。

- 重要事項説明書の料金説明箇所の明確表示の徹底
- 情報開示のための備付書類の整備不良
- ユニット毎管理者配置の不備
- 医療行為は看護師が行うことの徹底
- ケアプラン計画についての家族同意の不徹底
- 運営規定等の掲示の不徹底
- 事故防止措置の必要性
- ケアプラン様式の不備

地域密着型サービス事業所に対する実地指導及び監査に関する書類を閲覧した結果、指導事項は事業所管理全般にわたっている。実地指導及び指導監査は監査要綱若しくは指導要綱に準拠して行われており、実施結果としての文書指導及び口頭指導の内容は適切であると判断する。

次に、地域密着型サービス事業者等に対する平成 20 年度から 22 年度までの実地指導及び監査の実施状況は下の表のとおりである。なお、下の表は地域福祉課資料「社会福祉法人指導監査実績 (H20～H22)」、「老人福祉施設指導監査実績 (H20～H22)」及び「地域密着型サービス事業所 実地指導及び書面検査実績 (H20～H22)」に基づき、監査人が作成したものである。

<地域密着型サービス事業者等に対する実地指導及び監査の実施状況>

○ 認知症対応型共同生活介護サービス事業所

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	実地指導	営利監査	実地指導	営利監査	実地指導	営利監査
グループホーム絆			○	○		
グループホームさくらの家		—	○	—		—
グループホームみんなのいえ					○	○
岩手高齢協ほっとくりやがわ		—		—	○	—
グループホーム田園			○	○		
グループホーム都南太陽荘	○			○		
グループホーム愛の手	○			○		
岩手高齢協ほっともとみや	○	—		—		—
グループホームサンパーク笑う門	○	○				
グループホームゆうゆう黒川	○	○				
グループホームメルシー長橋	○	○			○	
グループホームふくじゅそう	○	○			○	
すみれグループホーム	—	—	○	—	—	—
グループホームあったかいご神子田マルシェ	—	—	—	—	○	○
グループホームゆうゆう渋民	—	—	—	—	○	○
グループホームシリウス姫神	—	—	—	—	○	○
浅岸静福園	—	—	—	—	○	○
グループホームたんぼぼ	—	—	—	—	○	○

○認知症対応型通所介護サービス事業所

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	実地指導	営利監査	実地指導	営利監査	実地指導	営利監査
第二のわが家「ほっとりほ〜む」 デイサービスセンター		—		—	○	—
サンパーク笑う門 デイサービスセンター			○	○		
第二のわが家「黒石野」 デイサービスセンター		—		—	○	—

デイサービスくるみの家	○	○				
デイサービスセンターモーモー			○	○		
すみれデイサービス	○	—		—		—
特別養護老人ホームジャスミン 認知症対応型通所介護事業所		—		—	○	—

○小規模多機能型居宅介護サービス事業所

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	実地指導	営利監査	実地指導	営利監査	実地指導	営利監査
かまどっこ	○	—		—		—
恒和荘		—		—	○	—

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業所

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	実地指導	営利監査	実地指導	営利監査	実地指導	営利監査
特別養護老人ホームなのりの里		—	○	—		—
特別養護老人ホームジャスミン	—	—	—	—	○	—

(注) 各表中の「—」は、未設置時期であるか、又は非営利法人であるため、監査対象ではなかったことを示す。

以上のとおり、認知症対応型共同生活介護サービス事業所、認知症対応型通所介護サービス事業所、小規模多機能型居宅介護サービス事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業所については、2年に1回程度の実地指導又は監査が行われている。指導要綱では若しくは監査要綱に定められた監査の実施方法の規定に準拠して、適切な頻度で行われているものと判断する。

なお、この外の地域密着型サービス事業者である夜間対応型訪問介護サービス事業者等は市の管轄内にはなく、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス事業者等に対しては、前記の社会福祉法人又は老人福祉施設に対する指導監査を行っている。

4. 監査結果に添える意見 (意見事項 13)

介護保険給付サービスを行う事業者・施設には上記の老人福祉施設や地域密着型サービス事業所のほか、老人デイサービスセンター、介護支援センター、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設があるが、これらについては平成 23 年度まで県による指導監査が行われてきたが、県からの権限移譲を受け、平成 24 年度から市による指導監査が行わ

れることとなっている。平成 24 年度から市による指導監査となる見込みの介護保険施設数は以下のとおりである。

- 指定居宅サービス施設 : 857
 - 指定介護老人福祉施設 : 14
 - 指定介護老人保健施設 : 8
- 合計 879 施設

県からの権限移譲により、平成 24 年度からは介護保険事業の運営について、より健全かつ円滑な指導監査の実施が期待できるが、指導監査対象となる施設数が 879 も増加する見込みであることから、指導監査要員を十分に補充することが必要であると思われる。

施設種別	施設数	備考
指定居宅サービス施設	857	
指定介護老人福祉施設	14	
指定介護老人保健施設	8	
合計	879	

X. 高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る基金について

1. 介護給付費準備基金の概要

各市町村の第1号被保険者の保険料の基準額は、介護保険事業計画で定めた介護サービスの見込量等に基づき、事業運営期間を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定され、事業運営期間における給付水準を反映するように算定している。そして、保険者たる市町村は、中期的に安定した介護保険事業の財源確保を図る等のため、次式のとおり、3年間で単位とする事業運営期間ごとに、第1号被保険者の保険料の基準額を算定している。

$$\text{基準額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \text{第1号被保険者数}$$

(注) 保険料収納必要額は、介護給付費、財政安定化基金拠出金、財政安定化基金償還金等の見込額から国、都道府県、市町村の負担金等の見込額を控除した額である。

介護保険は、上記のとおり、3年間の事業運営期間ごとに介護サービスの見込量に見合った保険料を設定するという中期財政運営方式を採用しており、介護給付費が総じて増加傾向にあることから、事業運営期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが想定され、この剰余金を管理するために市町村は介護給付費準備基金を設けている。そして、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を基金に積み立て、事業運営期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり基金を取り崩すことが基本的な考え方としている。つまり、介護給付費準備基金の設置の目的は、1年目に生ずると考えられる歳計剰余金を基金に繰り入れて、最終年度における給付費増に伴う歳入不足の場合に、基金の一部（又は全部）を処分して、事業運営期間中の財政の均衡を保つことである。

(単位：千円)

区分		平成20年度末	平成21年度	平成22年度	平成23年度
積立額	一般会計より	(記載を省略)	6,753	301,914	—
	基金運用利息		895	—	—
取崩額	決算額		—	148,208	—
	予算額		—	128,750	188,116
残高	—	597,640	605,289	457,382	—

(介護高齢福祉課資料「盛岡市介護給付準備基金 積立/取崩/残高表」を元に、監査人が作成)

2. 実施した監査手続

介護給付費準備基金の関連資料を閲覧し、積立額と取崩額、及び積立手続と取崩手続についての合規性を検討した。

3. 監査結果

介護給付費準備基金事務に係る合規性について、介護給付費準備基金の積立額と取崩額、及び積立手続と取崩手続は、盛岡市介護給付準備基金条例に準拠していると判断する。

X I . 盛岡市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について

1. 盛岡市総合計画実施計画と盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画との対応関係

盛岡市総合計画実施計画と盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画を併記すると、次のようになる。

<盛岡市総合計画実施計画と盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画との対応関係>

盛岡市総合計画			盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画		
施策 4	基本事業	事務事業	基本方針	施策の方向性	事業名等
高齢社会に適應した高齢者福祉の充実	高齢者の社会参加の促進	○生きがい活動推進事業	◎生きがいをもつて過ごせる生活の実現	●社会参加の推進	・盛岡市シルバー人材センター
		○もりおか老人大学開催事業			・高齢者就労相談事業
		○老人芸能大会開催事業		●生きがいづくりの推進	・高齢者ボランティアの育成
		○高齢者無料入浴事業			・老人クラブ
		○老人のための明るいまちづくり推進事業			・その他の高齢者団体
		○老人クラブ活動促進事業			・敬老バス運行事業
		○敬老バス運行事業			・もりおか老人大学
		○老人スポーツ振興事業			・健康増進教室事業
		○敬老金品支給事業			・マッサージ等指導教室
		○金婚慶祝会事業			・老人芸能大会
○健康増進教室開催事業	・老人作品展				
○老人福祉センター等管理運営委託事	・老人スポーツ祭典				
				・ニュースポーツ講習会	
				・地区老人スポーツ大会	
				・生きがいづくり関連施設の整備	
				・児童館・児童センターの世代間交流事業	
				・敬老金品支給事業	
				・金婚慶祝会	
				・高齢者無料入浴事業	
				・在日外国人高齢者福祉給付金支給事業	

	業			
	○地域福祉センター 管理運営事業			
	○けやき荘整備運営 事業			
	○在日外国人高齢者 福祉給付金支給事 業			
高齢者福 祉サービ スの充実	○介護保険事業	◎健康で 安心な 生活の 実現	●介護予防の 推進	・特定高齢者評価把握事業 ・特定高齢者通所型介護予防 事業 ・特定高齢者訪問型介護予防 事業 ・介護予防普及啓発事業 ・介護予防教室運営事業 ・元気はなまる教室 ・生活管理指導短期宿泊事業
	○生きがい活動支援 通所事業	◎安心で 心のか よいあ う生活 の実現	●包括的支援 事業の推進	・地域包括支援センター運営 事業 ・地域ケア体制
	○寝具洗濯乾燥消毒 サービス事業		●任意事業の 推進	・介護給付等費用適正化事業 ・家族介護者リフレッシュ事 業 ・家族介護慰労金支給事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・寝たきり老人紙おむつ支給 事業 ・高齢者世話付住宅（シルバ ーハウジング）事業 ・住宅改修理由書作成費助成 事業 ・生活管理指導員派遣事業 ・「食」の自立支援事業
	○火災警報器等給付 事業			
	○福祉電話貸与事業			
	○高齢者住宅整備資 金貸付事業			
	○老人ホーム入所者 援護事業			
	○二次予防事業対象 者把握評価事業			
	○二次予防事業対象 者通所型介護予防 事業			
	○二次予防事業対象 者訪問型介護予防			

	<p>事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活管理指導員派遣事業 ○包括的支援事業 ○家族介護者等支援事業 ○家族介護慰労金支給事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○高齢者等住宅改造事業 ○ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業 ○老人福祉施設整備助成事業 ○軽費老人ホーム事務費補助事業 ○老人福祉施設開設準備経費助成事業 ○老人福祉センター施設整備事業 ○（仮称）築川老人福祉センター建設事業 ○老人憩いの家管理運営委託事業 ○世代交流センター 		<p>●在宅福祉事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがい活動支援通所事業 ・寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ・緊急通報システム設置事業 ・福祉電話設置事業 ・火災警報器等給付事業 ・要援護高齢者等住宅改造費補助事業 ・高齢者住宅整備資金の貸付事業 ・認知症支援ネットワーク事業 ・相談窓口 (ア) 地域包括支援センター (イ) 介護支援センター (ウ) 市の窓口等 ・老人福祉施設等事業 (ア) 養護老人ホーム (イ) 軽費老人ホーム (ウ) 有料老人ホーム <p>●介護予防サービス事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護（要支援）の認定 ・要介護（要支援）者の状況 (ア) 介護予防訪問介護 (イ) 介護予防訪問入浴介護 (ウ) 介護予防訪問看護 (エ) 介護予防訪問リハビリテーション (オ) 介護予防通所介護 (カ) 介護予防通所リハビリテーション (キ) 介護予防福祉用具貸与 (ク) 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護 (ケ) 介護予防特定施設入居者生活介護 (コ) 介護予防居宅療養管理指導 (サ) 特定介護予防福祉用具販売
--	---	--	-------------------	---

	<p>管理運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者対策推進事業 ○高齢者福祉基金造成事業 ○介護保険低所得利用者負担対策事業 ○要介護老人短期入所事業 ○いきいき高齢者通所支援事業 ○介護保険料賦課徴収事務 ○介護認定審査会事務 ○介護認定調査等事務 ○介護保険給付事務 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○高齢者虐待防止権利擁護事業 ○地域包括支援センター運営協議会事業 ○地域ケア会議事業 ○在宅介護支援セン 	<ul style="list-style-type: none"> (シ) 介護予防住宅改修 (ス) 介護予防支援（介護予防サービス計画） <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護予防サービス見込み (ア) 介護予防認知症対応型通所介護 (イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護
		<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 訪問介護 (イ) 訪問入浴介護 (ウ) 訪問看護 (エ) 訪問リハビリテーション (オ) 居宅療養管理指導 (カ) 通所介護 (キ) 通所リハビリテーション (ク) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護 (ケ) 特定施設入居者生活介護 (コ) 福祉用具貸与 (サ) 居宅介護支援 (シ) 特定福祉用具販売 (ス) 住宅改修 <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス (ア) 夜間対応型訪問介護 (イ) 認知症対応型通所介護 (ウ) 小規模多機能型居宅介護 (エ) 認知症対応型共同生活介護 (オ) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

		<p>ター事業</p> <p>○介護給付費適正化事業</p> <p>○住宅改修理由書作成費補助事業</p> <p>○老人福祉施設指導監査事業</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス <ul style="list-style-type: none"> (ア) 介護老人福祉施設 (イ) 介護老人保健施設 (ウ) 介護療養型医療施設 (エ) 特定入所者介護サービス ・介護老人福祉施設等及び地域密着型サービス施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 介護老人福祉施設等 (イ) 地域密着型サービス施設 (ウ) 混合型特定施設入居者等生活介護施設 (エ) 療養病床再編成施設 <hr/> <p>●支え合い活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者対策の推進 ・一人暮らし高齢者等対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> (ア) シルバーメイト事業 (イ) 介護教室・医療保健講座事業 (ウ) ふれあいシルバーサロン事業 (エ) 友愛訪問推進事業 ・認知症高齢者サポーター養成事業 ・地域福祉ボランティア
--	--	--	--	---

(「盛岡市総合計画実施計画」「盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を元に、監査人が作成)

2. 実施した監査手続

盛岡市総合計画実施計画（平成23年度～25年度）及び盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）を閲覧し、また、担当者への質問を実施して、その整合性を検討した。

3. 監査結果

盛岡市総合計画実施計画（平成23年度～25年度）と盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介

護保険事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の内容は、整合していることを確認した。

以 上